一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

（改定版）

平成27年7月　改定

茅野市・富士見町・原村

目　　次

第１章 計画の概要 1
　第１節 計画の目的 1
　第２節 本計画の位置づけ 3
　第３節 計画区域 4
　第４節 計画目標年次 4

第２章 地域の特性 5
　第１節 自然的特性 5
　　１． 地　勢 5
　　２． 水　象 6
　　３． 気　象 7
　第２節 社会的特性 8
　　１． 人口・世帯数 8
　　２． 産　業 10
　　３． 交　通 14
　　４． 土地利用 15
　　５． 主な社会資本 16
　第３節 環境質 17
　　１． 大　気 17
　　２． 水　質 17
　　３． ダイオキシン類 18
　第４節 将来像 18
　　１． 長野県 19
　　２． 諏訪地域広域行政圏 20
　　３． ３市町村の将来像 21

第３章 関係法令と関連計画等 22
　第１節 関係法令 22
　第２節 関連計画等 23
　　１． 国 23
　　２． 長野県 24
　　３． 諏訪地域広域行政圏 28
　　４． ３市町村の総合計画 29

第４章 ごみ処理の現況と課題 31
　第１節 ごみ処理体制の現況 31
　　１． ごみ処理区域 31
　　２． ごみ処理の実施体制 32
　　３． ごみ処理施設の業務体制 33
　　４． ごみ処理フロー 33
　　５． ごみ処理手数料 35
　　６． ごみ処理経費 36
　第２節 ごみ処理の現況 38
　　１． ごみ排出量 38
　　２． 排出抑制・資源化 40
　　３． 収集運搬 46
　　４． 中間処理 49
　　５． 最終処分 54
　　６． 廃棄物処理システムの評価 56
　第３節 ごみ処理の課題 59
　　１． 排出抑制・資源化 59
　　２． 収集運搬 60
　　３． 中間処理 61

４．　最終処分 62
５．　ごみ処理の一元化 62

第５章 ごみ排出量の予測 63
第１節 予測方法 63
第２節 ごみ排出量の予測 64

第６章 基本理念 68
第１節 前提条件 68
１．　計画対象廃棄物の範囲 68
２．　計画の目標年次 68
第２節 基本理念 68

第７章 ごみ処理基本計画 69
第１節 基本方針 69
１．　住民・事業者・行政の役割の明確化と実行 69
２．　発生抑制（Reduce)、再使用（Reuse)、再利用（Recycle）の推進 69
３．　環境に配慮した効率的なごみ処理体系の構築 69
第２節 数値目標 70
１．　国・長野県の減量化等の目標 70
２．　３市町村の数値目標 70
第３節 減量化計画 72
１．　減量化の施策 72
２．　発生・排出抑制の施策 73
第４節 リサイクル計画 79
１．　リサイクルの施策 79
第５節 収集運搬計画 81
１．　収集運搬の施策 81
第６節 中間処理計画 83
１．　中間処理の施策 83
第７節 最終処分計画 84
１．　最終処分の施策 84
第８節 その他の計画 85
１．　茅野市・富士見町・原村のごみ処理の一元化 85
２．　医療系廃棄物の処理 85
３．　地域環境美化の推進 86
第９節 将来ごみ量 87
１．　市町村別将来ごみ量 87
２．　中間処理量・最終処分量 90
３．　目標年次におけるごみ処理量と処理フロー 94

第８章 新ごみ処理施設の建設計画 95
第１節 施設整備の基本方針 95
１．　ごみ処理の一元化 95
２．　リサイクルセンターの整備 95
３．　最終処分場の整備 95
４．　焼却施設の延命使用 95
第２節 建設計画 96
１．　施設整備における目標年次 96
第３節 施設規模 96

第１章　計画の概要

第１節　計画の目的

茅野市、富士見町および原村（以下「３市町村」といいます。）が位置する地域（以下「本地域」といいます。）は、長野県の中部、雄大な八ヶ岳の西麓に位置し、蓼科高原、白樺湖など豊かな自然環境に恵まれた地域です。

近年、経済の高度成長による大量消費型のライフスタイルや事業活動による資源・エネルギーの枯渇、それによる温室効果ガスの大量排出による地球環境への負荷の増大など世界的な環境問題が顕在化する中、本地域においてもその一因であるごみに関連する諸問題への住民の関心が高まっており、行政、住民、事業者、地域が一体となった取組みを積極的に展開し、ごみ問題の課題解決にあたることが急務となっています。

このような中、３市町村では、長野県ごみ処理広域化計画に基づき、平成 11 年度から一部事務組合である諏訪南行政事務組合（以下「諏訪南組合」といいます。）を事業主体とする可燃ごみと可燃性粗大ごみの広域共同処理を開始し、ダイオキシン類対策をはじめとする適切かつ効率的なごみ処理を行っています。また、ごみ処理に対する住民の意識やニーズの高まり等、社会的意識の多様化に適切に対応するため、ごみの分別収集による資源化、発生抑制、再使用といった３Ｒへの取組みが展開されています。今後、本地域が一体となった更なる取組みの展開と先見性のある広域ごみ処理事業の推進が重要となっています。

一方、３市町村のごみ行政を取り巻く情勢には厳しいものがあります。茅野市の可燃ごみ焼却灰等を埋め立てている茅野市一般廃棄物最終処分場は、埋立期限が迫っており、また、富士見町および原村の可燃ごみ焼却灰等を埋め立てている南諏衛生施設組合（以下「南衛組合」といいます。）一般廃棄物最終処分場も埋立期限が迫っている状況にあるため、平成 17 年 3 月に策定した計画では焼却灰を溶融リサイクルする計画としましたが、世界的な石油価格の高騰と深刻な経済不況により灰溶融施設計画を廃止しました。現在、これら最終処分場の埋立物を掘り起して地域外の民間最終処分場に搬出し、最終処分場の延命化を図っています。このような危機的状況から、３市町村ではより一層の最終処分量の減量化の推進、また、ごみの地域内処理を基本とする方針から、本地域内に新たな最終処分場を整備することが求められています。

３市町村はこの状況を踏まえ、ごみ減量化のより一層の推進を図るため、平成 18 年 6 月に住民、事業者、行政の３者で構成する「諏訪南ごみ減量推進会議」を設置しました。同会議は、平成 20 年 5 月まで２年間にわたる検討を行い３市町村に提言されています。

また、平成 20 年 4 月に３市町村のごみ行政の連絡調整を目的とした「茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会（法定協議会）」を設置し、本地域における広域ごみ処理の推進を図るとともに、本地域におけるごみ処理の基本的な方針を検討するため、平成 20 年６月に３市町村の住民が参加する「ごみ処理基本方針検討委員会」を同協議会に設置しました。

同委員会は、平成 21 年 2 月まで８カ月間にわたる検討を行い、その検討結果をまとめた報告書が３市町村に提出されました。

３市町村では、平成 18 年から３年間にわたる「諏訪南ごみ減量推進会議」および「ごみ処理基本方針検討委員会」において、本地域におけるごみ処理の今後の基本的な方針を定めています。

なお、本計画策定の責任関係を明確にするため、計画策定者を「茅野市、富士見町、原村および諏訪南行政事務組合」の連名としています。

茅野市、富士見町及び原村地域におけるごみ処理の今後の基本的な方針

茅野市、富士見町および原村(以下「３市町村」という。)は、ごみ処理基本方針検討委員会の検討結果を踏まえ、茅野市、富士見町および原村地域におけるごみ処理の今後の基本的な方針について、３市町村の方針を次のとおり確認する。

平成 21 年 2 月 16 日

1　新たな最終処分場の整備

３市町村は、既存最終処分場の埋立期限がひっ迫している現状を再確認するとともに、新たな最終処分場の早期整備を期し、速やかに整備事業に着手する。

2　既存焼却施設の延命使用

３市町村は、可燃ごみを共同処理する諏訪南清掃センターの使用期限について、施設の主要基幹機器の計画的な更新を行う事により長寿命化を図り、30 年程度を目安として延命使用する方針とする。

また、将来の更新に向け、高効率型焼却、ガス化溶融、改質、炭化、メタン発酵＋堆肥化システムの技術動向等を調査・研究していくこととする。

3　ごみ処理施設の一元化

３市町村は、諏訪地域ごみ処理広域化計画(※)に基づく３市町村のごみ処理一元化を図るため、諏訪南行政事務組合を事業主体とし、資源ごみ・不燃ごみ等の中間処理(既存処理施設は、茅野市清掃センター不燃物処理場および南諏衛生施設組合粗大ごみ処理場)および最終処分場(既存施設は、茅野市最終処分場および南諏衛生施設組合最終処分場)に関する事務の共同処理を促進する。

この事務の共同処理に関し必要な事項は、３市町村が別に協議する。

※　この計画は、当面の間、諏訪南地域(３市町村)と湖周地域(岡谷市、諏訪市、下諏訪町)の 2 地域に分かれて広域化を進めるとしている。

4　ごみ減量化の取組み

３市町村は、ごみ処理に関し、ハード面(施設整備)とソフト面(ごみ減量等)が密接な関係にあり、既存焼却施設を延命使用する方針からも、施設整備とごみ減量化への取組みを同時に進めていくこととする。

以上

第２節　本計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生・排出抑制から再資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関する全てを包括するものであり、将来にわたってごみ処理を計画的かつ適正に行うための根幹となるものとして重要な意義をもつものです。

さらに、本計画は、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、施設整備計画や単年度ごとの処理実施計画を策定するための上位計画として位置づけられます。

本計画の上位計画としては、各市町村のマスタープランである「総合計画」、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された「長野県環境基本計画」等があります。

また、ごみ処理については「長野県ごみ処理広域化計画」、「長野県廃棄物処理計画」、「広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等が関連計画として挙げられます。

これらの上位計画等以外に、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等の関係法令等があり、これらの法令等に則した計画とする必要があります。

本計画は、将来にわたって一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿であり、本組合および各市町村におけるごみ処理に係るマスタープランとなります。このため、本計画は、上位計画等との整合性が図られた計画とする必要があります。

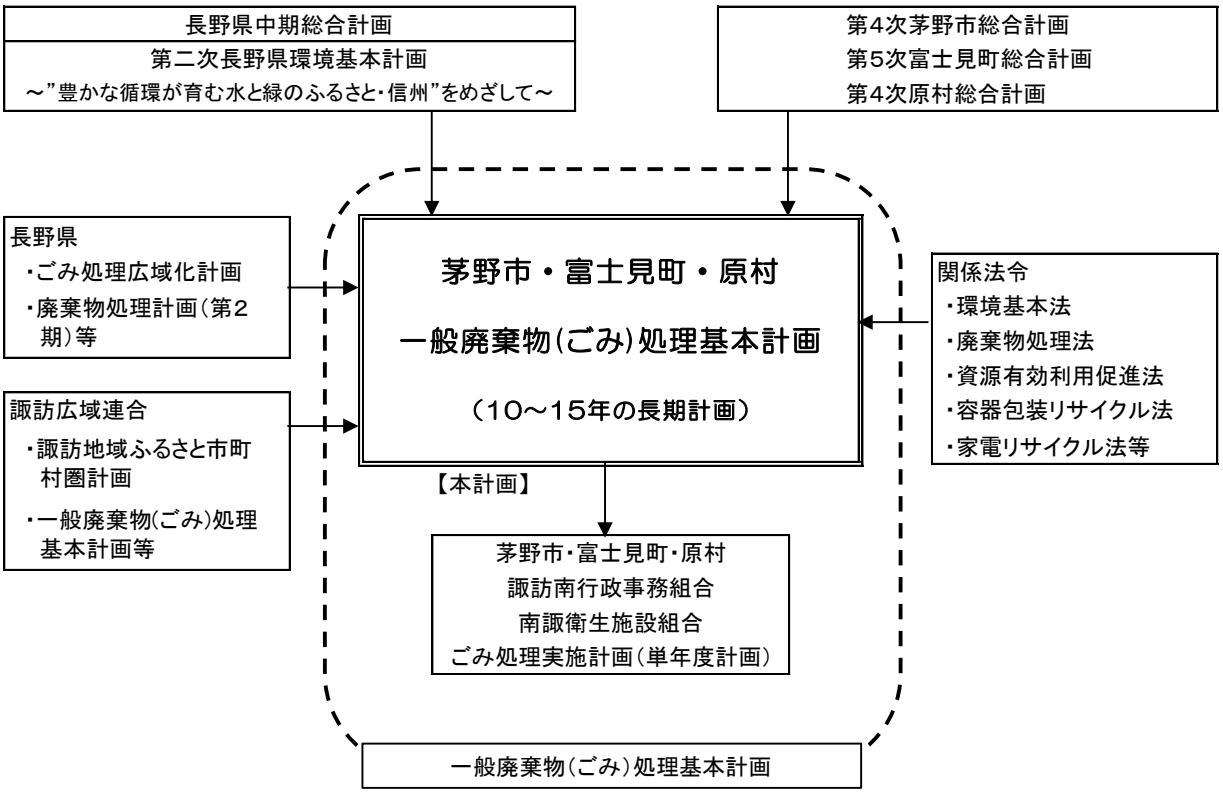

図 1-2-1　本計画の位置づけ

第３節　計画区域

茅野市、富士見町および原村の計画区域は、それぞれの行政区域全域とします。

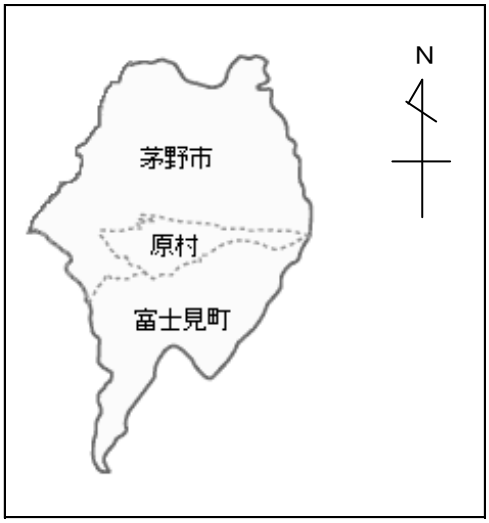

図 1-3-1　計画区域

第４節　計画目標年次

本計画は、中長期的視野の展望に立った計画とすることから、計画期間は、将来の施設計画を考慮して、平成 27 年度を初年度とした 15 年間とし、計画目標年次は平成 41 年度とします。

また、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画目標年次　：　平成 41 年度
（2029 年度）

第２章　地域の特性

第１節　自然的特性

１．地　勢

本地域は長野県の中部に位置し、八ヶ岳山麓に広がり、面積は 454.61 km^2、標高は茅野市市街地で 801m、最も高い八ヶ岳の主峰赤岳で 2,899m となっています。

八ヶ岳山麓は、富士山に次ぐ広大な裾野をもち、緩やかに傾斜する広々とした平地には古くから集落が形成され、耕地が開け、生活、産業、文化の基盤となっています。

本圏域の北東部は、八ヶ岳中信高原国定公園に指定されています。八ヶ岳中信高原国定公園は、長野、山梨両県にわたる八ヶ岳と、蓼科高原、霧ヶ峰、美ヶ原などの成層火山や溶岩台地を主体とする公園です。

本地域には、白樺湖や蓼科湖などもあり、八ヶ岳山麓特有の景観をつくっています。また、温泉も多く、高原には多様な動植物が豊かに生息分布していることも特性となっています。

市町村名	市役所・役場位置			総面積
	東　経	北　緯	海抜(m)	(km^2)
茅 野 市	138° 09′ 42″	35° 59′ 32″	801	266.59
富士見町	138° 14′ 39″	35° 54′ 40″	977	144.76
原　　村	138° 13′ 13″	35° 54′ 40″	1,012	43.26

図 2-1-1　本地域の位置

2．水　象

本地域の水系は、大きく天竜川水系と富士川水系に分けられ、茅野市全域、原村の大部分の地域および富士見町の北西部は天竜川水系となっています。

本地域の主な河川を図 2-1-2 に示します。天竜川水域の河川は、上川および宮川に合流後、諏訪湖に流入しています。富士見町を北から南に流れる立場川は、釜無川に合流後、山梨県において富士川に流入しています。

茅野市北東部には、白樺湖（面積 36.0ha)、蓼科湖（面積 8.0ha）があり、八ヶ岳山麓特有の景観をつくっています。

また、多くの河川は、農業用水としても利用されています。

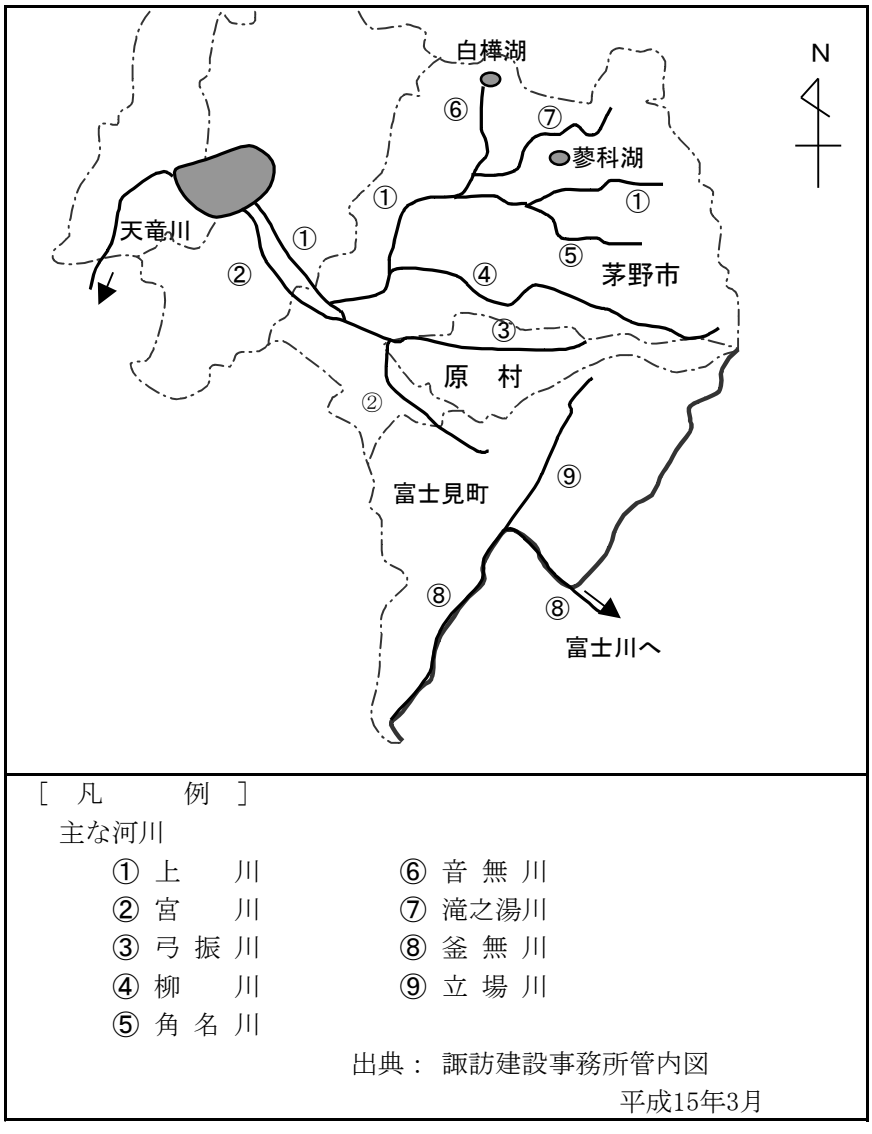

図 2-1-2　主な河川図

3．気　象

本地域の気候は、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示しており、寒暖の差が大きく、空気は乾燥して澄み、日照は年平均約 2,150 時間と多く、四季の変化に富んでいます。

本地域における気象概況を表 2-1-1、平成 26 年における月別気温・降水量を図 2-1-3 に示します。平成 26 年における平均気温は 11.0℃、平均風速は 3.2m/s、平均湿度は 70%、年間降水量は 1,369.5mm となっています。

表 2-1-1　気象概況

区分		気温			風速(m/s)		平均湿度	降水量	最深積雪
		極値		平均	平均	最大			
		最高	最低				(%)	(mm)	(cm)
平成22年		33.7	-10.3	11.8	3.1	13.4	70	1,504.0	11
平成23年		34.0	-10.7	11.2	3.1	13.5	69	1,467.5	22
平成24年		33.4	-13.9	11.1	3.2	15.4	70	1,278.5	16
平成25年		34.4	-14.4	11.4	3.3	16.2	69	1,304.0	26
平成26年		33.4	-11.0	11.0	3.2	14.1	70	1,369.5	52
平成26年	1月	9.0	-10.0	-1.6	3.1	13.5	67	35.5	11
	2月	12.8	-10.9	-1.6	4.3	12.2	71	58.5	52
	3月	18.6	-9.6	3.7	3.8	11.8	65	131.5	3
	4月	22.5	-3.3	9.7	3.7	13.1	56	46.5	-
	5月	28.6	3.3	15.4	3.3	13.8	59	59.5	-
	6月	31.7	10.9	19.9	2.9)	10.2)	70	116.5	-
	7月	33.4	16.7	23.2	2.7	10.4	75	318.0	-
	8月	32.5	17.6	23.2	2.6	10.0	79	186.0	-
	9月	27.9	6.9	18.1	3.1	10.4	74	55.0	-
	10月	24.5	0.3	13.2	3.2	14.1	77	174.0	-
	11月	20.6	-2.5	7.9	2.9	10.6	76	91.0	-
	12月	12.3	-11.0	0.4	3.2	12.1	71	97.5	-

※ 値):準正常値(品質に軽微な問題があるか、または資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合)
値]:資料不足値(統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合)
出典:気象庁ホームページ(気象統計情報) 平成27年3月現在 (諏訪特別地域気象観測所)

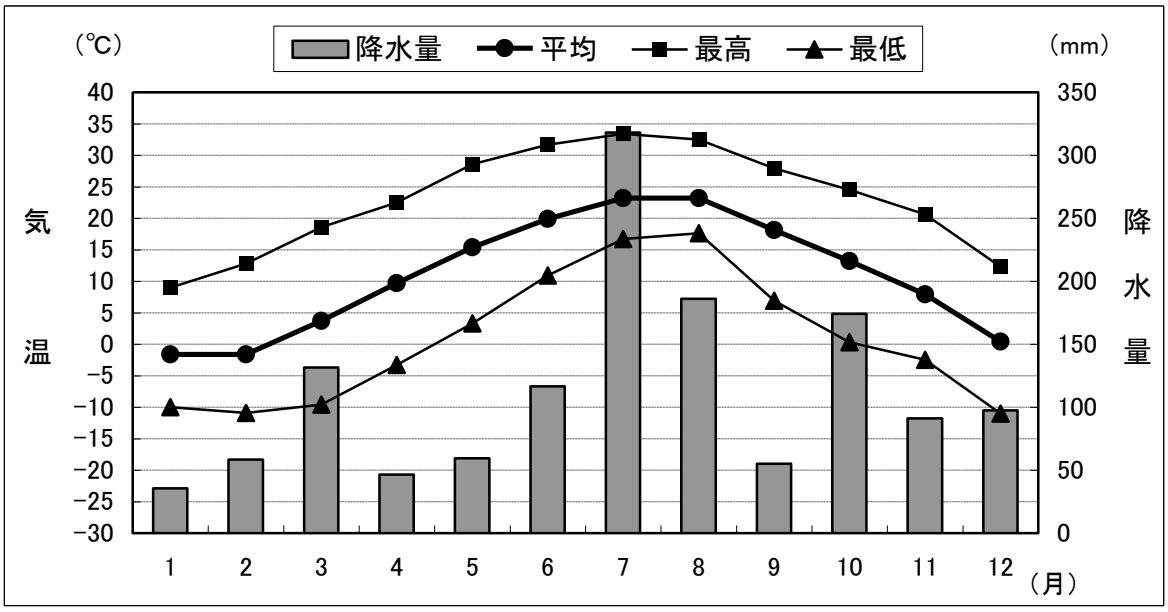

図 2-1-3　月別気温・降水量（平成 26 年）

第２節　社会的特性

１．人口・世帯数

３市町村の人口および世帯数の推移を図 2-2-1、表 2-2-1 に示します。

世帯数は、３市町村とも過去 10 年間のうち、減少している年度もありますが、概ね増加傾向で推移しています。人口については、茅野市は平成 20 年度から、富士見町は平成 18 年度からともに減少傾向となっています。原村については、平成 16 年度より増加傾向で推移していましたが、平成 23 年度以降は微減傾向にあります。

平成 25 年度の定住人口は、茅野市が 56,397 人、富士見町は 15,238 人、原村は 7,890 人となっており、３市町村全体では 79,525 人です。

平成 16 年度から平成 25 年度の定住人口を比較した 10 年間の人口推移は、茅野市が 1,340 人減、富士見町は 574 人減、原村は 196 人増、本地域全体で 1,718 人減となっています。

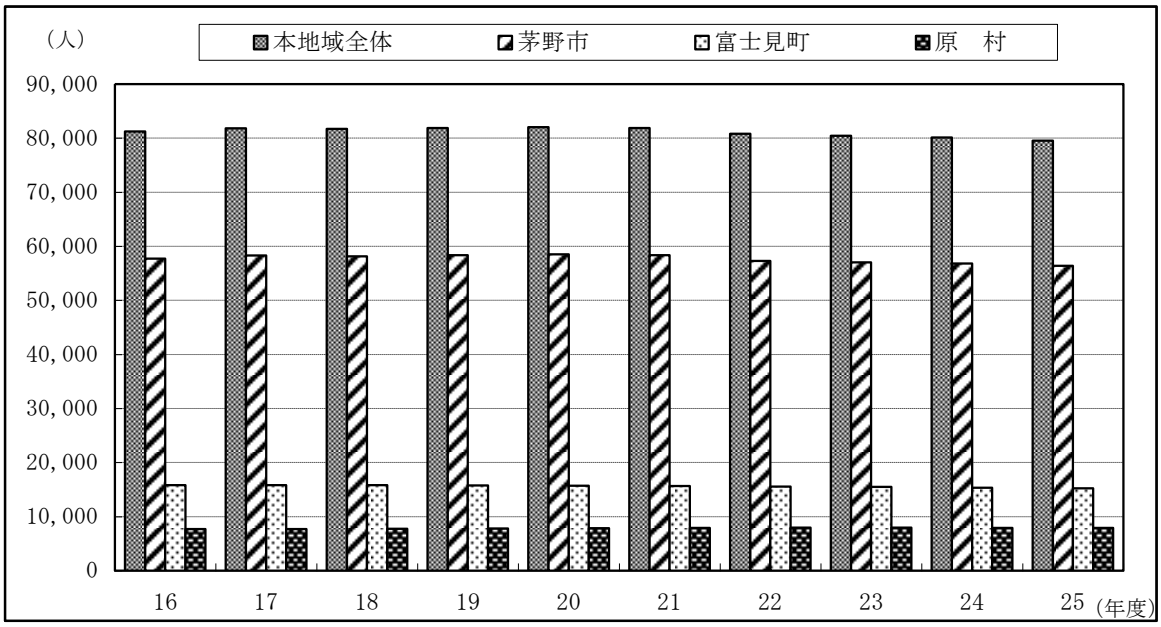

図 2-2-1　人口の推移

表 2-2-1　人口・世帯数の推移

区分		世帯数	人口			1世帯あたり人員	外国人登録人口	定住人口
			総数	男性	女性			
		世帯	人	人	人	人/世帯	人	人
本地域全体	平成16年度	29,093	79,785	39,651	40,134	2.7	1,458	81,243
	平成17年度	29,710	80,302	40,089	40,213	2.7	1,511	81,813
	平成18年度	30,144	80,366	40,199	40,167	2.7	1,368	81,734
	平成19年度	30,509	80,430	40,159	40,271	2.6	1,455	81,885
	平成20年度	30,796	80,559	40,185	40,374	2.6	1,487	82,046
	平成21年度	31,054	80,615	40,137	40,478	2.6	1,264	81,879
	平成22年度	30,281	79,635	39,588	40,047	2.6	1,185	80,820
	平成23年度	30,509	79,316	39,397	39,919	2.6	1,132	80,448
	平成24年度	30,702	79,065	39,219	39,846	2.6	1,044	80,109
	平成25年度	30,719	78,555	38,954	39,601	2.6	970	79,525
茅野市	平成16年度	21,042	56,557	28,189	28,368	2.7	1,180	57,737
	平成17年度	21,529	57,099	28,634	28,465	2.7	1,189	58,288
	平成18年度	21,803	57,061	28,660	28,401	2.6	1,078	58,139
	平成19年度	22,122	57,201	28,714	28,487	2.6	1,128	58,329
	平成20年度	22,368	57,379	28,728	28,651	2.6	1,128	58,507
	平成21年度	22,546	57,382	28,668	28,714	2.5	960	58,342
	平成22年度	21,687	56,391	28,067	28,324	2.6	914	57,305
	平成23年度	21,829	56,121	27,912	28,209	2.6	882	57,003
	平成24年度	22,029	56,030	27,845	28,185	2.5	796	56,826
	平成25年度	22,019	55,679	27,661	28,018	2.5	718	56,397
富士見町	平成16年度	5,485	15,591	7,652	7,939	2.8	221	15,812
	平成17年度	5,567	15,575	7,649	7,926	2.8	252	15,827
	平成18年度	5,683	15,631	7,697	7,934	2.8	208	15,839
	平成19年度	5,672	15,522	7,607	7,915	2.7	236	15,758
	平成20年度	5,659	15,439	7,598	7,841	2.7	253	15,692
	平成21年度	5,677	15,406	7,583	7,823	2.7	242	15,648
	平成22年度	5,703	15,367	7,597	7,770	2.7	196	15,563
	平成23年度	5,730	15,303	7,552	7,751	2.7	185	15,488
	平成24年度	5,615	15,169	7,465	7,704	2.7	192	15,361
	平成25年度	5,655	15,045	7,391	7,654	2.7	193	15,238
原村	平成16年度	2,566	7,637	3,810	3,827	3.0	57	7,694
	平成17年度	2,614	7,628	3,806	3,822	2.9	70	7,698
	平成18年度	2,658	7,674	3,842	3,832	2.9	82	7,756
	平成19年度	2,715	7,707	3,838	3,869	2.8	91	7,798
	平成20年度	2,769	7,741	3,859	3,882	2.8	106	7,847
	平成21年度	2,831	7,827	3,886	3,941	2.8	62	7,889
	平成22年度	2,891	7,877	3,924	3,953	2.7	75	7,952
	平成23年度	2,950	7,892	3,933	3,959	2.7	65	7,957
	平成24年度	3,058	7,866	3,909	3,957	2.6	56	7,922
	平成25年度	3,045	7,831	3,902	3,929	2.6	59	7,890

※住民基本台帳人口（各年10月1日現在）、外国人登録人口（各年度末現在）

2．産　業

1）産業別就業者数

3 市町村の就業者数を表 2-2-2、3 に示します。

表 2-2-2　産業別就業者数（1）

［本地域全体］

	区　分			平成12年	平成17年	平成22年
	産業分類(～H14)	産業分類(H14～19)	産業分類(H19～)			
就業者数（人）	総就業者数			43,668	43,662	41,010
	第1次産業			5,688	5,667	4,349
	農業	農業	農業，林業	5,643	5,634	4,344
	林業	林業		41	28	
	漁業	漁業	漁業	4	5	5
	第2次産業			17,173	15,794	14,131
	鉱業	鉱業	鉱業，採石業，砂利採取業	34	27	17
	建設業	建設業	建設業	4,071	3,435	2,802
	製造業	製造業	製造業	13,068	12,332	11,312
	第3次産業			20,624	21,967	21,043
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	145	121	112
	運輸・通信業	情報通信業	情報通信業	1,488	398	305
		運輸業	運輸業，郵便業		1,124	1,126
	卸売・小売業・飲食店	卸売・小売業	卸売業，小売業	6,253	4,964	4,619
	金融・保険業	金融・保険業	金融業，保険業	524	455	504
	不動産業	不動産業	不動産業，物品賃貸業	273	360	486
			学術研究，専門・技術サービス業			803
		飲食店，宿泊業	宿泊業，飲食サービス業		3,439	3,469
			生活関連サービス業，娯楽業			1,416
		教育，学習支援業	教育，学習支援業		1,537	1,417
		医療，福祉	医療，福祉		2,995	3,738
		複合サービス事業	複合サービス事業		725	397
	サービス業	サービス業	サービス業	11,102	5,025	1,802
	公務	公務	公務	839	824	849
	分類不能			183	234	1,487
構成比（%）	総就業者数			100.0	100.0	100.0
	第1次産業			13.0	13.0	10.6
	第2次産業			39.3	36.2	34.5
	第3次産業			47.3	50.3	51.3
	分類不能			0.4	0.5	3.6

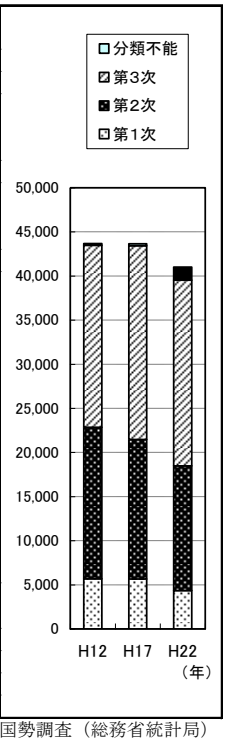

出典：国勢調査（総務省統計局）

［茅野市］

	区　分			平成12年	平成17年	平成22年
	産業分類(～H14)	産業分類(H14～19)	産業分類(H19～)			
就業者数（人）	総就業者数			30,768	30,512	28,807
	第1次産業			2,822	2,756	2,121
	農業	農業	農業，林業	2,789	2,731	2,117
	林業	林業		29	20	
	漁業	漁業	漁業	4	5	4
	第2次産業			12,658	11,434	10,155
	鉱業	鉱業	鉱業，採石業，砂利採取業	11	8	9
	建設業	建設業	建設業	2,839	2,378	1,936
	製造業	製造業	製造業	9,808	9,048	8,210
	第3次産業			15,110	16,104	15,162
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	109	100	81
	運輸・通信業	情報通信業	情報通信業	1,054	287	207
		運輸業	運輸業，郵便業		827	804
	卸売・小売業・飲食店	卸売・小売業	卸売業，小売業	4,693	3,717	3,422
	金融・保険業	金融・保険業	金融業，保険業	403	359	404
	不動産業	不動産業	不動産業，物品賃貸業	240	309	368
			学術研究，専門・技術サービス業			536
		飲食店，宿泊業	宿泊業，飲食サービス業		2,766	2,679
			生活関連サービス業，娯楽業			1,002
		教育，学習支援業	教育，学習支援業		969	909
		医療，福祉	医療，福祉		2,127	2,640
		複合サービス事業	複合サービス事業		434	240
	サービス業	サービス業	サービス業	8,090	3,673	1,332
	公務	公務	公務	521	536	538
	分類不能			178	218	1,369
構成比（%）	総就業者数			100.0	100.0	100.0
	第1次産業			9.2	9.0	7.4
	第2次産業			41.1	37.5	35.3
	第3次産業			49.1	52.8	52.5
	分類不能			0.6	0.7	4.8

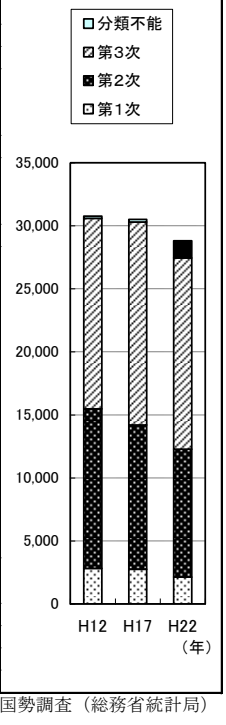

出典：国勢調査（総務省統計局）

表 2-2-3　産業別就業者数（２）

［富士見町］

区分				平成12年	平成17年	平成22年
	産業分類(～H14)	産業分類(H14～19)	産業分類(H19～)			
就業者数（人）	総就業者数			8,571	8,678	7,914
	第1次産業			1,432	1,453	1,038
	農業	農業	農業，林業	1,421	1,447	1,037
	林業	林業		11	6	
	漁業	漁業	漁業	－	－	1
	第2次産業			3,353	3,157	2,825
	鉱業	鉱業	鉱業，採石業，砂利採取業	21	19	7
	建設業	建設業	建設業	908	740	588
	製造業	製造業	製造業	2,424	2,398	2,230
	第3次産業			3,783	4,062	3,950
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	25	15	17
	運輸・通信業	情報通信業	情報通信業	309	76	57
		運輸業	運輸業，郵便業		194	232
	卸売・小売業・飲食店	卸売・小売業	卸売業，小売業	1,044	836	772
	金融・保険業	金融・保険業	金融業，保険業	80	64	65
	不動産業	不動産業	不動産業，物品賃貸業	18	35	76
			学術研究，専門・技術サービス業			172
		飲食店，宿泊業	宿泊業，飲食サービス業		399	482
			生活関連サービス業，娯楽業			294
		教育，学習支援業	教育，学習支援業		411	352
		医療，福祉	医療，福祉		630	780
		複合サービス事業	複合サービス事業		214	117
	サービス業	サービス業	サービス業	2,093	996	329
	公務	公務	公務	214	192	205
	分類不能			3	6	101
構成比（%）	総就業者数			100.0	100.0	100.0
	第1次産業			16.7	16.7	13.1
	第2次産業			39.1	36.4	35.7
	第3次産業			44.1	46.8	49.9
	分類不能			0.1	0.1	1.3

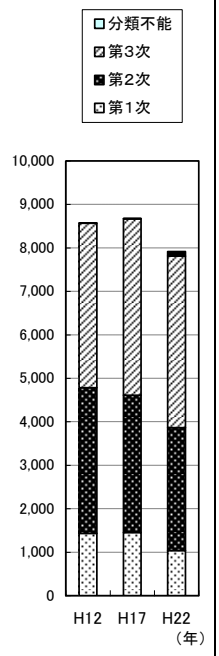

出典：国勢調査（総務省統計局）

［原村］

区分				平成12年	平成17年	平成22年
	産業分類(～H14)	産業分類(H14～19)	産業分類(H19～)			
就業者数（人）	総就業者数			4,329	4,472	4,289
	第1次産業			1,434	1,458	1,190
	農業	農業	農業，林業	1,433	1,456	1,190
	林業	林業		1	2	
	漁業	漁業	漁業	－	－	－
	第2次産業			1,162	1,203	1,151
	鉱業	鉱業	鉱業，採石業，砂利採取業	2	－	1
	建設業	建設業	建設業	324	317	278
	製造業	製造業	製造業	836	886	872
	第3次産業			1,731	1,801	1,931
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	11	6	14
	運輸・通信業	情報通信業	情報通信業	125	35	41
		運輸業	運輸業，郵便業		103	90
	卸売・小売業・飲食店	卸売・小売業	卸売業，小売業	516	411	425
	金融・保険業	金融・保険業	金融業，保険業	41	32	35
	不動産業	不動産業	不動産業，物品賃貸業	15	16	42
			学術研究，専門・技術サービス業			95
		飲食店，宿泊業	宿泊業，飲食サービス業		274	308
			生活関連サービス業，娯楽業			120
		教育，学習支援業	教育，学習支援業		157	156
		医療，福祉	医療，福祉		238	318
		複合サービス事業	複合サービス事業		77	40
	サービス業	サービス業	サービス業	919	356	141
	公務	公務	公務	104	96	106
	分類不能			2	10	17
構成比（%）	総就業者数			100.0	100.0	100.0
	第1次産業			33.1	32.6	27.7
	第2次産業			26.8	26.9	26.8
	第3次産業			40.1	40.3	45.1
	分類不能			0.0	0.2	0.4

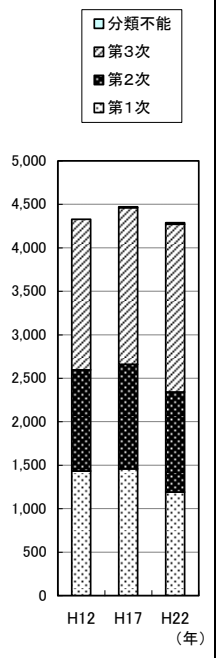

出典：国勢調査（総務省統計局）

本地域の就業者数は、平成 22 年現在で 41,010 人であり、平成 17 年から減少しています。産業分類別でも、いずれの産業も減少していますが、特に第２次産業の減少が顕著となっています。

構成比でみると、平成 22 年は第１次産業 10.6%、第２次産業 34.5%、第３次産業 51.3%で、第３次産業が最も高くなっています。また、第１次産業が最も高いのは原村、第３次産業が最も高いのは茅野市です。

2）産業の概要

３市町村の産業の概要を表 2-2-4 に示します。

農業は、広大な農地による水稲栽培や冷涼な気象条件を生かした高原野菜・花き・畜産など、特色ある農業を展開しています。

工業は、戦前の製糸業中心から、精密機械工業中心へと転換し、急激な発展を遂げてきました。近年では、情報機器製品への転換が進み、先端技術産業分野へと変化してきています。地場産業については、清酒・味噌・寒天・のこぎりなどの特産品があります。

商業は、既存商店街に零細店舗が多く、経営者の高齢化・空き店舗の増加がみうけられます。一方、大規模小売店舗立地法の規制緩和、土地区画整理事業や街路事業の整備に伴い、量販店・ディスカウント店などロードサイドショップの増加が顕著となっています。

表 2-2-4　産業の概要

項目	単位	基準日等	茅野市	富士見町	原　村	資料出所・備考
事業所総数	(所)	H21.7.1	3,014	777	476	県情報政策課統計室「平成21年経済センサス基礎調査結果（確報）」 (事業内容等が不詳の事業所を除く)
総従業者数	(人)		26,338	7,972	2,414	
1事業所当たりの従業者数	(人)		8.7	10.3	5.1	
農家数(総農家)	(戸)	H22.2.1	2,548	1,205	724	県情報政策課「2010年世界農林業センサス調査結果（確定値）」
農業就業人口(販売農家)	(人)		2,076	1,163	1,166	
経営耕地面積(総農家)	(a)		156,221	102,220	95,022	
農業産出額	(千万円)	平成18年	452	492	419	農林水産省「生産農業所得統計」
製造業事業所数	(所)	H24.12.31	202	65	19	県情報政策課「工業統計調査結果報告書（確報）」 (従業者4人以上)
製造業従業者数	(人)		7,478	3,390	334	
製造品出荷額等	(千万円)		16,992	5,920	623	
商業事業所数	(店)	H19.6.1	569	136	73	県情報政策課「平成19年商業統計調査結果」 (飲食店を除く)
商業従業者数	(人)		3,749	873	392	
年間商品販売額	(千万円)	平成19年度	9,562	1,997	919	

3）観　光

本地域は、八ヶ岳中信高原国定公園を中心に、山岳、高原、湖など変化に富んだ自然環境や湯量豊富な温泉を有し、さらに、尖石遺跡・井戸尻遺跡など文化財や御柱祭に代表される様々な伝統行事が残されており、多くの観光客が訪れます。

観光客の推移は、表 2-2-5、図 2-2-2 に示すように、微増傾向となっており、平成 25 年度には年間 416 万人を超える観光客が訪れています。

表 2-2-5　観光客の推移

（単位：百人）

市町村	観光地	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
茅　野　市	蓼科	13,297	13,331	13,272	13,900	14,587
	白樺湖	7,829	7,886	7,620	7,487	7,735
	奥蓼科	984	984	945	923	934
	八ヶ岳	1,644	1,694	1,696	1,780	1,853
	車山	6,276	6,241	6,048	6,060	6,328
	尖石	414	402	448	384	422
	小計	30,444	30,538	30,029	30,534	31,859
富 士 見 町	入笠山	2,962	2,929	3,179	3,677	3,916
	富士見高原	3,748	3,669	3,722	3,560	3,804
	小計	6,710	6,598	6,901	7,237	7,720
原　　村	八ヶ岳中央高原	2,054	1,844	2,011	1,989	2,035
合　　計		39,208	38,980	38,941	39,760	41,614

出典：茅野市の統計　平成25年版
統計ふじみ　平成25年度版
原村の統計　平成25年度版

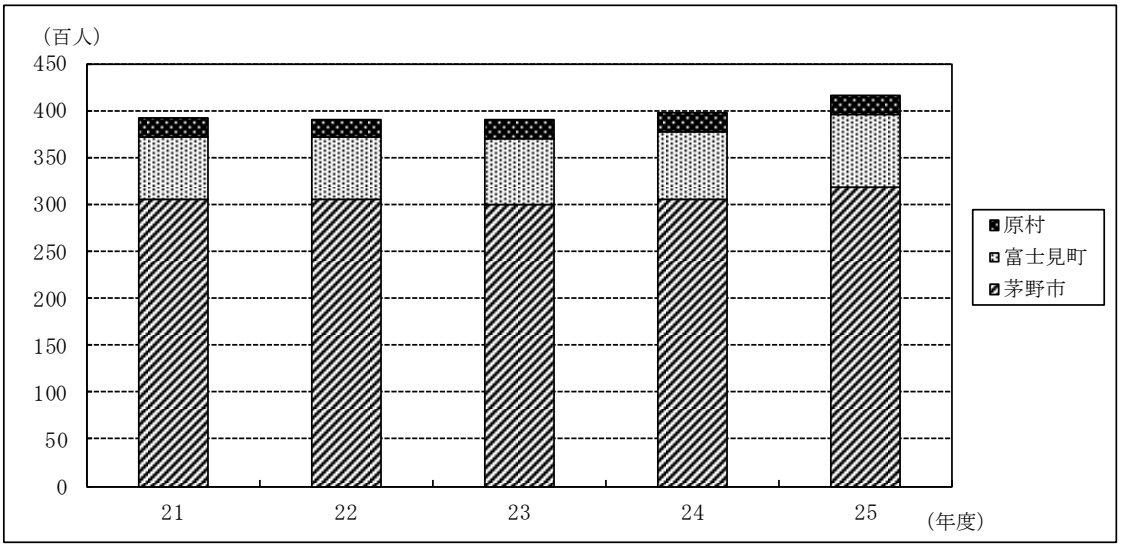

図 2-2-2　観光客の推移

3．交　通

本地域の主要な交通網を図 2-2-3 に示します。

本地域の道路は、基軸となる中央自動車道を中心に、国道 3 路線、主要地方道 5 路線、一般県道 13 路線を主軸として、住民の最も身近な生活道路である市町村道により形成されています。

道路網は、本地域の南西部を北西から南東に走る中央自動車道、国道 20 号および国道 299 号が骨格となり、これに他の道路が縦横に連結し、地域住民の利便、産業開発、地域振興等に重要な役割を果たしています。

また、首都圏と本地域を結ぶＪＲ中央本線は、本地域に 5 駅を有し、大量輸送と定時制に優れ、日常生活における広域交通ネットワークの根幹となっています。

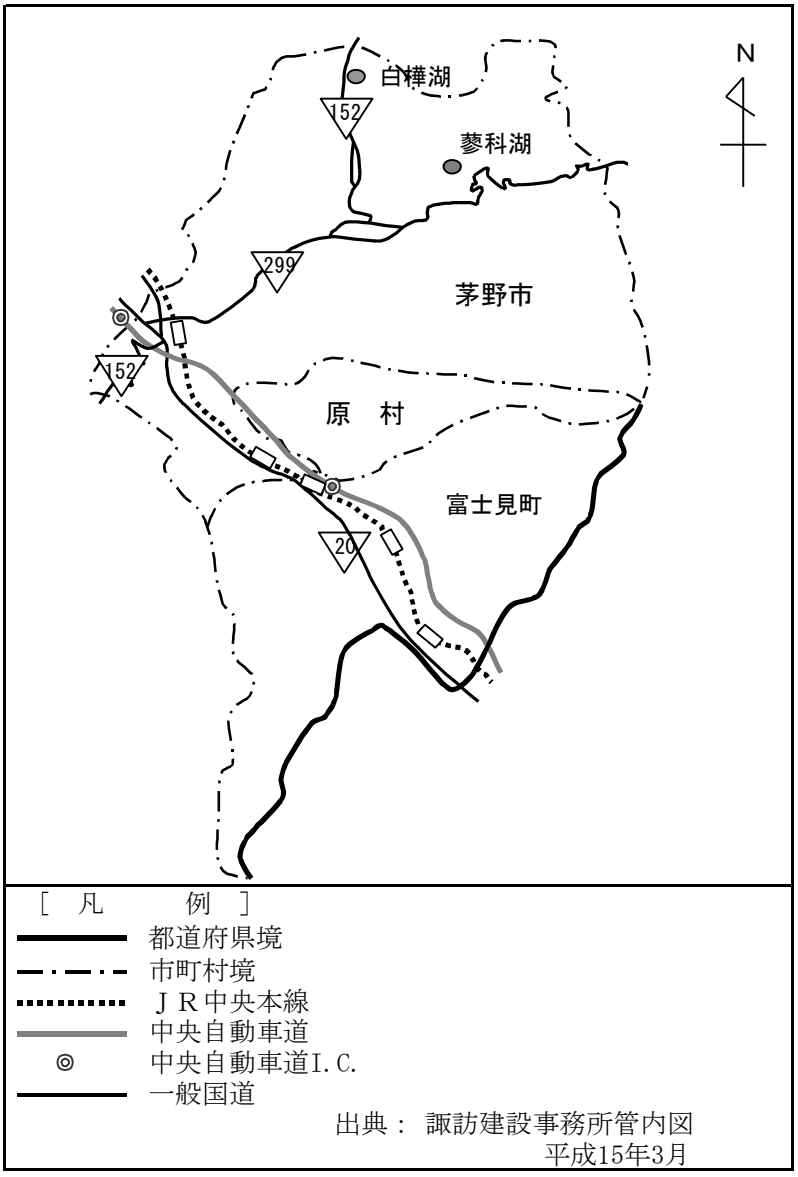

図 2-2-3　主要な交通網

４．土地利用

平成 26 年 1 月 1 日現在における 3 市町村の土地利用状況は、表 2-2-6、図 2-2-4 に示すように、本地域全体の総面積 453.41km^2 のうち、山林がもっとも多く 132.34km^2 と全体の 29.1%を占め、次いで原野が 103.27 km^2(構成比 22.8%)となっています。

表 2-2-6　土地利用の状況

区　　分		総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
本地域全体	面　積(km^2)	453.41	37.99	25.42	27.19	132.34	103.27	127.20
	構成比(%)	100.0	8.4	5.6	6.0	29.1	22.8	28.1
茅野市	面　積(km^2)	265.88	18.14	11.93	15.19	69.35	80.54	70.73
	構成比(%)	100.0	6.8	4.5	5.7	26.1	30.3	26.6
富士見町	面　積(km^2)	144.37	12.84	7.13	8.12	60.10	14.82	41.36
	構成比(%)	100.0	8.9	4.9	5.6	41.6	10.3	28.6
原　　村	面　積(km^2)	43.16	7.01	6.36	3.88	2.89	7.91	15.11
	構成比(%)	100.0	16.2	14.7	9.0	6.7	18.3	35.0

出典：諏訪地方統計要覧　平成25年度版

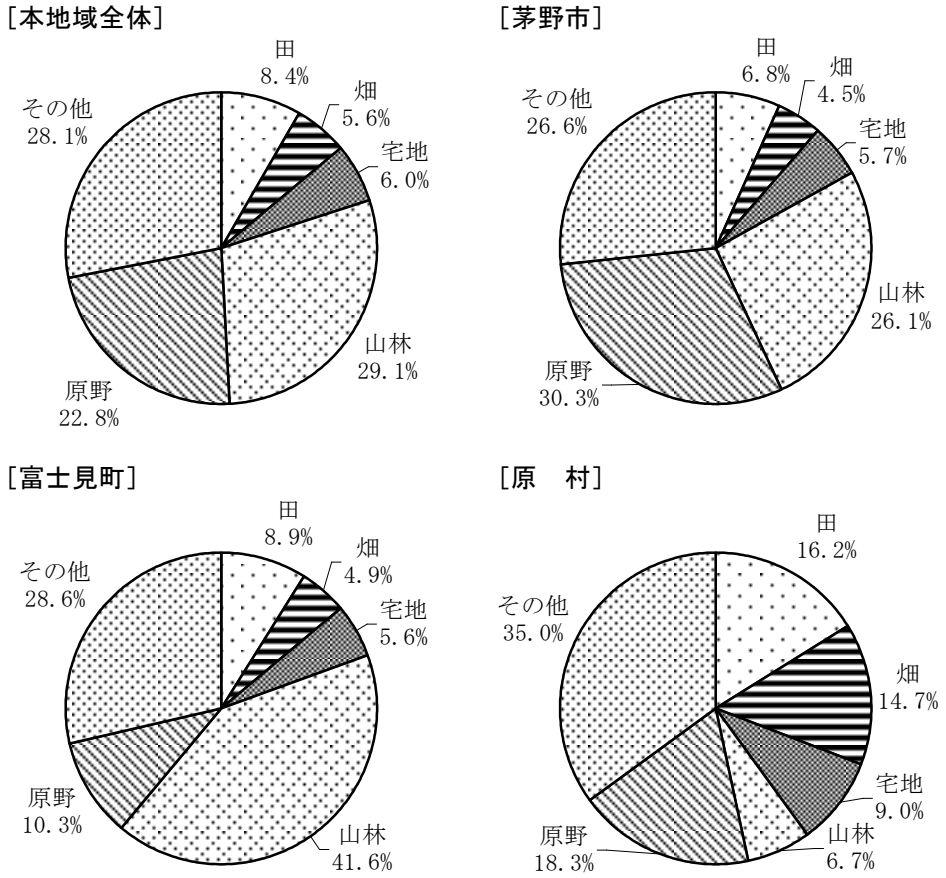

図 2-2-4　土地利用の状況

5．主な社会資本

主な社会資本の状況を表 2-2-7 に示します。

３市町村の上水道は、98.3%～99.6%と高い普及率となっています。

水源は地下水・表流水・湧水を利用していますが、生活用水や工業用水等は、ほとんどを地下水や湧水に頼っており、安全で安定した水源の確保が望まれています。

３市町村の下水道は、諏訪湖流域関連公共下水道（天竜川水系）を骨格とし、本地域の南端部は富士川水系であることから単独公共下水道となっています。また、農村地域においては、農業集落排水事業による整備が進められています。平成 25 年 3 月末の下水道等普及率（供用開始告示区域内人口／行政区域内人口）は各市町村とも 90%を超えています。

表 2-2-7　主な社会資本の状況

項　　目		単位	基準日等	茅野市	富士見町	原村	資料出所・備考
上水道	水道数	(所)	H25.4.1	3	1	1	諏訪地方統計要覧 平成25年度版
	給水人口（現在）	(人)		54,876	15,187	7,728	
	普及率	(%)		98.4	99.6	98.3	
下水道等	公共下水道	(%)	平成25年度末	96.7	68.1	79.5	長野県(環境部)プレスリリース 平成26年9月10日 「平成25年度末における長野県の汚水処理人口普及率（下水道等普及率）がまとまりました」
	農業集落排水施設等	(%)		－	25.3	－	
	浄化槽、ｺﾐﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ	(%)		2.4	3.1	14.3	
	合計	(%)		99.0	96.5	93.7	
都市公園面積		(ha)	H26.3.31	84.64	8.20	－	2014年　長野県の都市計画資料編
病院・診療所数（歯科を除く）		(所)	H24.10.1	41	10	5	諏訪地方統計要覧 平成25年度版

※ 四捨五入しているため合計が合わないことがある。

第３節　環境質

１．大　気

長野県では、環境基準の達成状況等を監視するために、平成 26 年度には一般環境大気測定局 16 局、道路周辺大気測定局 7 局および移動局２局で大気を測定しています。

本地域最寄りの測定局等における測定結果を表 2-3-1 に示します。諏訪合同庁舎における一般環境大気は良好といえます。また、光化学オキシダントは、諏訪合同庁舎を含む県内 16 測定局すべてで環境基準を超えた日がありましたが、注意報を発令する状況はありませんでした。

表 2-3-1　大気質の状況

［一般環境大気環境基準達成状況］

区分	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子物質			微少粒子状物質		
	年度			年度			年度			年度		
	23	24	25	23	24	25	23	24	25	23	24	25
諏訪合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例：○環境基準達成　●環境基準未達成　　出典：平成26年版　長野県環境白書

［光化学オキシダントの環境基準超過日数］

区分	年度		
	23	24	25
諏訪合同庁舎	57	79	36
平均（県内16測定所）	48	60	54

出典：平成26年版　長野県環境白書

２．水　質

長野県では、環境基準の達成状況等を監視するために、主要河川・湖沼において、「人の健康の保護に関する項目」、「生活環境の保全に関する項目」等について水質を測定しています。

本地域における測定結果を表 2-3-2 に示します。

河川水質は、大腸菌群数および西茅野大橋のｐＨを除き、環境基準を達成しています。

湖沼水質については、白樺湖流出部のＣＯＤ、蓼科湖流出部のｐＨが環境基準を超過しています。

なお、諏訪湖は、昭和 61 年 10 月に湖沼水質保全計画の指定を受け、昭和 62 年度以降 5 年ごとに湖沼水質保全計画を定め水質改善を進めてきました。その結果、富栄養化要因の全窒素について水質目標値が達成され、全りん水質目標値、環境基準が達成されるなど、水質は少しずつ改善しているものの、ＣＯＤの水質目標値およびＣＯＤ、全窒素の環境基準の達成には至っていません。現在は、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間とする第 6 期諏訪湖水質保全計画が平成 25 年 3 月に定められています。

表 2-3-2　水質の状況（平成 25 年度）

［河　川］

水域名	測定地点	類型	ｐＨ 最小値～最大値	ＤＯ 年平均値 (mg/l)	ＢＯＤ 年平均値 (mg/l)	ＢＯＤ 75%値 (mg/l)	ＳＳ 年平均値 (mg/l)	大腸菌群数 年平均値 (MPN/100ml)
宮　川	西茅野大橋 (茅野市)	Ａ	7.1～**8.8**	11	0.8	0.6	3	**6.5×10^3**
上　川	矢ケ崎橋 (茅野市)	Ａ	7.4～8.0	10	0.8	0.8	3	**3.7×10^3**
富士川 (釜無川)	武智川合流点上 (富士見町)	ＡＡ	7.6～8.4	11	0.6	<0.5	2	**1.8×10^2**
環境基準		ＡＡ	6.5以上 8.5以下	7.5以上	1 以下		25 以下	50 以下
		Ａ			2 以下			1,000 以下

［湖　沼］

水域名	測定地点	類型	ｐＨ 最小値～最大値	ＤＯ 年平均値 (mg/l)	ＣＯＤ 年平均値 (mg/l)	ＣＯＤ 75%値 (mg/l)	ＳＳ 年平均値 (mg/l)	大腸菌群数 年平均値 (MPN/100ml)
白樺湖	流出部 (茅野市)	Ａ	7.0～7.8	8.8	**3.1**	2.9	3	5.7×10
蓼科湖	流出部 (茅野市)	Ａ	7.8～**9.5**	12	2.9	2.3	3	6.3×10
環境基準		Ａ	6.5以上 8.5以下	7.5以上	3 以下		5 以下	1,000 以下

凡例：下線は環境基準を達成していないもの

出典：平成26年版　長野県環境白書

3．ダイオキシン類

長野県では、ダイオキシン類の環境基準の達成状況等を監視するために、大気、土壌、河川・湖沼、地下水および水底の底質について測定しています。

本地域最寄りの調査地点における測定結果を表 2-3-3 に示します。

いずれの調査項目、調査地点においても環境基準を達成しています。

表 2-3-3　ダイオキシン類の状況

項目	調査地点	単位	測定結果 H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	環境基準
大　気	諏訪局	pg-TEQ/m^3	－	－	0.012	－	－	0.6
	下諏訪町樋橋公民館※	pg-TEQ/m^3	0.15	0.034	0.27	0.17	0.032	
	下諏訪町下屋敷公会所※	pg-TEQ/m^3	0.075	－	－	－	－	
	下諏訪町町屋敷公会所※	pg-TEQ/m^3	－	0.015	0.14	0.034	0.024	
土　壌	諏訪市杉菜池公民館※	pg-TEQ/g	－	－	－	－	－	1,000
	諏訪市豊田文出公民館※	pg-TEQ/g	－	－	－	－	－	
	下諏訪町樋橋公民館※	pg-TEQ/g	－	－	－	－	－	
	下諏訪町下屋敷公会所※	pg-TEQ/g	4.6	－	－	－	－	
	下諏訪町町屋敷公会所※	pg-TEQ/g	－	0.61	0.95	0.78	1.3	
	富士見町乙事 海洋センター下グランド※	pg-TEQ/g	－	－	－	－	－	
河川・湖沼	諏訪湖（湖心）	pg-TEQ/l	0.15	0.075	0.29	0.069	0.22	1
地下水	諏訪二葉高等学校	pg-TEQ/l	－	－	－	0.024	－	1
水底の底質	諏訪湖（湖心）	pg-TEQ/g	25	22	21	22	28	150

※は産業廃棄物焼却施設周辺調査

出典：長野県調査「長野県のダイオキシン類の調査結果」より

第４節　将来像

本計画は、ごみの発生・排出抑制から再使用、再資源化、収集運搬、中間処理、最終処分に至るすべてを包括するものです。すなわち、ごみを将来にわたって適正に処理するためのあるべき姿を求めるものであり、各市町村におけるごみ処理のマスタープランといえます。

したがって、上位計画等との整合をとる必要があり、その将来像を以下に示します。

１．長野県

「長野県総合５か年計画 2013～しあわせ信州創造プラン～」は、平成 25 年度から平成 29 年度の５カ年を計画期間とする、長野県の将来像をめざして確かな一歩を踏み出す県政運営の基本となる総合計画です。

長野県総合５か年計画 2013～しあわせ信州創造プラン～に示されているこれからの長野県づくりの方向および人口、経済の見通しを表 2-4-1 に示します。

表 2-4-1　長野県総合５か年計画 2013～しあわせ信州創造プラン～における将来像

長野県 総合5か年計画 2013 ～しあわせ信州 創造プラン～	【基本目標】	確かな暮らしが営まれる美しい信州
	【未来の信州の姿】	世界に貢献する信州 「豊かな」ライフスタイルを実現する信州 誰にでも居場所と出番がある信州 健康長寿世界一の信州 一人ひとりの力を引き出す教育県信州
	【施策の目標】 （抜　粋）	〈現　状〉　〈目　標〉 ◇ 製造業の付加価値　2兆2,314億円（H22）→　2兆5,000億円（H29） ◇ 観光地利用者数　8,435万人（H23）→　9,000万人（H29） ◇ 農業農村総生産額　2,908億円（H22）→　3,050億円（H29） ◇ 素材（木材）生産量　329千ｍ3（H23）→　610千ｍ3（H29） ◇ 就業率（全国順位）　1位（28.9％）（H22）→　1位（H29） ◇ 地域ブランドランキング　17位（H22）→　10位以内（H29） ◇ 温室効果ガス総排出量（平成2年度比）　8.7％（H21）→　△6.0％（H29） ◇ 水質の環境基準達成率　（河川）　98.6％（H23）→　98.6％（H29） （湖沼）　53.3％（H23）→　60.0％（H29）

２．諏訪地域広域行政圏

平成 21 年 3 月のふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴い、「諏訪地域ふるさと市町村圏計画（平成 14 年 3 月)」が当初の役割を果たしたと判断されたことから、諏訪広域連合では、その内容を受け継ぎ、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間とする第３期広域計画を策定しています。

同計画における将来像を表 2-4-2 に示します。

表 2-4-2　諏訪広域連合 広域計画における将来像

期間：　平成24年度～平成28年度

内容：　「諏訪地域ふるさと市町村圏計画」を継承し、圏域の均衡ある発展を目指す

基本理念				
交流と連携による安全で住みやすい郷土づくり	健康で明るくあたたかくおもいやりのある郷土づくり	雄大な自然を愛し、守っていく美しい郷土づくり	仕事に誇りを持ち、活気あふれる豊かな郷土づくり	教養を高め、香り高い文化をはぐくむ郷土づくり

３．３市町村の将来像

各市町村の総合計画基本構想における将来像を表 2-4-3 に示します。

表 2-4-3　３市町村の総合計画における将来像

茅野市	名　　称	茅野市民プラン　第４次茅野市総合計画　後期基本計画
	策定年月	平成25年3月
	計画期間	平成20年度～平成29年度
	将 来 像	「人も自然も元気で豊か　躍動する高原都市」
	まちづくりの柱	１．お互いに支えあい、その人らしく暮らせるまちづくり ２．好きなまち・誇れるまち・未来につなぐ環境都市をめざす ３．生涯を通じて楽しく学び続ける、元気で心豊かな市民を育む ４．住みやすく、働きやすく、訪れてみたい緑のまちづくり ５．快適で安らぎのある高原都市づくり ６．住民自治のしくみづくり ７．心豊かな多文化共生社会を創る ８．ひとにやさしい情報文化都市づくり
	将来指標	目標年次：平成29（2017）年度 人口 58,000 人　　世帯 23,100 世帯
富士見町	名　　称	第５次富士見町総合計画　基本構想・後期基本計画
	策定年月	平成27年3月
	計画期間	平成27年度～平成34年度
	将 来 像	世界に展かれた高原の文化都市
	目標	目標１　人口の維持 目標２　健全財政の維持 目標３　健康・福祉のまちづくり 目標４　安心安全のまちづくり 目標５　農業の復活 目標６　観光強化 目標７　教育のまち富士見・子育てのまち富士見 目標８　安定した行政運営
	将来指標	目標年次：平成26（2014）年 人口　現状維持
原村	名　　称	第４次原村総合計画　後期基本計画
	策定年月	平成23年3月
	計画期間	平成18年度～平成27年度
	将 来 像	人も地域も輝く緑豊かな原村
	村づくりの目標	１．人と自然を大切にした住みよい村づくり ２．人と文化を育む村づくり ３．健康と幸せを誇れる福祉の村づくり ４．環境と共生した活力のある村づくり
	将来指標	目標年次：平成27（2015）年度 人口 7,600 人

第３章　関係法令と関連計画等

第１節　関係法令

政府は、平成 12 年度を「循環型社会元年」と位置づけ、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする循環関係法 6 本を成立させ、21 世紀の循環型社会の構築を目指した廃棄物・リサイクル関連法体系を整備しました。

廃棄物・リサイクル関係法体系を図 3-1-1 に示します。

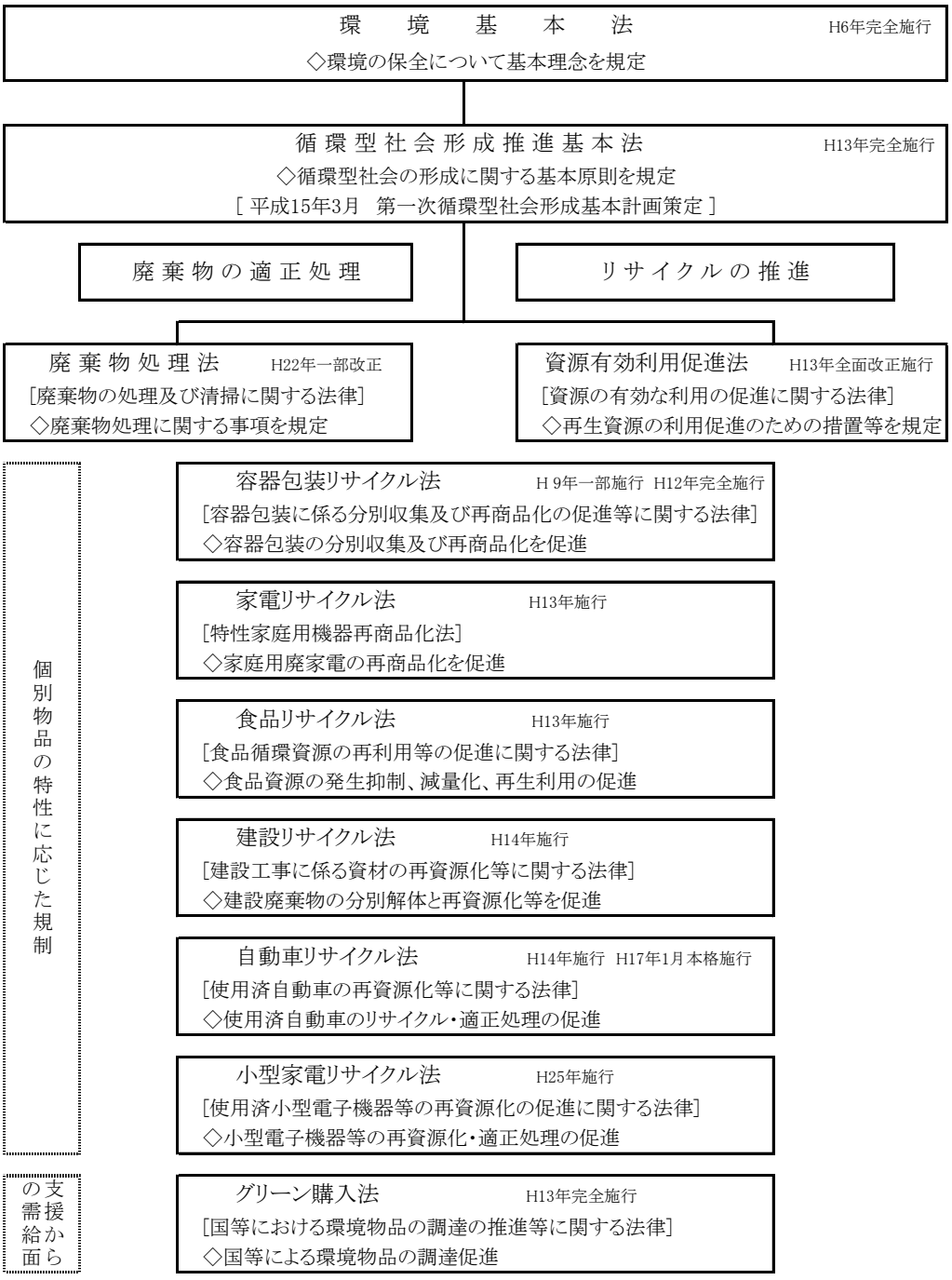

図 3-1-1　廃棄物・リサイクル関係法体系

第２節　関連計画等

１．国

1）基本的な方針

国では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 22 年 12 月改正）を公表し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標値を定めています。一般廃棄物に関する目標値を以下に示します。

表 3-2-1　基本方針における一般廃棄物に関する目標値

現状（平成 19 年度）に対し、平成 27 年度において ○排　出　量：約５％削減 ○再生利用量：約 25%に増加 ○最終処分量：約 22%削減

2）第三次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るための計画であり、平成 25 年 5 月に第３次計画が策定されました。

第二次計画（平成 20 年 3 月）で定めた数値目標に対する進捗状況の点検結果等を踏まえ、第三次計画では数値目標を強化するなど引き続き物質フロー指標と取組指標を設定しています。目標年次は、平成 32 年度に設定しています。

表 3-2-2　数値目標

		目標値 （平成32年度）	根拠 （平成12年度実績値との比較）
物質フロー指標	○入口：資源生産性	約46万円／t	平成12年度の約25万円／tから概ね8割増
	○循環：循環利用率	17%	平成12年度の約10%から概ね7割向上
	○出口：最終処分量	約1,700万t	平成12年度の約5,600万tから概ね7割減
	※資源生産性＝GDP（国内総生産）÷天然資源等投入量 ※循環利用率＝循環利用量÷（循環利用量＋天然資源等投入量）		
一般廃棄物の減量化の取組指標		（平成12年度比で）	（平成12年度値）
	○国民・事業者	1人1日あたりのごみ排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）を約25%減	約1,185g/人/日
	○生活系ごみ	1人1日あたりの家庭系ごみ量排出量（（集団回収量、資源ごみ等を除いた量）を約25%減	約660g/人/日
	○事業系ごみ	事業系ごみ排出量（総量）を約35%削減	約1,799万t

2．長野県

1）長野県ごみ処理広域化計画

長野県の市町村および広域連合等は、ごみ処理施設広域化の必要性を踏まえ、広域圏ごとに検討委員会を組織し、地域の実情をもとに計画を策定しました。その結果を長野県が取りまとめ、平成 11 年 3 月に「長野県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

また、統合される施設の処理能力規模や時期などについては、それぞれの広域ごとに、今後のごみの減量化・リサイクル促進の状況もふまえて、検討されています。

市町村ごみ処理施設広域化の必要性

①ダイオキシン削減対策　②焼却灰等の高度処理　③マテリアルリサイクルの推進
④サーマルリサイクルの推進　⑤最終処分場の確保対策　⑥公共事業費の縮減

表 3-2-3　長野県施設整備計画

［長野県施設整備計画］

年　　度		10年度	15年度	20年度	25年度	31年度
ごみ焼却施設数		33	26	22	16	13
ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類	年間総排出量（g-TEQ）	26.790	4.561	2.266	0.517	0.341
	削　減　率（%）	-	83.0	91.5	98.1	98.7

2）第三次長野県環境基本計画

第三次長野県環境基本計画は、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 25 年 2 月に策定されました。第三次環境基本計画では、「参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州」を基本テーマとし、長野県がめざす姿を具体的に示すとともに、その実現に向けて県が行う環境に関する施策の方向性と、県民、事業者が自主的な取組みを行うための行動指針を示しています。

計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間を対象としています。

環境基本計画のうち、ごみ処理に関する事項を整理し、表 3-2-4 に示します。

表 3-2-4　第三次長野県環境基本計画（ごみ処理）の概要

<table>
<tr><td>ごみ処理に関する施策</td><td colspan="4">資源循環型社会の形成　～「もったいない」を大切にして、信州が誇るライフスタイルを～</td></tr>
<tr><td>目　標</td><td colspan="4">将来にわたって安定的に循環型社会を形成していくためには、廃棄物の発生を抑制することが重要であり、レジ袋無料配布中止によるマイバッグ使用の推進や食べ残しの削減、長寿命化製品の選択・利用などの身近な取組により、県民一人ひとりに動機付けを行うとともに、技術指導や研修会の開催など、事業者による廃棄物の発生抑制を支援します。 また、不要となったものについては、資源物としての分別を進め、環境への負荷の少ない方法による再資源化を推進するなど、適切な再使用・再生利用の一層の促進を図ります。 さらに、講習会や立入指導などの個別指導により廃棄物の適正処理を推進するとともに、パトロール・通報制度・啓発活動など、監視活動の強化により不法投棄を防止し、生活環境の保全と廃棄物処理に対する県民の信頼を確保します。</td></tr>
<tr><td>施　策</td><td colspan="4">ア 廃棄物の発生抑制の推進　［推進主体:県、市町村、県民、事業者、関係団体］
○身近な取組を契機とした生活全般における発生抑制の推進
○一般廃棄物処理の有料化制度の推進
○排出事業者の発生抑制の支援
イ 資源の循環利用の推進　［推進主体:県、市町村、県民、事業者、関係団体］
○リターナブル容器の使用などリユースの推進
○各種リサイクル法の円滑な推進
○生ごみやせん定枝のリサイクルなど自主的なリサイクルの推進
ウ 排出抑制・再資源化の総合的な取組　［推進主体:県、市町村、県民、事業者、関係団体］
○一般廃棄物の3Rの推進
○産業廃棄物の3Rの推進
○県民総参加による3Rの推進

2. 廃棄物の適正処理の推進
ア 廃棄物の適正処理の推進　［推進主体:県、市町村、事業者］
○一般廃棄物の適正処理の確保に向けた市町村支援
○産業廃棄物管理票制度の適切な運用の促進
○産業廃棄物の県外流出・県内流入の調査
○特定有害産業廃棄物の適正処理の推進
イ 不適正処理・不法投棄防止等の監視指導　［推進主体:県、市町村、県民、事業者、関係団体］
○排出事業者・処理事業者への監視指導
○放置廃棄物への対応
○不法投棄防止のための体制
○県民参加による不法投棄情報の収集
○市町村への不法投棄情報の提供</td></tr>
<tr><td rowspan="6">達成目標</td><td>項　　目</td><td>単位</td><td>基準値</td><td>目 標 値</td></tr>
<tr><td>1日1人当たり一般廃棄物排出量</td><td>g/人・日</td><td>862 (H22)</td><td>800 (H29)</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物総排出量</td><td>千t</td><td>3,709 (H20)</td><td>3,600 (H29)</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物減量化・適正処理実践協定
協定締結事業者数</td><td>者</td><td>135 (H23末)</td><td>200 (H29末)</td></tr>
<tr><td>建設副産物(アスファルト・コンクリート塊)の再利用率</td><td>%</td><td>98.8 (H20)</td><td>100 (H29)</td></tr>
<tr><td>建設副産物(コンクリート塊)の再利用率</td><td>%</td><td>97.4 (H20)</td><td>100 (H29)</td></tr>
</table>

3）長野県廃棄物処理計画（第三期）

長野県は、廃棄物の発生抑制、資源化促進、適正処理など、それぞれの段階における基本的方針を示し、そのための住民、事業者、市町村および県の主体別取組みを掲げ、持続可能な循環型社会の形成をめざすものとして、平成 23 年 2 月に長野県廃棄物処理計画（第 3 期）（計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度）を策定しました。

一般廃棄物の減量化の目標等の概要を表 3-2-5 に示します。

表 3-2-5　長野県廃棄物処理計画の概要

区分	H20年度 実績値	H22年度 推計値	H27年度 推計値	H27年度 目標値
総排出量	722千t	685千t	625千t	620千t
リサイクル量 リサイクル率	177千t 24.6%	171千t 25.0%	160千t 25.7%	186千t 30.0%
最終処分量 最終処分率	73千t 10.0%	69千t 10.1%	60千t 9.5%	56千t 9.0%

※長野県内の一般廃棄物全体数値

基本目標
生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの意識と、ものやサービスの選択、消費活動等、暮らしのあらゆる場面において、そのものの本来の値打ちを無駄にすることなく生かしていく「もったいない」の考え方に即した様々な行動を、排出者としての責任のより深い自覚とともに広げていくことが大切です。
『もったいない』を大切にして、信州が誇るライフスタイルを！

重点施策の展開	
徹底的に廃棄物の排出を抑制します。	不要なレジ袋はもらわない、食べきれない料理は注文しない・作り過ぎない、不要物の分別を徹底するなど、身近なところからできることを、自主的に各自が行うことを推進します。
環境に配慮した循環的利用を推進します。	廃棄物等の発生を防止・抑制すること、再使用やリサイクルする場合もその手段も含めて検討すること、どうしても3Rができない場合は適正に処理することを踏まえて、施策を展開します。
適正処理を推進し、不適正処理の早期解決に努めます。	様々な主体に対する啓発活動を幅広く実施するとともに、廃棄物処理法、廃棄物条例等に基づく厳正・厳格な対応を速やかに図り、不適正処理を未然に防止し早期解決に努めます。

各主体の協働と期待される役割	
県民	県民は、日常生活の中でごみを排出していることから、自らの日常生活における一人ひとりの行動が重要であることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら排出抑制等の実践に努めます。
事業者	排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて排出抑制や適正処理等に努めます。 廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自らの取組を進めて適正処理や減量化等に努めます。
市町村	市町村は、区域内の一般廃棄物を適正に処理するとともに、県の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて区域内の廃棄物の排出抑制や適正処理等に努めます。
県	県は、県内における廃棄物の状況を把握するとともに、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、国及び市町村と連携を図りながら、自ら取組を進めて県内廃棄物の排出抑制や適正処理等に努めます。

県民総参加による行動計画		
レジ袋削減県民スクラム運動	レジ袋は液体の容器や生鮮食品の包装と違い、マイバッグ（買物袋や風呂敷）などを持参するなど消費者自身が努めれば代替えが可能なものです。 子供さんからお年寄りまで県民に最も身近な「レジ袋」の削減をきっかけとして、県民一人ひとりの環境にやさしいライフスタイルへの意識を深めます。	◇ レジ袋削減のための協定 ◇ 統一行動日の設定やキャンペーンの実施 達成目標：マイバッグ持参率60％以上
食べ残しを減らそう県民運動	宴会やパーティーでの食べ残し、値引き商品の買い過ぎやまとめ買いに伴う消費期限切れなど、多くの食品がそのまま廃棄される場合があります。食べ残しを減らそう県民運動を通じて、県民の食に関する感謝の念を深めて、生ごみを減らす行動を推し進めるとともに、事業者の小盛りメニューの導入など食べ残しを減らす取組を推進し、廃棄物の排出抑制に向けた意識の向上を図ります。	◇「食べ残しを減らそう」協力店 ◇ 県政出前講座やキャンペーンの実施 達成目標：協力店舗数250 店舗以上
きれいな信州環境美化運動	長野県は、雄大な山岳、豊かな森林や清らかな水など、四季の変化に富んだ美しい自然を有しています。 観光地を中心とした空き缶等のごみ拾いなど、きれいな信州環境美化運動を推進します。	◇ 統一美化キャンペーン・ごみゼロの日 ◇ 地域コミュニティとしての環境美化活動 達成目標：参加人員20 万人以上

廃棄物の排出抑制・再資源化の推進		
一般廃棄物の排出抑制	レジ袋削減から生活全般へ3Rを広げます。	◇レジ袋削減県民スクラム運動
	食べ残しを減らす取組を推進します。	◇食べ残しを減らそう推進事業
	一般廃棄物処理の有料化制度の推進を図ります。	◇一般廃棄物処理の有料化制度
産業廃棄物の排出抑制	排出事業所の自主的な排出抑制の取組を支援します。	◇多量排出事業者の廃棄物の処理計画 ◇排出事業者の排出抑制の取組
	環境マネジメントシステムの導入を推奨します。	◇環境ISO14000 シリーズ ◇エコアクション21
リユースへの取組	リユースの優等生であるリターナブル容器の使用を推進します。	◇リターナブル制度
	学校給食における「びん牛乳」の利用を推進します。	◇学校給食用牛乳
	インクカートリッジのリユースを推進します。	◇インクカートリッジ里帰りプロジェクト
	県民・事業者が取り組むリユースを推進します。	◇リユース食器 ◇県民・事業者のリユース取組 ◇不用品の登録紹介制度
各種リサイクル法による取組	各種リサイクル法の円滑な推進を図ります。	◇容器包装、家電、食品、建設、自動車リサイクル法 ◇資源有効利用促進法
自主的なリサイクルへの取組	安心して使えるリサイクル製品の普及に取り組みます。	◇信州リサイクル認定製品
	市町村が取り組む一般廃棄物のリサイクルを推進します。	◇生ごみのリサイクル ◇廃食用油のBDF化 ◇剪定枝のリサイクル ◇きのこ廃培地のリサイクル
排出抑制・再資源化の総合的な取組		
一般廃棄物の3Rの推進	資源ごみを無駄にしないよう、ごみの分別収集を推進します。	◇ごみの分別収集
	事業系の一般廃棄物の3Rを推進します。	◇事業系紙ごみの資源化
産業廃棄物の3Rの推進	産業廃棄物減量化・適正処理実践協定を広げます。	◇産業廃棄物減量化・適正処理実践協定
	農業系廃棄物の3Rと適正処理を推進します。	◇バイオマス利活用 ◇家畜排せつ物処理 ◇農業用廃プラスチックの回収
県民総参加による3Rの推進	環境美化活動に取り組みます。	◇信州豊かな環境づくり県民会議 ◇環境美化運動等 ◇アダプトシステム
	環境教育・環境学習を推進します。	◇施設見学、リサイクル体験 ◇こども記者体験 ◇廃棄物減量等推進員 ◇循環型社会推進大会
廃棄物の適正処理の推進		
廃棄物の適正処理の確保	廃棄物条例により適正処理を更に推進します。	◇廃棄物の適正な処理の確保に関する条例
	一般廃棄物の適正処理の確保に向けた取組を推進します。	◇一般廃棄物の処理計画・処理経費 ◇医療系廃棄物の処理 ◇不要家電品等の無料回収
	産業廃棄物の適正処理の確保対策に取り組みます。	◇産業廃棄物管理票制度 ◇立入検査 ◇県外流出・県内流入 ◇PCB廃棄物の適正処理
廃棄物の適正処理基盤の整備	市町村の一般廃棄物処理施設整備を支援します。	◇焼却施設 ◇最終処分場 ◇し尿処理施設 ◇廃棄物処理施設の運転状況
	産業廃棄物の適正な処理体制を確保します。	◇産業廃棄物処理業・産業廃棄物処理施設の許可 ◇産業廃棄物処理業者の評価制度
	廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類を監視します。	◇特定施設における自主検査 ◇一般廃棄物焼却施設での取組 ◇ダイオキシン類の総排出量
緊急時の適正処理体制の確保	災害廃棄物の処理体制を強化します。	◇震災廃棄物処理計画 ◇水害廃棄物処理計画
	新型インフルエンザ対策に係る処理体制を整備します。	◇事業継続計画
廃棄物の不法投棄等の防止		
廃棄物の不法投棄対策	一般廃棄物の不法投棄防止策を推進します。	◇一般廃棄物の不法投棄対策とその効果 ◇ポイ捨て防止条例 ◇放置自転車対策
	産業廃棄物の不法投棄防止策を推進します。	◇不法投棄監視連絡員制度 ◇夜間パトロール・スカイパトロール ◇不法投棄情報の収集体制

循環型社会の形成のための長期的取組		
長期的な視点に立った処理施設の整備	長期的な視点に立った一般廃棄物の処理施設整備を推進します。	◇ごみ処理広域化計画
	長期的な視点に立って産業廃棄物の処理体制を整備します。	◇公共関与による施設整備
長期的に取り組む3R施策	環境負荷の低減や廃棄物処理に関する技術開発等を推進します。	◇技術開発・研究 ◇環境ビジネス
	レアメタルの回収及び適正処理を推進します。	◇廃小型家電からのレアメタルの回収 ◇使用済携帯電話の回収
	環境保全に向けた廃棄物施策について研究します。	◇環境保全に係る基金 ◇産業廃棄物税
地球温暖化対策と地球環境負荷の低減	低炭素社会づくりに向けた施策を推進します。	◇地球温暖化対策
	地球環境に負荷を掛けない資源循環を推進します。	◇地球環境への負荷の低減
排出事業者の責任	法改正に伴う制度の創設や改正等に適切に対応します。	

3．諏訪地域広域行政圏

1）諏訪広域連合広域計画

「諏訪広域連合広域計画（平成 24 年 3 月）」（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）によると、諏訪広域連合圏域内のごみ焼却施設は、現在、岡谷市清掃工場、諏訪市清掃センター、諏訪南清掃センター、下諏訪町清掃センターの４施設があります。

ごみ処理施設の整備については、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、第３次広域化計画でごみ処理施設一本化に向け検討してきましたが、いずれの市町村にも 300t 級の適地選定は困難であること、アクセス道路の混雑解消が避けられないこと、また岡谷市・諏訪市の焼却施設の老朽化など緊要な課題があり、施設の一本化については見直す方向で、諏訪南行政事務組合(茅野市・富士見町・原村)の諏訪南清掃センターと、湖周行政事務組合(岡谷市・諏訪市・下諏訪町)で新設する施設の二本化で進めていくことになりました。

今後は、県、関係市町村及び一部事務組合と協議しながら、必要に応じて「長野県ごみ処理広域化計画」及び広域の「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の見直しを行うとともに、循環型社会の構築をめざして、3R「リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)」を推進し、関係市町村及び一部事務組合と連携を図りながらごみの減量化に向け、連絡調整を行うものとしています。

表 3-2-6　ごみ処理に関する施策の展開

【市町村】	【 現　在 】	【 将　来 】
岡谷市 →	岡谷市清掃工場 →	《 新　設 》 広域化施設 湖周行政事務組合
諏訪市 →	諏訪市清掃センター →	
下諏訪町 →	下諏訪町清掃センター →	
茅野市 → 富士見市 → 原村 →	諏訪南清掃センター (諏訪南行政事務組合) →	《 延命化 》 諏訪南清掃センター (諏訪南行政事務組合)

４．３市町村の総合計画

1）茅野市民プラン

「茅野市民プラン　第４次茅野市総合計画」は、茅野市の長期的な市政運営の方向を明らかにし、計画的に市政を運営していくための指針となるものであり、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間の基本構想を定めています。また、平成 25 年３月には、基本構想を実現するための具体的な細施策を体系的に示した後期基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を定めています。

後期基本計画におけるごみ処理に関する事項を表 3-2-7 に示します。

表 3-2-7　茅野市民プランにおけるごみ処理に関する事項

〈好きなまち・誇れるまち・未来につなぐ環境都市をめざす〉
■暮らしと産業のなかで環境を守る
◆3R（発生抑制・再使用・再利用）の推進
○まちづくりの目標指標

目標指標	計画策定時（平成19年度）	後期計画策定時（平成23年度）	目標値（平成29年度）	指標の説明
市民１人１日当たりのごみ排出量	1.088g	974g	911g	
ごみの資源化率	13%	23.4%	30%	資源量/総排出量
茅野環境館情報登録件数	334件	126件	500件	ゆずりあい登録件数

○細施策達成のための主要事務事業

①可燃ごみ処理の有料化等事業	一般家庭可燃ごみ有料化、事業所可燃ごみ処理手数料の引き上げの検討
②レジ袋削減事業	スーパーによるレジ袋削減運動の支援
③茅野環境館活用事業	茅野環境館の活用による再使用品の拡大
④資源物分別周知事業	資源物分別カレンダー、ごみの出し方・分け方等の配布
⑤資源物集団回収支援事業	PTA等による資源物回収へ補助
⑥家電リサイクル円滑化補助金交付事業	テレビ、洗濯機等の家電リサイクル5品目の処理費用への補助
⑦生ごみ堆肥化推進事業	一般家庭生ごみの回収による有機物堆肥化
⑧生ごみ処理機器購入補助事業	コンポスター、生ごみ処理機器購入の補助
⑨事業系ごみの3R推進事業	事業所（観光地、別荘地を含む）から排出されるごみの3Rの徹底

◆衛生施設の充実
○細施策達成のための主要事務事業

①ごみ処理施設整備事業	最終処分場、諏訪南清掃センター、リサイクルセンターの整備計画の策定・整備
②可燃ごみ収集事業	一般家庭から排出される可燃ごみの収集実施
③不燃ごみ処理事業	不燃ごみ等の再資源化、最終処分場への埋立
④不燃物処理施設の維持管理事業	茅野市不燃物処理場の適切な維持管理
⑤最終処分場の維持管理事業	茅野市最終処分場の適切な維持管理
⑥資源物収集処理事業	一般家庭から排出される資源物の収集とリサイクル業者への処分
⑦放置自転車対策事業	公共の場所における放置自転車等の撤去
⑧不法投棄対策事業	不法投棄発生防止のため、啓発活動及び環境パトロール等の実施

2）第５次富士見町総合計画

「第５次富士見町総合計画」は、富士見町の進むべき方向性を示した羅針盤であるとともに、自立のための行財政運営の確立を図ることを目的に策定しています。総合計画は、平成 27 年度から平成 34 年度の８年間を計画期間とする「基本構想」と、基本構想を実現するための政策・施策体系を示した前期４年、後期４年の「基本計画」で構成されて

います。

平成 27 年 3 月に策定された前期基本計画（平成 27 年度～平成 30 年度）におけるごみ処理等に関する事項を表 3-2-8 に示します。

表 3-2-8　総合計画におけるごみ処理に関する事項

〈安定した行政運営〉
■自然環境の保全と良好な生活環境づくりを推進します
◆自然環境の保全と共生した環境づくり
・環境保全を推進します
・廃棄物の不法投棄対策を行います
・良好な生活環境づくりのための活動を支援します
・一般廃棄物の共同処理を行います
・ごみの発生、排出抑制と分別収集による減量化とリサイクルを推進します
・生ごみ対策による循環型社会システムの構築を図ります

3）第４次原村総合計画

原村では、どのようなむらづくりを進めていくべきか、さまざまな形での住民参画による計画づくりを行い、平成 18 年 3 月に「第４次原村総合計画」を策定しました。総合計画は、村づくりの方向と目標、その達成のための基本的な考え方を示した「基本構想」（平成 18 年度～平成 27 年度）、目標達成のための施策の方向性を分野ごとに定めた「基本計画」（前期 5 年、後期 5 年）で構成されています。

平成 23 年 3 月に策定された後期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）におけるごみ処理等に関する事項を表 3-2-9 に示します。

表 3-2-9　総合計画におけるごみ処理に関する事項

〈人と自然を大切にした住みよい村づくり〉
■人と環境にやさしい持続可能な「循環型社会」の創出
◆ごみの排出抑制
・ごみの分別排出の徹底とごみ排出抑制に対する住民意識の啓発
・ごみの排出区分の細分化と資源化の推進
・生ごみの自家処理の推進と、資源活用方法の研究
・ごみ３Ｒ（発生・排出抑制、再使用、再利用）運動の推進
・ごみ持帰り運動の推進
◆ごみ処理体制の広域化
・ごみ排出区分の一元化及び広域体制での収集運搬の効率化の推進
・広域体制による処理施設建設の検討
◆リサイクルと循環型社会の推進
・自家処理の推進による生ごみの堆肥化
・ごみの分別収集徹底による資源としての活用
・不要となった生活雑貨の不用品交換やリサイクルショップなどにおける再利用の促進
・リサイクルを仲介する民間団体の育成
・循環型社会とリサイクルに関する趣旨の啓蒙・啓発

第４章　ごみ処理の現況と課題

第１節　ごみ処理体制の現況

１．ごみ処理区域

各市町村の処理区域および処理区域内人口（外国人を含む）は、図 4-1-1 のとおりです。

市町村名	処理区域面積 (km^2)	処理区域内人口 （人）
茅 野 市	266.59	56,397
富士見町	144.76	15,238
原　　村	43.26	7,890
合　　計	454.61	79,525

※ 処理区域内人口＝住民基本台帳人口（H25.10.1）

図 4-1-1　３市町村の処理区域

２．ごみ処理の実施体制

３市町村のごみ処理の実施体制を表 4-1-1 に示します。

家庭系ごみは、各市町村がごみの分類を設定し、茅野市は委託業者、富士見町と原村は南衛組合または委託業者により収集を行っています。

収集された可燃および可燃性粗大ごみは諏訪南組合の焼却施設で処理しています。茅野市の不燃ごみは市の不燃物処理場で処理し、富士見町と原村の不燃ごみは南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設で処理しています。茅野市の資源物は、市の不燃物処理場および古紙類等梱包施設において中間処理後、委託により資源化しているほか、白トレイは委託により溶融処理し、容器包装プラスチック類は委託処理後、指定法人に引き渡しています。富士見町および原村の資源物は、びん類は南衛組合で中間処理後、民間のストックヤードに搬入し、指定法人に引き渡しています。その他の資源物は委託により中間処理および資源化しています。

最終処分については、茅野市は市の最終処分場で、富士見町と原村は南衛組合の最終処分場で埋立処分しています。

なお、３市町村の事業系ごみは、許可業者により収集され、中間処理および最終処分は家庭系ごみと同様となっていますが、茅野市は事業系不燃ごみの処理は行っていません。

表 4-1-1　ごみ処理の実施体制（家庭系ごみ）

<table>
<tr><th rowspan="2">市町村名</th><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">可燃ごみ</th><th rowspan="2">不燃ごみ</th><th colspan="2" rowspan="2">資源物</th><th colspan="2">粗大ごみ</th></tr>
<tr><th>可燃性</th><th>不燃性</th></tr>
<tr><td rowspan="4">茅野市</td><td>収集運搬</td><td>委託</td><td>委託</td><td colspan="2">委託</td><td colspan="2">収集していない</td></tr>
<tr><td>中間処理</td><td rowspan="2">諏訪南</td><td rowspan="2">市</td><td>白トレイ
容器包装プラ
有害物</td><td>委託</td><td rowspan="2">諏訪南</td><td rowspan="2">委託</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>市</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>－</td><td>委託</td><td colspan="2">委託</td><td colspan="2">委託</td></tr>
<tr><td>最終処分</td><td>市</td><td>市</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">富士見町</td><td>収集運搬</td><td>委託</td><td>南衛</td><td colspan="2">委託</td><td colspan="2">南衛</td></tr>
<tr><td>中間処理</td><td>諏訪南</td><td>南衛</td><td>びん類</td><td>南衛</td><td>諏訪南</td><td>南衛</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>－</td><td>委託</td><td>その他</td><td>委託</td><td colspan="2">委託</td></tr>
<tr><td>最終処分</td><td>南衛</td><td>南衛</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">南衛</td></tr>
<tr><td rowspan="4">原村</td><td>収集運搬</td><td>委託</td><td>南衛</td><td colspan="2">委託</td><td colspan="2">南衛</td></tr>
<tr><td>中間処理</td><td>諏訪南</td><td>南衛</td><td>びん類</td><td>南衛</td><td>諏訪南</td><td>南衛</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>－</td><td>委託</td><td>その他</td><td>委託</td><td colspan="2">委託</td></tr>
<tr><td>最終処分</td><td>南衛</td><td>南衛</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">南衛</td></tr>
</table>

※ 諏訪南　諏訪南行政事務組合

南衛　南諏衛生施設組合

３．ごみ処理施設の業務体制

３市町村のごみ処理施設における業務体制を図 4-1-2 に示します。

諏訪南組合は、茅野市からの兼務職員、南衛組合は富士見町からの派遣職員による業務体制となっています。

各ごみ処理施設（茅野市一般廃棄物最終処分場を除く）の運転維持管理については、民間委託により行われています。

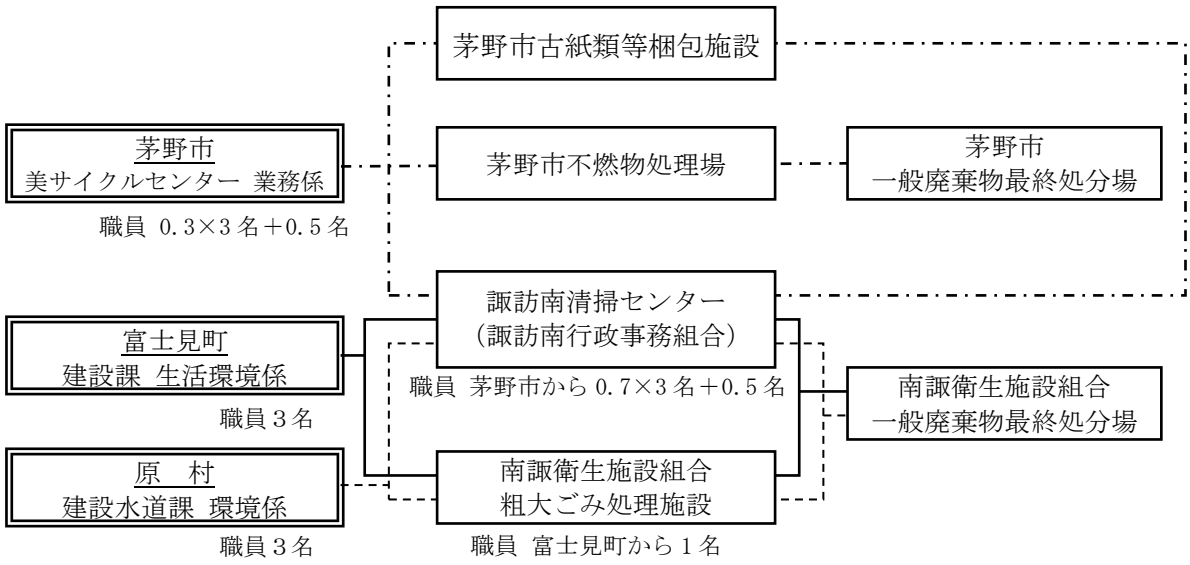

図 4-1-2　ごみ処理施設の業務体制

４．ごみ処理フロー

３市町村のごみの処理・処分フローを図 4-1-3 に示します。

［茅野市］

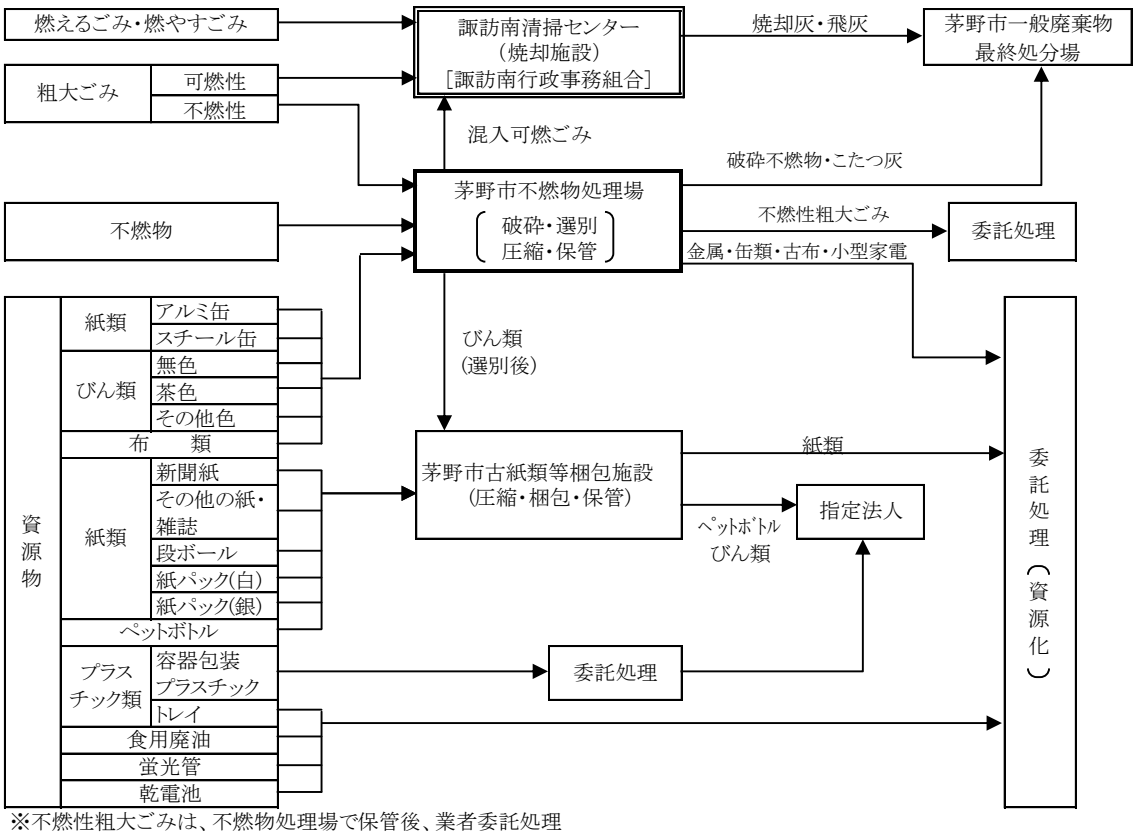

※不燃性粗大ごみは、不燃物処理場で保管後、業者委託処理

［富士見町・原村］

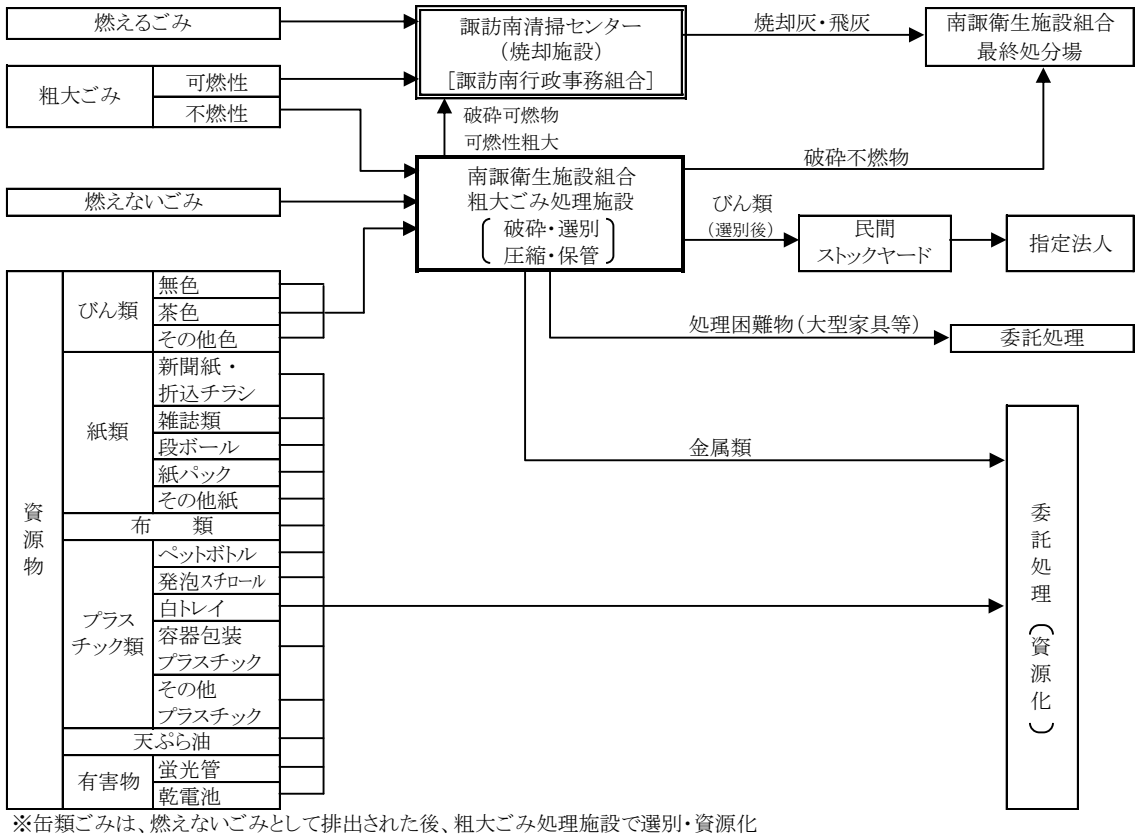

※缶類ごみは、燃えないごみとして排出された後、粗大ごみ処理施設で選別・資源化

図 4-1-3　ごみ処理・処分フロー

５．ごみ処理手数料

３市町村のごみ処理手数料および粗大ごみの収集運搬料金を表 4-1-2 に示します。

可燃ごみの共同処理を行っている諏訪南組合の焼却施設に直接搬入される可燃ごみの処理手数料は、家庭系ごみは無料、事業系ごみを有料としています。

不燃ごみ、不燃性粗大ごみの処理手数料は、茅野市においては家庭系の不燃ごみは無料、不燃性粗大ごみは有料で処理し、事業系は処理していません。富士見町および原村は、家庭系は無料、事業系は有料で処理しています。

茅野市における粗大ごみの収集運搬は、自転車、電子レンジおよびファンヒーターの３品目を有料で戸別収集し、その他は直接搬入となっています。富士見町および原村は、収集できるサイズを指定して無料で拠点収集しています。

表 4-1-2　ごみ処理手数料等

平成 27 年 4 月 1 日現在

区　分			単位	料　金
搬入料金	諏訪南清掃センター	一般可燃・可燃性粗大	－	無料
		事業系可燃	10 kg	150 円
	茅野市不燃物処理場	一般不燃性粗大	10 kg	72円
粗大ごみの収集運搬料金		茅野市 (3品目のみ有料戸別収集)	1台	自転車：1,100円 電子レンジ：1,600円 ファンヒーター：1,600円
		富士見町	－	無料 （縦80cm以下、横60cm以下、長さ3m以下）
		原　村		

※茅野市では、事業系不燃ごみはとり扱っていない。

６．ごみ処理経費

３市町村のごみ処理経費を表 4-1-3、図 4-1-4 に示します。

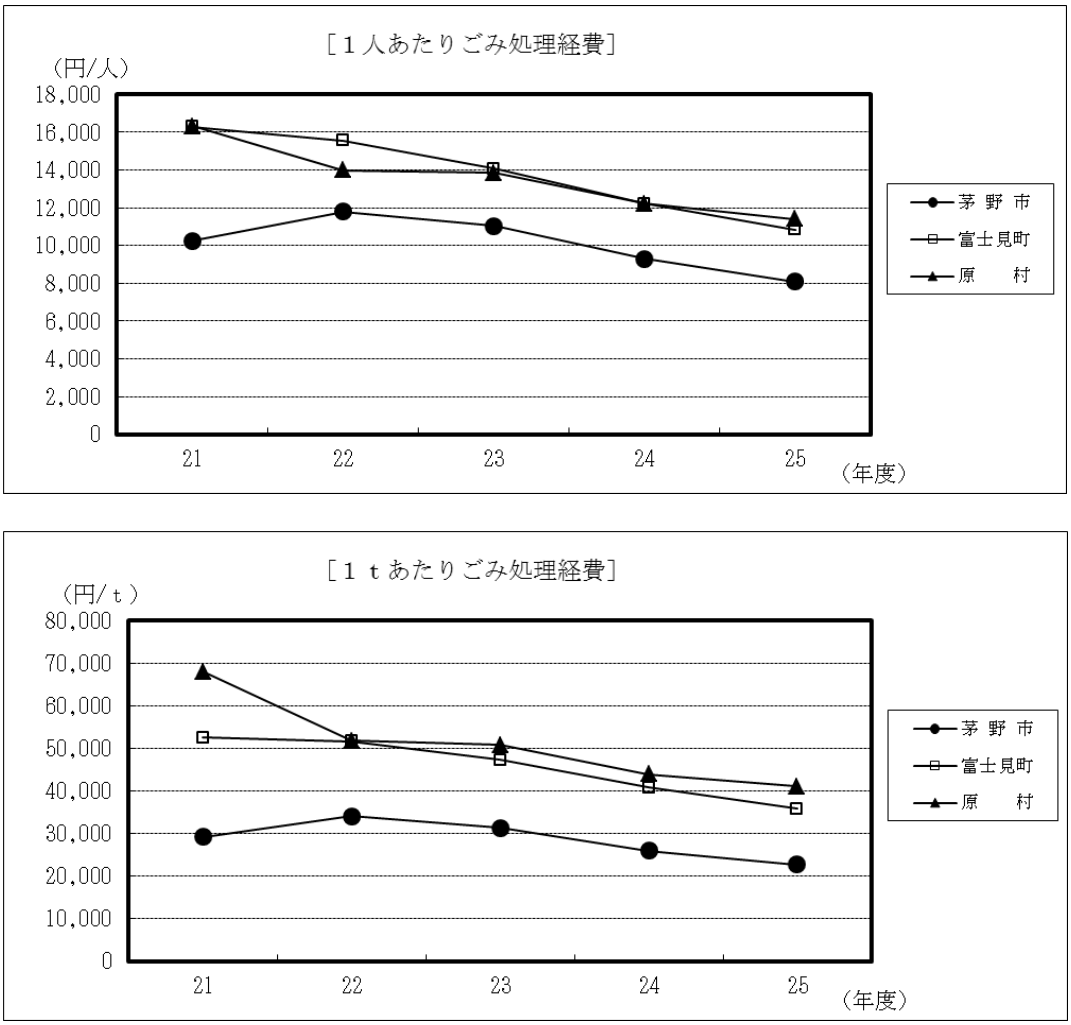

［算定式］　１人当たりごみ処理経費＝（ごみ処理費＋維持管理費）÷人口
　　１ｔあたりごみ処理経費＝（ごみ処理費＋維持管理費）÷ごみ排出量
※ごみ処理費＋維持管理費には、事業系ごみの処理に係る費用も含んでいます。

図 4-1-4　ごみ処理経費

表 4-1-3　ごみ処理経費

［茅野市］　（千円/年）

区分			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ごみ処理・維持管理費	人件費		23,401	23,619	41,019	56,811	55,090
	工事費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	258	3,961	4,125	503	4,349
		最終処分費	397	397	918	44	644
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		163,872	157,159	156,772	153,962	149,340
	組合分担金		394,424	457,348	393,919	287,609	217,535
	その他		15,589	33,743	31,833	29,547	29,327
	合計		597,941	676,227	628,586	528,476	456,285
人口（人）			58,342	57,305	57,003	56,826	56,397
ごみ排出量※（t/年）			20,452.1	19,850.0	20,048.4	20,313.4	20,052.4
1人当たり処理費（円/人）			10,249	11,800	11,027	9,300	8,091
1t当たり処理費（円/t）			29,236	34,067	31,353	26,016	22,755

［富士見町］　（千円/年）

区分			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ごみ処理・維持管理費	人件費		0	0	0	0	0
	工事費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	0	0	0
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		33,350	60,198	59,325	59,306	58,339
	組合分担金		221,690	181,976	158,578	128,275	106,984
		諏訪南行政事務組合	128,205	134,330	114,800	82,986	62,239
		南諏衛生施設組合	93,485	47,646	43,778	45,289	44,745
	その他		0	0	0	0	0
	合計		255,040	242,174	217,903	187,581	165,323
人口（人）			15,648	15,563	15,488	15,361	15,238
ごみ排出量※（t/年）			4854.9	4685.2	4609.21	4599.7	4610.79
1人当たり処理費（円/人）			16,299	15,561	14,069	12,212	10,849
1t当たり処理費（円/t）			52,532	51,689	47,276	40,781	35,856

［原　村］　（千円/年）

区分			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ごみ処理・維持管理費	人件費		0	0	0	0	0
	工事費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	0	0	0
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		9,821	20,714	16,762	17,053	17,203
	組合分担金		118,890	90,499	93,309	79,627	72,699
		諏訪南行政事務組合	78,761	71,179	71,124	57,159	50,360
		南諏衛生施設組合	40,129	19,320	22,185	22,468	22,339
	その他		0	0	0	0	0
	合計		128,711	111,213	110,071	96,680	89,902
人口（人）			7,889	7,952	7,957	7,922	7,890
ごみ排出量※（t/年）			1892.7	2145.2	2165.46	2197.91	2190.57
1人当たり処理費（円/人）			16,315	13,986	13,833	12,204	11,394
1t当たり処理費（円/t）			68,004	51,843	50,830	43,987	41,040

※ごみ排出量＝収集ごみ量＋直接搬入ごみ量（集団回収量は含まない）

第２節　ごみ処理の現況

１．ごみ排出量

３市町村のごみ排出量の実績を図 4-2-1、表 4-2-1 に示します。

ごみ総排出量は、茅野市と原村は平成 24 年度まで増加傾向で推移した後、平成 25 年度に減少し、富士見町は平成 24 年度まで減少した後、平成 25 年度に増加に転じています。

１人１日あたり排出量（総排出量）は、増減を繰り返しながら推移しており、平成 25 年度の全国平均（958g/人/日）、県平均（847g/人/日）と比べると、富士見町と原村はいずれも下回っていますが、茅野市は 1,000g/人/日を超えており、いずれも上回っています。

この要因として、本地域には、茅野市の蓼科高原、白樺湖、車山高原を始めとする観光地が多く存在することから、ごみ排出量には、ホテルや旅館等の宿泊施設、別荘等から排出される観光ごみ（事業系ごみ）が多く含まれています。家庭系ごみと事業系ごみの割合は、茅野市が家庭系約 66%、事業系約 34%、富士見町が家庭系約 79%、事業系約 21%、原村が家庭系約 79%、事業系約 21%となっています。

家庭系ごみの１人１日あたり排出量は、平成 25 年度では茅野市約 645g/人/日（集団回収量含む）、富士見町約 665g/人/日、原村約 607g/人/日であり、家庭系ごみの排出量に関しては、市町村間の差は少ない状況にあります。

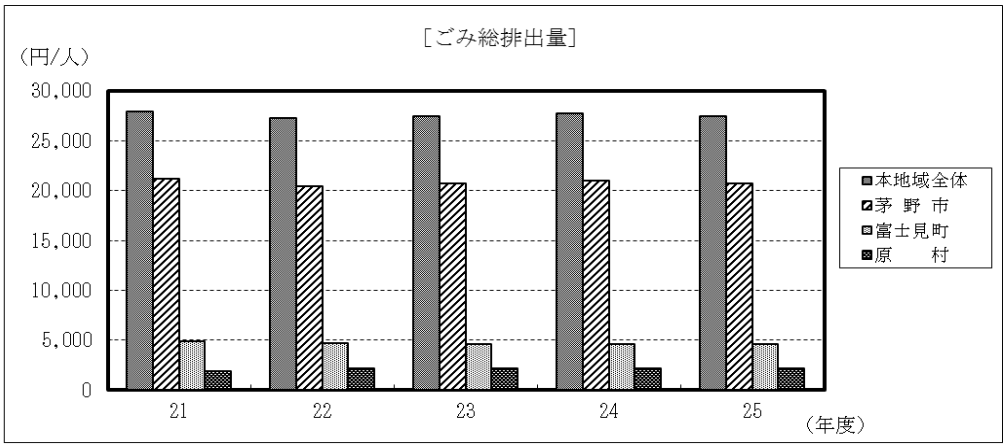

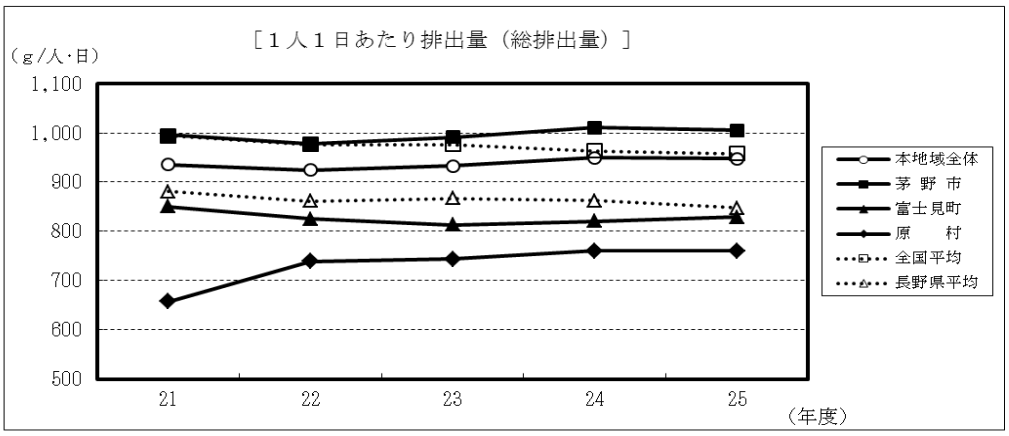

図 4-2-1　ごみ排出量

表 4-2-1　ごみ排出量

区分			単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
茅野市	収集ごみ		t/年	12,335.8	12,037.2	12,096.0	12,083.7	11,604.1
	直接搬入ごみ	家庭系	t/年	948.5	917.0	947.8	996.4	1,027.2
		公共（事業系）	t/年	523.6	525.9	511.3	543.1	584.9
		事業系	t/年	6,644.1	6,369.8	6,493.4	6,690.2	6,836.2
		小計	t/年	8,116.3	7,812.8	7,952.4	8,229.7	8,448.3
	集団回収		t/年	758.1	591.3	636.1	656.4	646.6
	合計		t/年	21,210.2	20,441.3	20,684.6	20,969.8	20,698.9
	人口		人	58,342	57,305	57,003	56,826	56,397
	1人1日あたり排出量(収集ごみ)		g/人/日	579.3	575.5	579.8	582.6	563.7
	1人1日あたり排出量(家庭系ごみ)		g/人/日	659.4	647.6	655.7	662.3	645.0
	1人1日あたり排出量(総排出量)		g/人/日	996.0	977.3	991.4	1,011.0	1,005.5
富士見町	収集ごみ		t/年	3,664.5	3,608.7	3,526.8	3,513.1	3,487.9
	直接搬入ごみ	家庭系	t/年	172.8	205.7	181.0	187.5	208.1
		公共（事業系）	t/年	8.5	5.9	7.4	4.6	6.6
		事業系	t/年	1,009.1	864.9	894.0	894.5	908.2
		小計	t/年	1,190.4	1,076.5	1,082.4	1,086.6	1,122.9
	集団回収		t/年	－	－	－	－	－
	合計		t/年	4,854.9	4,685.2	4,609.2	4,599.7	4,610.8
	人口		人	15,648	15,563	15,488	15,361	15,238
	1人1日あたり排出量(収集ごみ)		g/人/日	641.6	635.3	622.2	626.6	627.1
	1人1日あたり排出量(家庭系ごみ)		g/人/日	671.9	671.5	654.1	660.0	664.5
	1人1日あたり排出量(総排出量)		g/人/日	850.0	824.8	813.1	820.4	829.0
原村	収集ごみ		t/年	1,581.5	1,681.3	1,683.8	1,685.1	1,683.5
	直接搬入ごみ	家庭系	t/年	57.2	52.9	58.6	53.9	63.3
		公共（事業系）	t/年	0.6	0.9	0.7	0.2	0.7
		事業系	t/年	253.4	410.1	422.5	458.7	443.2
		小計	t/年	311.2	463.9	481.7	512.8	507.1
	集団回収		t/年	－	－	－	－	－
	合計		t/年	1,892.7	2,145.2	2,165.5	2,197.9	2,190.6
	人口		人	7,889	7,952	7,957	7,922	7,890
	1人1日あたり排出量(収集ごみ)		g/人/日	549.2	579.3	578.2	582.8	584.6
	1人1日あたり排出量(家庭系ごみ)		g/人/日	569.1	597.5	598.3	601.4	606.5
	1人1日あたり排出量(総排出量)		g/人/日	657.3	739.1	743.6	760.1	760.7
本地域全体	収集ごみ		t/年	17,581.8	17,327.2	17,306.6	17,281.9	16,775.4
	直接搬入ごみ	家庭系	t/年	1,178.5	1,175.6	1,187.4	1,237.8	1,298.6
		公共（事業系）	t/年	532.7	532.7	519.3	547.9	592.2
		事業系	t/年	7,906.6	7,644.8	7,809.8	8,043.4	8,187.5
		小計	t/年	9,617.9	9,353.2	9,516.5	9,829.1	10,078.3
	集団回収		t/年	758.1	591.3	636.1	656.4	646.6
	合計		t/年	27,957.8	27,271.7	27,459.2	27,767.4	27,500.3
	人口		人	81,879	80,820	80,448	80,109	79,525
	1人1日あたり排出量(収集ごみ)		g/人/日	588.3	587.4	587.8	591.0	577.9
	1人1日あたり排出量(家庭系ごみ)		g/人/日	653.1	647.3	649.7	655.8	644.9
	1人1日あたり排出量(総排出量)		g/人/日	935.5	924.5	932.6	949.6	947.4
1人1日あたり排出量(全国平均)			g/人/日	994.4	976.2	976.2	963.5	957.5
1人1日あたり排出量(長野県平均)			g/人/日	881.1	861.5	867.0	862.1	847.1

※出典：1人1日あたり排出量の全国平均、長野県平均は「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省より。
※富士見町と原村の集団回収（資源ごみ）量を正確に把握できないため空欄としています。

２．排出抑制・資源化

1）生ごみ処理に関する排出抑制

３市町村では、生ごみ処理機器の購入助成を行っており、その普及状況と助成制度を表 4-2-2 に示します。

普及率は、平成 25 年度末において、茅野市が 6.6%、富士見町が 27.4%、原村が 17.6%となっています。

表 4-2-2　生ごみ処理機器の普及状況と助成制度

（単位:基）

区　　分			20年度末累計	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累計	普及世帯数	25年度世帯数	普及率（%）
普及状況	茅野市	簡易式	673	55	63	51	40	32	914	457	22,617	6.6
		電動式	896	35	26	30	30	29	1,046	1,046		
		計	1,569	90	89	81	70	61	1,960	1,503		
	富士見町	簡易式	1,999	79	69	80	153	86	2,466	1,233	5,655	27.4
		電動式	282	15	5	6	2	9	319	319		
		計	2,281	94	74	86	155	95	2,785	1,552		
	原　　村	簡易式	765	22	14	18	12	18	849	424	3,045	17.6
		電動式	91	6	3	0	5	8	113	113		
		計	856	28	17	18	17	26	962	537		
助成制度	茅野市	簡易式	開始年度：昭和５９年									
			補助率：2/3以内　　限度額：5,000円（１世帯につき２基まで）									
		電動式	開始年度：平成８年									
			補助率：1/2以内　　限度額：30,000円									
	富士見町	簡易式	開始年度：平成８年									
			補助率：1/2以内　　限度額：なし									
		電動式	開始年度：平成１１年									
			補助率：1/2以内　　限度額：20,000円									
	原　　村	簡易式	開始年度：平成4年									
			補助率：1/2以内　　限度額：なし									
		電動式	開始年度：平成１１年									
			補助率：1/2以内　　限度額：20,000円									

※簡易式の普及世帯数は、容器の耐用度を勘案し、普及数の１／２としています。

2）排出抑制に向けた住民活動

(1) 茅野市の住民活動

茅野市では、環境美化活動、循環型社会の実現等を目的として、平成 8 年に市民団体「美サイクル茅野」が設立されました。また、茅野市環境自治会連合会は、市および美サイクル茅野との連携により、地区・集落における幅広い環境活動を行っています。両団体の概要を表 4-2-3 に示します。

表 4-2-3　茅野市における住民活動の概要

美サイクル茅野	
目　的	美サイクル茅野は、平成 8 年 4 月、ごみ減量とリサイクル活動の効率的推進や景観形成のあり方について市に提言する 1 年間のプロジェクト組織として設立され、平成 9 年 2 月の提言をもってその役割を終えました。しかし、提言の内容を具現化し、実践に移していくための組織が必要との共通認識のもと、それまでのごみ減量並びにリサイクル推進市民会議と美しい環境づくり推進会議を解散・一元化する形で、平成 9 年 5 月に「実践する提言集団」として「美サイクル茅野」が再設立されました。
活動の概要と成　果	・平成 9 年 2 月、9 種類 16 分別による資源ごみの分別収集、資源ごみ分別収集の市内大型店での実施、新聞古紙リサイクルネットワークの構築について提言 ・平成 9 年 4 月、9 種類 16 分別による資源ごみ分別収集のモデル事業実施 ・平成 9 年 10 月、茅野市環境副読本を製作し、市内全小学校 9 校へ配布 ・平成 10 年 4 月、9 種類 16 分別による資源ごみ分別収集を全市域で開始 ・平成 10 年 6 月、市内大型店での資源ごみの分別収集を開始 ・平成 11 年 3 月、全国初の「古紙完全循環型リサイクルネットワーク」を確立 ・平成 12 年 4 月、循環型社会形成推進拠点施設「美サイクルプラザ」をオープン ・平成 12 年 12 月、給食生ごみ堆肥化と家庭生ごみの分別収集による堆肥化を提言 ・平成 13 年 8 月、小・中学校の給食生ごみ堆肥化「フードリサイクル」を開始 ・平成 14 年 4 月、環境絵本「やつがたけのちっち」を製作、市内全年長児への配布を開始 ・平成 14 年 9 月、主催事業「高原の都市(まち)エコフェスタ」を開始(毎年開催) ・平成 16 年 3 月、NPO 法人「エコタウンちの」を設立し、美サイクルプラザの運営を開始 ・平成 16 年 4 月、保育園の給食生ごみ堆肥化を開始 ・平成 17 年 4 月、「美サイクルプラザ」を移転し、新たに「茅野環境館」を開設、容器包装プラスチック類の分別収集の検討を開始 ・平成 17 年 7 月、家庭生ごみの分別収集と堆肥化モデル事業の実施 ・平成 18 年 10 月、容器包装プラスチックの分別収集モデル事業を開始 ・平成 19 年 4 月、容器包装プラスチックの分別収集を全市域で開始 ・平成 19 年 11 月、市街地域を中心に家庭生ごみの分別収集と堆肥化を開始 ・平成 20 年 10 月、茅野区一般家庭生ごみの回収・資源化を開始 ・平成 23 年 11 月、横内区一般家庭生ごみの回収・資源化を開始
茅野市とのﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ	茅野市は、平成 8 年度から、福祉、環境、教育をまちづくりの重点 3 課題と位置づけ、施策の企画、立案、実践について市民・民間・行政が一体となった「ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟのまちづくり」を進めており、その環境分野を担う市民団体が「美サイクル茅野」です。現在、約 350 名の市民が参加し、「行政任せでない手作りのまちづくり」をモットーに、循環型社会の実現に向けた取組みをはじめとして、環境美化、環境教育など市民主体の活動を広く展開しています。茅野市と「美サイクル茅野」との協働による様々な環境施策が立案され活発に展開されています。
茅野市環境自治会連合会	
目　的	茅野市環境自治会連合会は、市内の地区（ちの、宮川、米沢、豊平、玉川、泉野、金沢、湖東、北山、中大塩、蓼科、蓼科中央高原、白樺湖および車山）において、環境および清掃活動に携わる地区環境自治会をもって構成された団体です。 茅野市および美サイクル茅野と緊密な連携のもとに地域の環境保全に努めると共に公衆衛生の発展向上を図り、快適な生活環境を創造するための活動を行うことを目的としています。

活動の概　要	(1)環境自治会連合会の活動 ・月 1 回を目安に役員会、年 1 回の定期総会を開催して事業決定や連絡調整を行っています。 ・資源物のリサイクルについての研修や視察を実施しています。
	(2)各地区環境自治会の活動 ・住民へ資源物分別などの周知のため、回覧板等の作成および配布を行っています。 ・ごみ集積所(可燃ごみ・資源物ステーション)の管理および清掃を行っています。 ・地区内の定期的な環境美化活動（出払い、一斉清掃）を行っています。 ・地区内における河川等の環境美化活動（出払い、一斉清掃）を行っています。 ・環境美化活動により集められたごみ等の運搬処理を行っています。

(2) 富士見町の住民活動

富士見町では、「富士見町環境衛生自治会連合会」および「富士見町廃棄物減量等推進協議会（クリーンアップふじみ)」において、環境美化、循環型社会の実現に向けた取組みを行っています。両団体の概要を表 4-2-4 に示します。

表 4-2-4　富士見町における住民活動の概要

富士見町環境衛生自治会連合会	
目　的	富士見町環境衛生自治会連合会は、昭和 36 年に富士見町内各集落等に設けられた衛生自治会および協力団体をもって組織された団体です。 富士見町民の文化的で健康な生活環境を築くため、環境衛生自治活動を推進し、集落等衛生自治組織の総合的な協力調和を図り、もって社会福祉の向上に努めることを活動の目的としています。
活動の概　要	・昭和 41 年より地区衛生組織の育成・実践活動に功労があった個人並びに衛生害虫駆除、清掃等に功績をあげた個人および団体を表彰することで、町の環境衛生活動の意欲向上に努めています。 ・毎年、環境衛生薬剤および家庭用品共同購入の斡旋を行うことにより、衛生環境の充実を図っています。 ・平成 12 年 4 月から開始した町の資源物収集では、各集落において中心的な役割を担っています。 ・毎年 5 月には国道 20 号線沿いの清掃活動を実施しています。 ・毎年 6 月の第 1 日曜日には、環境美化運動の日として町内一斉清掃を全集落あげて実施しています。 ・毎年、釜無川流域および宮川流域のアレチウリの駆除を実施するとともに、町民からの情報提供をもとにアレチウリ分布図の作成を行っています。 ・毎年、タイヤ・バッテリーの回収事業を実施することで、処理困難な廃棄物の不適切な処理や不法投棄の防止に努めています。
富士見町廃棄物減量等推進協議会（クリーンアップふじみ）	
目　的	富士見町廃棄物減量等推進協議会（クリーンアップふじみ）は平成 9 年に各種団体の代表者等をもって設立された団体です。 富士見町における一般廃棄物に関する問題および廃棄物のリサイクルに対し積極的に検討を行い、美しい環境の富士見町にするとともに、町民生活の健全な発展に寄与することを目的としています。
活動の概　要	・毎年開催されているグリーンフェア（4 月）や生活展（11 月）においてマイバッグの販売やボカシ作りの実演等を行い、町民の廃棄物減量に対する意識の向上を図っています。 ・毎年 8 月頃にボカシ作り講習会の開催、生ごみ自家処理説明会等に参加し、生ごみの自家処理の普及に協力しています。 ・アレチウリ除去作業や廃タイヤ・バッテリー・家庭用焼却炉の回収活動などの各種環境美化活動へ協力しています。 ・資源化できる紙類の分別啓発チラシの作製・配布を行い、町民のごみ減量と資源化に対する意識の向上を図っています。

(3) 原村の住民活動

原村では、住民の文化的で健康な生活環境を築くため、「原村保健衛生自治推進協議会」が設置されており、原村保健衛生自治推進協議会は、環境衛生部会、母子愛育部会、食生活改善部会、保健補導員部会の4部会から構成されています。

ごみの排出抑制や生活環境の保全については、環境衛生部会が取組んでおり、その概要を表 4-2-5 に示します。

表 4-2-5　「原村保健衛生自治推進協議会　環境衛生部会」の概要

目　的	原村では、住民の文化的で健康な生活環境を築くため、「原村保健衛生自治推進協議会」を設置し積極的に保健衛生自治活動を推進し、地区自治組織の総合的な協力調和と社会福祉の向上に努めることを目的として活動しています。
活動の概　要	(1) 廃棄物排出の抑制および適切な分別の指導並びに保管、再生、処分の研究 ・毎月1回の17品目による分別収集の指導 ・粗大ごみ地区回収立会 ・不法投棄の巡回および回収 (2) 清掃および生活環境対策の研究指導 ・地区可燃ごみステーションの清掃、管理 ・地区河川の清掃 ・外来種雑草の駆除等

3) 資源化

3市町村の資源化率の状況を図 4-2-2、資源化の状況を表 4-2-6 に示します。

資源化率の推移をみると、茅野市と富士見町は平成 21 年度から年々減少傾向にあり、原村も減少傾向で推移しています。

平成 25 年度におけるリサイクル率は、茅野市が 17.8%、富士見町が 21.4%、原村が 22.6%であり、本地域全体で 18.8%となっています。

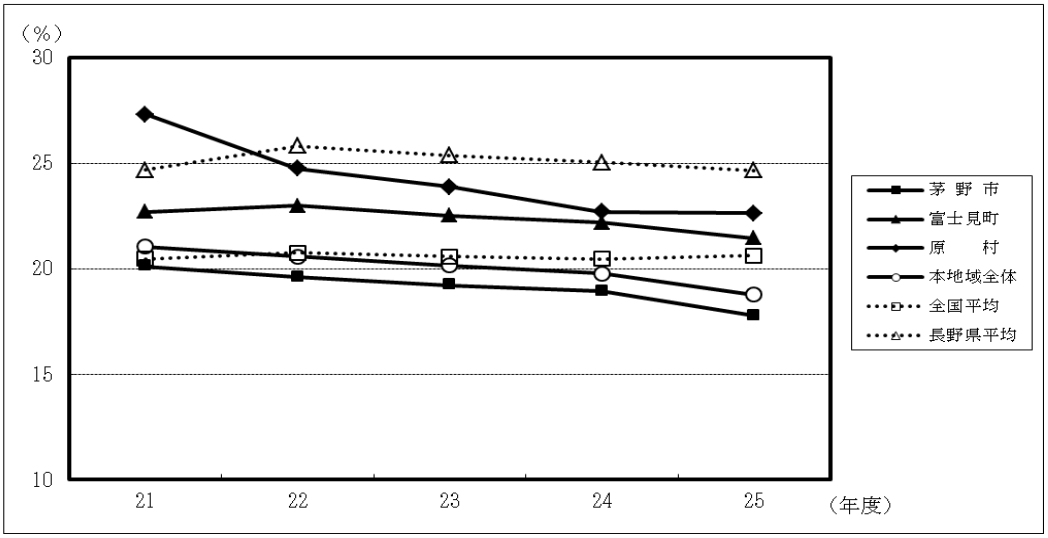

図 4-2-2　資源化率の状況

表 4-2-6　資源化の状況

区分			単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
茅野市	不燃物処理場		t/年	629.8	567.1	523.8	515.3	509.1
		スチール缶	t/年	169.1	143.5	132.2	130.2	125.0
		アルミ缶	t/年	28.3	27.1	26.4	25.4	24.5
		びん（無色）	t/年	108.0	106.4	86.3	92.9	93.8
		びん（茶色）	t/年	88.3	89.8	77.3	70.4	67.4
		びん（その他）	t/年	43.3	39.4	36.4	36.3	35.8
		資源物	t/年	192.8	160.9	165.2	160.2	162.6
	古紙類等梱包施設		t/年	1,846.0	1,813.9	1,801.0	1,796.1	1,524.6
		ペットボトル	t/年	67.7	69.4	64.6	64.9	65.0
		古紙（古新聞）	t/年	769.0	772.8	723.7	746.9	565.0
		古紙（段ボール箱）	t/年	273.3	276.6	271.9	281.0	268.2
		古紙（古雑誌）	t/年	719.2	679.0	723.7	687.7	611.3
		古紙（紙パック）	t/年	16.9	16.1	17.1	15.7	15.1
	資源化委託		t/年	246.9	255.7	241.1	225.4	222.4
		プラスチック類	t/年	205.1	205.3	194.9	186.8	180.2
		廃食油	t/年	4.6	4.5	4.2	4.0	4.1
		布類	t/年	23.1	21.8	22.7	20.4	19.2
		有害物	t/年	14.1	24.0	19.3	14.3	19.0
	集団回収量		t/年	758.1	591.3	636.1	656.4	646.6
	焼却残渣（資源化）		t/年	785.9	776.4	775.4	775.6	775.0
	資源化量合計		t/年	4,266.7	4,004.3	3,977.4	3,968.8	3,677.7
	総排出量		t/年	21,210.2	20,441.3	20,684.6	20,969.8	20,698.9
	リサイクル率		%	20.1	19.6	19.2	18.9	17.8
富士見町	粗大ごみ処理施設		t/年	288.8	275.6	250.2	244.0	259.4
		スチール缶	t/年	123.7	111.5	51.6	17.7	36.8
		アルミ缶	t/年	25.6	24.5	22.0	38.3	19.4
		びん（無色）	t/年	40.4	40.8	33.2	28.6	37.9
		びん（茶色）	t/年	37.5	34.9	33.1	31.9	32.1
		びん（その他）	t/年	30.6	24.1	24.1	23.3	28.3
		金属類	t/年	31.0	39.8	86.2	104.2	104.9
	資源化委託		t/年	656.4	647.6	634.7	625.3	576.2
		ペットボトル	t/年	6.7	8.6	7.7	7.9	7.5
		発泡ｽﾁﾛｰﾙ・ﾄﾚｲ	t/年	3.1	3.6	3.0	3.0	2.7
		古紙（古新聞）	t/年	224.1	219.4	183.1	210.4	195.6
		古紙（段ボール箱）	t/年	90.4	91.7	77.0	77.9	70.8
		古紙（古雑誌）	t/年	221.9	210.5	254.4	219.3	197.2
		古紙（紙パック）	t/年	2.2	2.3	3.1	3.2	2.6
		古布	t/年	23.3	24.8	23.3	23.6	22.8
		容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	t/年	63.5	64.8	63.6	61.5	59.3
		その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	t/年	14.2	15.2	13.1	12.3	12.0
		有害物	t/年	7.0	6.7	6.4	6.2	5.7
	焼却残渣（資源化）		t/年	156.4	153.3	152.8	151.4	152.9
	資源化量合計		t/年	1,101.6	1,076.5	1,037.7	1,020.6	988.5
	総排出量		t/年	4,854.9	4,685.2	4,609.2	4,599.7	4,610.8
	リサイクル率		%	22.7	23.0	22.5	22.2	21.4
原村	粗大ごみ処理施設		t/年	136.9	129.7	107.4	104.5	119.0
		びん（無色）	t/年	13.6	13.8	10.8	9.7	13.0
		びん（茶色）	t/年	12.8	11.8	10.8	10.9	11.0
		びん（その他）	t/年	10.3	8.5	7.9	7.7	9.7
		金属類	t/年	100.2	95.6	77.9	76.2	85.3
	資源化委託		t/年	322.3	330.8	337.9	321.2	304.6
		ペットボトル	t/年	4.0	4.0	3.8	3.8	3.7
		発泡ｽﾁﾛｰﾙ・ﾄﾚｲ	t/年	0.9	0.9	1.5	1.3	1.2
		古紙（古新聞）	t/年	118.4	121.1	121.2	118.8	110.0
		古紙（段ボール箱）	t/年	48.1	49.6	49.9	51.3	49.8
		古紙（古雑誌）	t/年	111.6	115.4	120.3	107.7	102.8
		古紙（紙パック）	t/年	1.8	1.7	1.9	1.7	1.7
		古布	t/年	7.6	7.9	8.1	7.2	7.5
		容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	t/年	23.7	23.9	24.7	23.3	22.0
		その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	t/年	3.7	3.8	4.2	3.9	3.9
		有害物	t/年	2.5	2.5	2.3	2.2	2.0
	焼却残渣（資源化）		t/年	57.7	70.3	71.8	73.1	72.1
	資源化量合計		t/年	516.8	530.8	517.1	498.7	495.7
	総排出量		t/年	1,892.7	2,145.2	2,165.5	2,197.9	2,190.6
	リサイクル率		%	27.3	24.7	23.9	22.7	22.6
本地域	焼却灰資源化量		t/年	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
	資源化量合計		t/年	5,885.2	5,611.7	5,532.3	5,488.2	5,161.9
	総排出量		t/年	27,957.8	27,271.7	27,459.2	27,767.4	27,500.3
	リサイクル率		%	21.1	20.6	20.1	19.8	18.8
リサイクル率（全国平均）			%	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6
リサイクル率（長野県平均）			%	24.7	25.8	25.4	25.0	24.7

※出典：リサイクル率の全国平均、長野県平均は「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省より。

また、茅野市では、住民主体による資源物集団回収に対して報奨金を交付しています。集団回収の状況を表 4-2-7 に示します。

回収量は、増減を繰り返しながらやや微減傾向で推移しており、平成 25 年度の回収量は約 647ｔとなっています。

なお、富士見町、原村では、報奨金を交付するなどの行政が関与する集団回収は実施していません。

表 4-2-7　集団回収の状況（茅野市）

区　　分		単位	２１年度	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度
集団回収量		t/年	758.1	591.3	636.1	656.4	646.6
	紙類	t/年	741.3	577.8	621.8	645.0	633.0
	金属類	t/年	16.1	13.4	14.4	11.4	13.6
	ガラス類	t/年	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	衣類	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茅野市 資源回収報償金 交　付　要　綱		「報償金対象回収品目及び報償金額」 古紙類（新聞紙、広告、雑誌、ダンボール）　3円/kg 缶類（飲料用スチール缶、飲料用アルミ缶）　3円/kg ガラス類（透明びん類、色つきびん類）　2円/kg 衣類　2円/kg					

３．収集運搬

1）分別区分と排出方法

分別区分と排出方法を表 4-2-8 に示します。

分別区分は各市町村がそれぞれ設定しており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみの大区分は３市町村とも同様となっています。

資源物の内訳については、茅野市ではスチール缶、アルミ缶を分別収集しており、富士見町と原村では、缶類は不燃ごみとして収集し、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設において選別後、資源化しています。また、プラスチック類の小区分は、茅野市と富士見町・原村では一部異なっています。

粗大ごみについては、茅野市が電子レンジ、ファンヒーター、自転車を対象に申し込みによる戸別収集を行っているほかはすべて直接持込です。富士見町と原村では、収集できるサイズを指定して収集しています。

排出方法としては、指定袋、コンテナ、フレコンバック、ネット等を使用しています。

表 4-2-9 に指定袋の状況、表 4-2-10 に処理できないごみの種類を示します。

表 4-2-8　分別区分と排出方法

平成27年4月1日現在

区分			茅野市		富士見町		原村	
			分別区分	排出方法	分別区分	排出方法	分別区分	排出方法
可燃ごみ			○	指定袋(専用)	○	指定袋(専用)	○	指定袋(専用)
不燃ごみ			○	指定袋(専用)	○	コンテナ	○	コンテナ
資源ごみ	缶類	スチール缶	○	USネット				
		アルミ缶	○	USネット				
	びん類	びん（無色）	○	コンテナ	○	コンテナ	○	コンテナ
		びん（茶色）	○	コンテナ	○	コンテナ	○	コンテナ
		びん（その他）	○	コンテナ	○	コンテナ	○	コンテナ
	プラスチック類	ペットボトル	○	フレコン	○	ネット角袋	○	ネット角袋
		白トレイ	○	フレコン	○	ネット角袋	○	ネット角袋
		発泡スチロール	○	フレコン	○	ネット角袋	○	ネット角袋
		容器包装プラスチック	○		○	フレコン	○	フレコン
		その他のプラスチック			○	フレコン	○	フレコン
	紙類	新聞紙	○	フレコン	○	フレコン	○	フレコン
		ダンボール	○	フレコン	○	フレコン	○	フレコン
		雑誌類	○	フレコン	○	フレコン	○	フレコン
		その他紙類	○	フレコン	○	フレコン	○	フレコン
		紙パック（白）	○	USネット	○	USネット	○	USネット
		紙パック（銀）	○	USネット			○	USネット
	布類		○	USネット	○	USネット	○	USネット
	食用廃油		○	ポリタンク	○	ポリタンク	○	ポリタンク
	有害物	乾電池	○	USネット	○	USネット	○	USネット
		蛍光管	○	USネット	○	USネット	○	USネット
粗大ごみ	可燃性		○	持ち込み	○	持込・収集	○	持込・収集
	不燃性		○	持ち込み	○	持込・収集	○	持込・収集

※1 分別区分：○は実施
2 フレコンとはフレコンバックのこと。
3 富士見町・原村の缶類は不燃ごみで搬出、粗大ごみ処理施設で回収。
4 富士見町・原村の粗大ごみは、縦80cm、横60cm、長さ3m以下。

表 4-2-9　指定袋の状況

平成27年4月1日現在

区　　分		サイズ・指定状況等	
可燃ごみ	茅野市	家庭用：22ﾘｯﾄﾙ、45ﾘｯﾄﾙ　　業務用：70ﾘｯﾄﾙ	材質・デザインの指定 料金は、販売者が自由に設定
	富士見町		
	原村		
不燃ごみ	茅野市	家庭用：22ﾘｯﾄﾙ	
	富士見町	コンテナによる回収のため回収袋なし	
	原村		

表 4-2-10　３市町村の処理できないごみの種類（代表的なもの）

平成 27 年 4 月 1 日現在

家電リサイクル法対象品目	家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機
資源有効利用促進法対象品目	パソコン(デスクトップ本体、ディスプレイ)※1・2、ノートブックパソコン
危険物・有害物	農薬、プロパンガス、塗料、機械油、燃料油、シンナー、劇特物等のビン、ボンベ等
業務用機械類	農機具、自動販売機、バイク、業務用コピー機、エンジン式草刈り機等
農業用ビニール類（産業廃棄物）	マルチ、ハウスのビニール、あぜシート等
その他	タイヤ、ブロック、オイルエレメント、建築廃材、産業廃棄物、コンクリート殻、住宅設備機器等

※1 茅野市は小型家電として収集 ， ※2 富士見町・原村は民間許可業者で収集

2）収集形態等

収集頻度、収集形態、ステーション数の設置状況を表 4-2-11 に示します。

収集形態は、各市町村ともステーション方式を採用しています。

茅野市は、自転車、電子レンジ、ファンヒーターの３品目について申し込みによる有料戸別収集を実施しています。

表 4-2-11　収集形態等

平成27年4月1日現在

区　　分		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
茅野市	収集頻度	２回/週	ステーションは１～２回/月 店頭回収は　２回/月			申し込み
	収集形態	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	戸別
	ｽﾃｰｼｮﾝ数	555	ステーション　158、店頭回収　　10			－
富士見町	収集頻度	２回/週	１回/週	１回/月 容器包装・その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸのみ　２回/月	１回/月	４回/年
	収集形態	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	拠点回収
	ｽﾃｰｼｮﾝ数	146+14（公共）	99	46	46	43
原　　村	収集頻度	２回/週	１回/週	１回/月	１回/月	４回/年
	収集形態	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	拠点回収
	ｽﾃｰｼｮﾝ数	53+5（公共）	30+1（公共）	16+2（公共）	16+2（公共）	15

3）収集量

収集量の状況を表 4-2-12、図 4-2-3 に示します。

本地域全体の収集量は、平成 21 年度の約 17,600ｔから年々減少しており、平成 25 年度では約 16,800ｔとなっています。３市町村別では、茅野市が 11,604.1ｔ/年（本地域全体に占める割合 69.2%）、富士見町が 3,487.9ｔ/年（同 20.8%）となり、減少傾向となっていますが、原村では 1,683.5ｔ/年（同 10.0%）と平成 25 年度では微減となったものの、平成 21 年度からやや増加傾向で推移しています。

表 4-2-12　収集量の状況

（単位：ｔ/年）

項目		H21	H22	H23	H24	H25
茅野市	可燃ごみ	9,640.1	9,410.0	9,549.0	9,557.0	9,371.6
	不燃ごみ	165.8	151.5	146.2	150.2	139.0
	資源物	2,529.9	2,475.7	2,400.8	2,376.6	2,093.5
	粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	12,335.8	12,037.2	12,096.0	12,083.7	11,604.1
富士見町	可燃ごみ	2,360.0	2,350.2	2,380.6	2,408.3	2,388.1
	不燃ごみ	253.6	258.4	235.0	238.9	267.3
	資源物	914.2	883.4	798.7	765.1	730.7
	粗大ごみ	136.7	116.7	112.5	100.8	101.8
	合計	3,664.5	3,608.7	3,526.8	3,513.1	3,487.9
原村	可燃ごみ	997.3	1,098.0	1,129.0	1,149.4	1,156.2
	不燃ごみ	155.0	155.0	145.0	141.0	143.0
	資源物	359.0	364.9	367.4	349.5	338.3
	粗大ごみ	70.2	63.4	42.4	45.2	46.0
	合計	1,581.5	1,681.3	1,683.8	1,685.1	1,683.5
本地域全体	可燃ごみ	12,997.4	12,858.2	13,058.5	13,114.6	12,915.8
	不燃ごみ	574.4	564.9	526.3	530.1	549.3
	資源物	3,803.1	3,724.0	3,566.9	3,491.2	3,162.5
	粗大ごみ	206.9	180.1	154.9	146.0	147.8
	合計	17,581.8	17,327.2	17,306.6	17,281.9	16,775.4

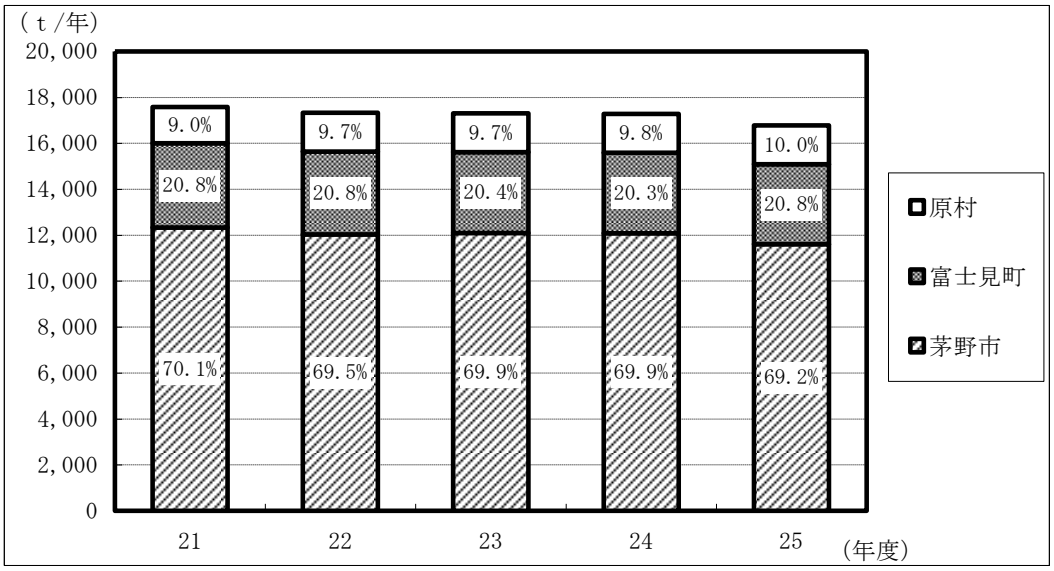

図 4-2-3　収集量の状況

４．中間処理

1）中間処理施設

各市町村の一般廃棄物（ごみ）中間処理施設の概要を表 4-2-13 に示します。

表 4-2-13　中間処理施設の概要

名称		諏訪南清掃センター（諏訪南行政事務組合）
所在地		茅野市米沢2000番地3
敷地面積		13,662.8m2
建築面積		4,263m2
供用開始		平成9年12月
処理能力		100ｔ/日（50ｔ/16h×2炉）
施設内容	処理方式	准連続燃焼式
	炉形式	ストーカ炉
	排ガス冷却方式	水噴射方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ
	余熱利用	温水利用
	灰固形化設備	キレート処理

名称		茅野市不燃物処理場
所在地		茅野市北山守西山381番地3
敷地面積		5,693m2
建築面積		402m2
供用開始		昭和55年4月
処理能力		15ｔ/5h
処理対象物	不燃物	破砕・選別・圧縮・保管
	金属類	選別・保管
	缶類	選別・圧縮・保管
	びん類	選　別
	布類	梱包・保管
	粗大ごみ	保　管

名称		茅野市古紙類梱包施設
所在地		茅野市米沢2000番地3
敷地面積		11,014.9m^2
建築面積		1,065.5m^2
処理対象物	ペットボトル	圧縮・梱包・保管
	びん類	保　管
	紙類（新聞紙）	圧縮・梱包・保管
	紙類（その他）	圧縮・梱包・保管
	紙パック	圧縮・梱包・保管

名称	南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設
所在地	富士見町富士見5251番地1
敷地面積	4,692m2
建築面積	351.09m2
供用開始	平成2年4月
処理能力	10ｔ/5h
処理方式	回転破砕・アルミ選別・磁選別・圧縮
処理対象物	不燃物・不燃性粗大

2）中間処理量

(1) 焼却処理量

諏訪南清掃センター（諏訪南行政事務組合）における焼却処理実績を表 4-2-14、図 4-2-4 に示します。

焼却処理量は、平成 22 年度に減少しましたが、平成 23 年度より増加傾向で推移しています。平成 25 年度は約 22,750ｔを処理し、焼却残渣は処理量の 10.7%となっています。なお、焼却残渣の一部は民間委託によって資源化し、有効利用しています。

表 4-2-14　焼却処理量

（単位：ｔ/年）

区　　分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
焼却量	茅野市	17,611.6	17,109.0	17,379.8	17,667.5	17,697.1
	富士見町	3,440.7	3,299.6	3,356.3	3,372.5	3,391.3
	原　　村	1,291.7	1,549.3	1,604.9	1,659.1	1,646.2
	合　　計	22,344.0	21,957.9	22,341.0	22,699.1	22,734.6
焼却残渣量		2,539.8	2,444.2	2,478.4	2,531.4	2,439.2
焼却残渣率(%)		11.4%	11.1%	11.1%	11.2%	10.7%

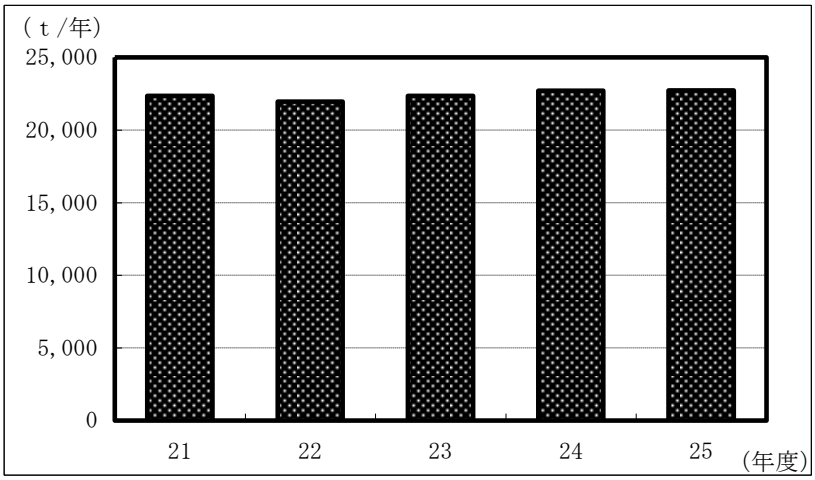

図 4-2-4　焼却処理量

(2) 不燃ごみ・資源物・粗大ごみ等処理量

茅野市不燃物処理場、茅野市古紙類等梱包施設、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設における処理実績を表 4-2-15、図 4-2-5 に示します。

表 4-2-15　不燃ごみ・資源物・粗大ごみ等処理量

（単位：ｔ/年）

区　　分			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
茅野市 不燃物処理場	処理量		795.5	718.6	670.0	665.5	648.1
	可燃残渣量		24.9	25.3	20.8	20.7	20.6
	不燃残渣量		140.9	126.2	125.4	129.5	118.4
	資源化量		629.8	567.1	523.8	515.3	509.1
	資源化率（%）		79.2%	78.9%	78.2%	77.4%	78.5%
茅野市 古紙類等梱包施設	処理量		1,846.0	1,813.9	1,801.0	1,796.1	1,524.6
	資源化量		1,846.0	1,813.9	1,801.0	1,796.1	1,524.6
	資源化率（%）		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
南諏衛生施設組合 粗大ごみ処理施設	処理量	富士見町	693.3	660.5	550.0	526.7	543.6
		原　　村	278.7	265.1	217.7	212.3	239.8
		合　　計	972.0	925.6	767.7	739.0	783.4
	不燃残渣量		190.1	218.3	223.7	205.8	210.1
	処理困難物(大型家具等)量		186.7	172.4	167.6	176.1	183.2
	資源化量		445.9	398.9	385.1	350.1	375.0
	資源化率（%）		45.9%	43.1%	50.2%	47.4%	47.9%

※茅野市の不燃性粗大ごみは、不燃物処理場で保管後、委託処理するため除きます。

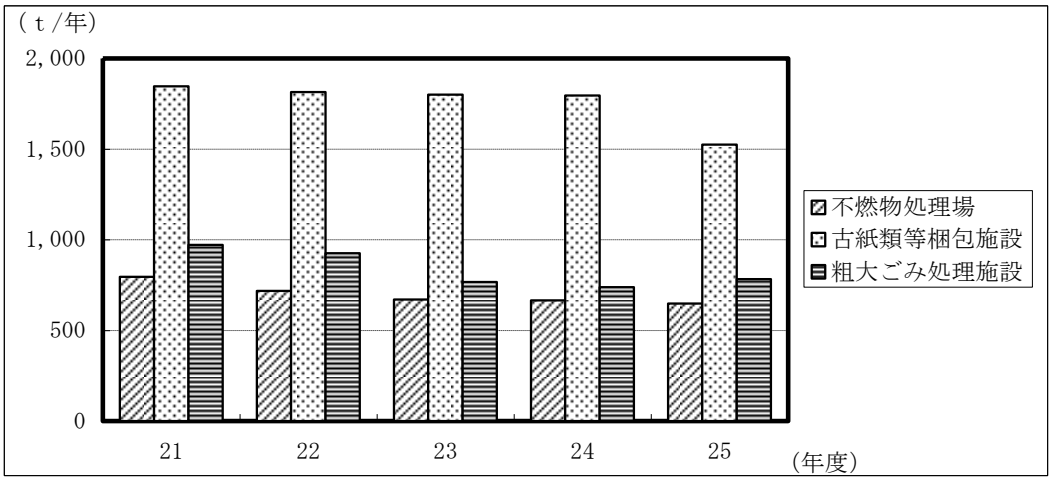

図 4-2-5　不燃ごみ・資源物・粗大ごみ等処理量

3）焼却処理施設の運転管理状況

諏訪南清掃センターにおける月別の１日あたり焼却処理量を図 4-2-6 に示します。

３市町村から排出される可燃ごみの焼却処理量は、これまで通年で 45～85ｔ/日の範囲にあり、現在の施設規模（100ｔ/日）で対応可能となっています。

各年度の日平均処理量は 60ｔ/日前後の間で推移していますが、観光ごみが多く排出される８月には、日平均処理量が 80～85ｔ/日となり、年間平均の約 1.4 倍の焼却処理量となります。

諏訪南清掃センターは、稼働後約 17 年が経過しており、今後は経年劣化等による能力低下が危惧されます。

また、主に焼却灰を埋め立てている最終処分場の埋立容量がひっ迫しており、埋め立てた廃棄物の一部を掘り起こして地域外の民間処分場に搬出処分していることから、今後、可燃ごみの減量化を積極的に推進する必要があります。

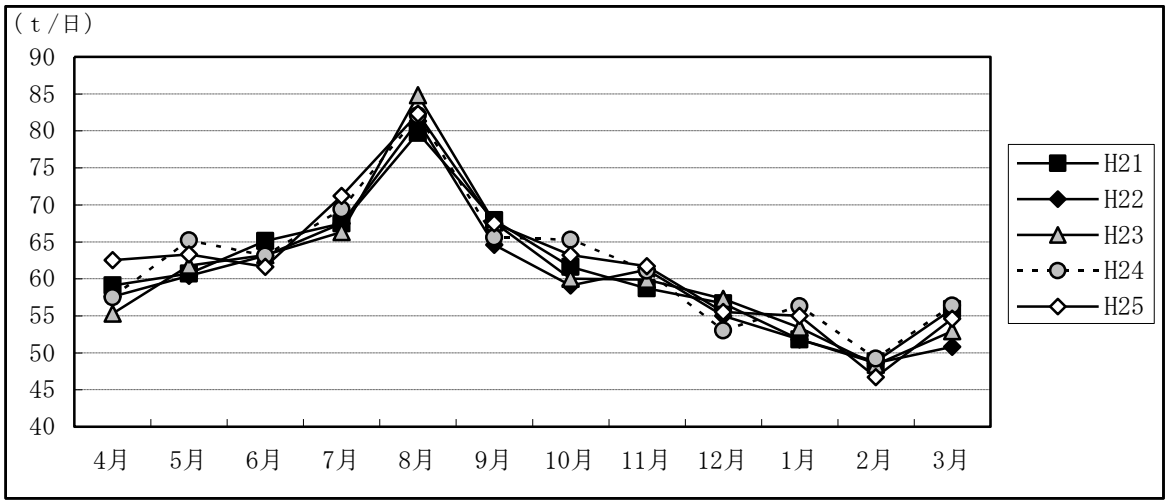

図 4-2-6　月別の１日あたり焼却処理量（本地域全体）

なお、可燃ごみのごみ質の状況を表 4-2-16、排ガスの測定結果を表 4-2-17 に示します。

また、排ガス測定結果は、いずれも排出基準を満たしています。

表 4-2-16　ごみ質（可燃ごみ）

区　分		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	平均値
単位容積重量（見掛比重）		kg/m^3	169	183	183	198	200	187
三成分	水分	%	47.1	50.1	43.9	50.9	47.5	47.9
	可燃分	%	46.4	44.2	49.3	43.5	47.3	46.1
	灰分	%	6.5	5.7	6.8	5.6	5.2	6.0
乾燥ごみの組成	紙類	%	40.1	44.1	43.4	44.8	41.3	42.7
	厨芥類	%	8.9	11.0	11.7	10.3	9.2	10.2
	布類	%	10.0	11.2	10.2	16.1	13.7	12.2
	木・竹・わら・植物類	%	10.3	9.8	7.4	6.2	7.0	8.1
	プラスチック類	%	22.9	19.1	20.9	16.9	22.2	20.4
	ゴム・皮革類	%	1.0	0.5	1.2	0.5	0.2	0.7
	金属類	%	1.6	0.6	1.5	1.2	0.3	1.0
	ガラス類	%	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
	陶器・土・石類	%	0.3	0.4	0.1	0.1	0.2	0.2
	その他	%	4.9	3.2	3.5	3.7	5.7	4.2
低位発熱量（ボンブ法）		kcal/kg	2,255	2,078	2,357	1,938	2,213	2,168
低位発熱量（計算値）		kcal/kg	1,805	1,688	1,957	1,655	1,838	1,789
高位発熱量		kcal/kg	2,775	2,580	2,840	2,435	2,702	2,666

※ 各年度平均値

表 4-2-17　排ガス測定結果（焼却施設）

	年度	測定月	ばいじん (g/m^{3}N)	硫黄酸化物 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (mg/m^{3}N)	ダイオキシン類 煙突 (ng-TEQ/m^{3}N)	ダイオキシン類 飛灰 (ng/TEQ/g)
1号炉	23	8	<0.005	25	57	65		
		9					0.24	1.10
		2	<0.005	20	55	29		
	24	8	<0.005	24	59	33		
		9					0.19	1.80
		3	<0.005	17	58	45		
	25	8	<0.005	14	57	34		
		9					0.51	1.80
		2	<0.005	19	63	37		
2号炉	23	8	<0.005	23	69	38		
		9					0.31	1.10
		2	<0.005	19	52	25		
	24	8	<0.005	20	58	43		
		9					0.15	1.80
		3	<0.005	12	61	19		
	25	8	<0.005	17	58	47		
		9					0.38	1.80
		2	<0.005	14	52	47		
排出基準	自主基準		0.03	100	150	320	5	—
	法規制		0.15	K値：17.5	250	700		

※　飛灰は薬剤処理後に埋立

5．最終処分

1）最終処分施設

本地域における最終処分場の概要を表 4-2-18 に示します。

茅野市一般廃棄物最終処分場では、茅野市不燃物処理場から生じる破砕不燃物と諏訪南清掃センター（諏訪南行政事務組合）から生じる焼却残渣のうちの茅野市分を埋め立てています。南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場では、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設から生じる破砕不燃物、諏訪南清掃センターから生じる焼却残渣のうち富士見町および原村分、南諏衛生センターし尿処理施設（南衛組合）から生じるし尿汚泥焼却残渣を埋め立てています。

表 4-2-18　最終処分場の概要

概　　要		概　　要
茅 野 市 一般廃棄物最終処分場	所　在　地	茅野市湖東笹原56番地他
	敷 地 面 積	17,613m^2
	埋 立 面 積	4,300m^2
	埋 立 容 量	34,840m^3
	埋 立 期 間	平成6年4月～30年度
	埋立対象物	破砕不燃物・焼却残渣
	水　処　理	63.3m^3/日
南諏衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	所　在　地	富士見町富士見5240番地
	敷 地 面 積	33,700m^2
	埋 立 面 積	6,400m^2
	埋 立 容 量	26,500m^3
	埋 立 期 間	平成7年度～35年度
	埋立対象物	破砕不燃物・焼却残渣・し尿汚泥焼却残渣
	水　処　理	25m^3/日

2）最終処分量

各市町村の最終処分量を表 4-2-19 に示します。

表 4-2-19　最終処分量

（単位：ｔ/年）

区　　分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
茅野市	焼却残渣	1,167.2	1,121.0	1,152.0	1,183.7	1,187.6
	破砕不燃物	136.6	122.5	121.2	121.1	110.3
	こたつ灰	4.3	3.7	4.2	8.4	8.2
	計	1,308.1	1,247.2	1,277.4	1,313.2	1,306.1
富士見町	焼却残渣	279.7	263.2	268.0	275.2	263.6
	破砕不燃物	111.1	108.3	98.5	98.7	99.3
	し尿汚泥焼却残渣	10.0	10.7	10.5	9.5	9.2
	計	400.8	382.2	377.0	383.4	372.1
原　　村	焼却残渣	106.1	125.3	127.0	133.0	129.0
	破砕不燃物	61.7	58.9	48.0	46.9	52.6
	し尿汚泥焼却残渣	4.7	5.2	5.1	4.4	4.4
	計	172.5	189.4	180.1	184.3	186.0
本地域合計	焼却残渣	1,552.9	1,509.5	1,546.9	1,591.9	1,580.2
	破砕不燃物	309.4	289.8	267.7	266.7	262.1
	し尿汚泥焼却残渣	14.7	15.9	15.6	13.9	13.6
	こたつ灰	4.3	3.7	4.2	8.4	8.2
	合　　計	1,881.3	1,818.9	1,834.4	1,880.9	1,864.1

3）最終処分場の延命化

茅野市および南衛組合の両最終処分場の残余年数は残りわずかであることから、平成18年度から埋立物を掘り起こして地域外の民間最終処分場に搬出して、最終処分場の延命化を図っています。

以上の最終処分場の延命化策に加えて、茅野市最終処分場の埋立形状の見直しおよび今後のごみの減量施策の推進による埋立量の削減が見込まれることから、現時点では、本計画策定時（平成17年3月）よりも埋立期間の延長が見込まれています。

今後もごみ減量施策をさらに推進し、民間最終処分場への搬出を平成28年度まで継続することにより、茅野市一般廃棄物最終処分場の埋立終了年は平成30年度中、南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場の埋立終了年は平成35年度中まで延びる見込みです。

なお、本地域全体で埋立量と両施設の残余容量を考慮すると、埋立終了は平成32年度頃となる見込みです。

６．廃棄物処理システムの評価

1）国及び県との比較

３市町村が、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」として報告した平成 25 年度の１人１日あたりごみ排出量は、茅野市が 1,012ｇ/人日、富士見町が 806 ｇ/人日、原村が 740ｇ/人日となっており、全国平均の 958ｇ/人日や長野県平均の 847ｇ/人日と、と比較すると、茅野市は全国平均及び長野県平均よりも上回っていますが、富士見村と原村はいずれも下回っています。

茅野市のごみ排出量の特徴としては、事業系ごみの比率が高く、最終処分量が低いことが挙げられます。富士見町及び原村は、全国平均や長野県平均と比較しても事業系ごみの比率が低くなっています。

表 4-2-21　国及び県との比較（平成 25 年度実績）

区分＼年度	単位	全国平均	長野県平均	茅野市	富士見町	原村
家庭系１人１日あたりごみ排出量	(g/人日)	677.6	602.5	651.4	633.2	583.6
	(%)	(70.8%)	(71.1%)	(64.4%)	(78.6%)	(78.9%)
事業系１人１日あたりごみ排出量	(g/人日)	279.9	244.6	360.4	172.8	156.2
	(%)	(29.2%)	(28.9%)	(35.6%)	(21.4%)	(21.1%)
１人１日あたりごみ排出量	(g/人日)	957.5	847.1	1,011.8	806.0	739.8
	(%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
全国平均との差	(g/人日)	－	-110.4	54.3	-151.5	-217.7
長野県平均との差	(g/人日)	110.4	－	164.7	-41.1	-107.3
リサイクル率	(%)	20.6%	24.7%	21.8%	29.8%	29.0%
１人１日あたりの最終処分量	(g/人日)	96.8	74.2	5.7	53.4	47.6

※家庭系ごみには集団資源回収量が含まれています。
※一般廃棄物処理実態調査は人口の取り扱いが異なるため、1人1日あたりごみ排出量は他の資料の数値と異なっています。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

2）類似市町村との比較

環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 23 年度実績)」を用いて、類似市町村（全国の市町村を、人口規模や産業構造等で類似した市町村に区分したもの）と比較した結果を以下に示します。

なお、図 4-2-7～図 4-2-9 については、類似市町村の平均値を 100 とする指数で表しており、数値が大きいほど良好な結果を示しています。

類似市町村の平均と比較すると、３市町村では原村の廃棄物からの資源回収率がやや低いものの、１人１日あたりごみ排出量や廃棄物からの資源回収率は平均的となっており、廃棄物のうち最終処分される割合は非常に低く、人口１人あたりの年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は類似市町村平均より安価となっています。

表 4-2-22　茅野市と類似市町村の比較（平成 23 年度実績）

区分＼評価項目		1人1日あたりごみ排出量（g/人･日）	廃棄物からの資源回収率（%）	廃棄物のうち最終処分される割（%）	人口1人あたり年間処理経費（円/人・年）	最終処分減量に要する費用（円/トン）
茅野市		1,023	16.3	0.6	7,634	20,464
類似市町村（101）	平均	943	17.5	10.7	10,713	32,899
	最大	1,407	29.7	70.5	24,986	65,861
	最小	661	5.5	0.0	2,855	8,085

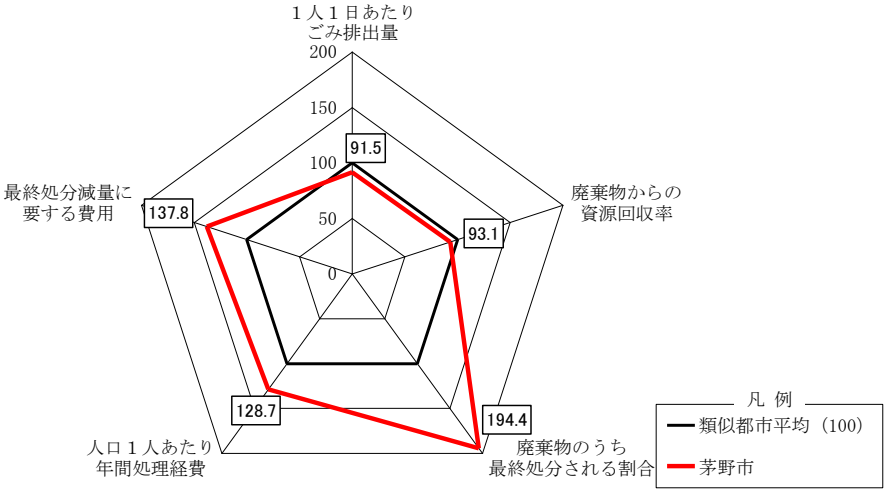

図 4-2-7　茅野市と類似市町村の比較（平成 23 年度実績）

表 4-2-23　富士見町と類似市町村の比較（平成 23 年度実績）

区分＼評価項目		1人1日あたりごみ排出量（g/人･日）	廃棄物からの資源回収率（%）	廃棄物のうち最終処分される割（%）	人口1人あたり年間処理経費（円/人・年）	最終処分減量に要する費用（円/トン）
富士見町		817	19.5	7.3	8,547	29,401
類似市町村（21）	平均	759	17.6	10.7	8,147	32,021
	最大	1,030	38.3	17.7	12,609	64,507
	最小	536	7.9	4.9	5,112	16,224

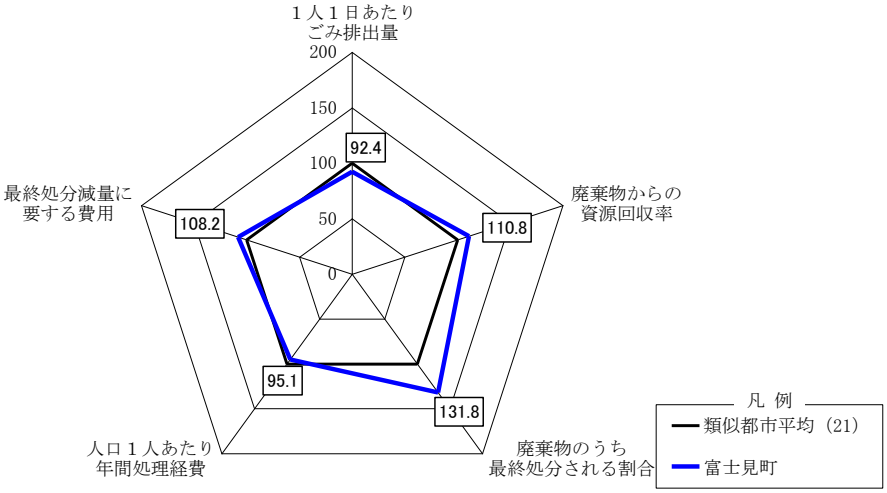

図 4-2-8　富士見町と類似市町村の比較（平成 23 年度実績）

表 4-2-24　原村と類似市町村の比較（平成 23 年度実績）

区分＼評価項目		１人１日あたりごみ排出量（g/人･日）	廃棄物からの資源回収率（%）	廃棄物のうち最終処分される割（%）	人口１人あたり年間処理経費（円/人・年）	最終処分減量に要する費用（円/ﾄﾝ）
原　村		759	16.8	6.9	10,664	39,612
類似市町村（100）	平　均	786	23.8	16.8	13,397	52,249
	最　大	1,374	61.7	65.7	34,251	126,244
	最　小	126	4.6	0.0	3,180	12,289

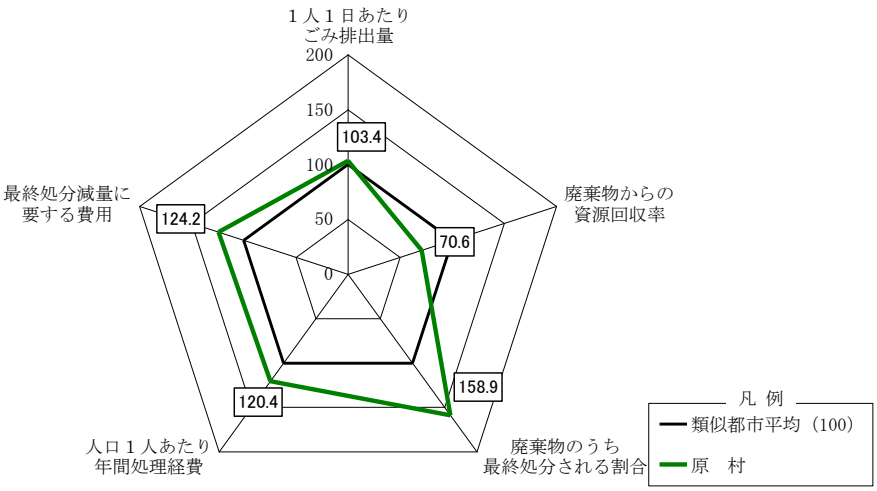

図 4-2-9　原村と類似市町村の比較（平成 23 年度実績）

第３節　ごみ処理の課題

３市町村のごみ処理の現況における課題を整理し、以下に示します。

１．排出抑制・資源化

1）茅野市

・１人１日あたりのごみ排出量は、平成 22 年度まで減少傾向にありましたが、その後、増加に転じ、平成 24 年度以降は 1,000ｇ/人・日を上回り、全国平均や長野県平均より多い状況です。ただし、この数値には、ホテルや旅館等から排出される観光ごみ、別荘地から排出される事業系ごみも含まれています。

・家庭系ごみについては、容器包装プラスチックの分別収集を平成 19 年度から実施したことに伴い、平成 17 年度より資源物量が増加していましたが、平成 21 年度から年々資源物量は減少を続けています。

家庭系ごみの１人１日あたり排出量は、増減を繰り返しながら推移しており、より一層の発生抑制・排出抑制に努める必要があります。また、茅野市の定住者だけではく、別荘を訪れる住人への発生抑制・排出抑制の啓発も必要です。

・事業系ごみ（可燃ごみ）は減少傾向にありましたが、平成 22 年度から増加に転じています。事業系ごみは、ごみ総排出量のうち約 33%を占めており、事業系ごみの積極的な発生抑制・排出抑制が必要です。特に、観光ごみが多いことから、ホテルや旅館等から排出される生ごみの資源化方策の検討など、観光ごみ対策も課題となっています。

・資源化に関しては、容器包装プラスチックの分別の開始により、リサイクル率は向上していますが、平成 25 年度で 17.8%（表 4-2-6 参照）と全国平均（20.6%）や長野県平均（24.7%）と比べて低い状況です。今後も資源物の分別の徹底を図るとともに、事業系可燃ごみに含まれている資源物の分別推進、資源化方策を検討していく必要があります。

2）富士見町

・観光ごみや別荘地の事業系ごみを含む１人１日あたりのごみ排出量は、平成 23 年度には約 813ｇ/人・日まで減少していましたが、その後、平成 25 年度で約 829ｇ/人・日と増加傾向にあります。家庭系ごみの１人１日あたり排出量については、平成 25 年度で約 665　ｇ/人・日となっています。

・富士見町の定住者だけではなく、別荘を訪れる住人も含めて、より一層の発生抑制・排出抑制を推進していく必要があります。

・資源化に関しては、平成 19 年度に容器包装プラスチックやその他プラスチック、天ぷら油の分別、資源化を開始したことから、リサイクル率は平成 21 年度に 22.7%となりましたが、その後、年々低下しており、平成 25 年度では 21.4%（表 4-2-6 参照）となっています。今後も資源物の分別の徹底を図るとともに、資源物の分別収集を推進す

る必要があります。

3）原村

・1 人 1 日あたりのごみ排出量は、３市町村の中で最も少なく、平成 25 年度には約 761ｇ/人・日であり、全国平均（958ｇ/人・日）、長野県平均（847ｇ/人・日）も大きく下回っています。今後も引き続き、ごみの発生抑制・排出抑制に努め、さらなる減量を推進することが重要です。また、原村の定住者だけではなく、別荘を訪れる住人への啓発も必要です。

・資源化については、平成 21 年度ではリサイクル率が 27.3%（表 4-2-6 参照）と非常に高くなっていましたが、以降は年々低下しており、平成 25 年度には 22.6%となっています。今後も資源物の分別の徹底を図るとともに、資源物の分別収集を推進する必要があります。

4）３市町村共通の課題

(1) 家庭系ごみの有料化

・現在、３市町村では、茅野市の粗大ごみを除き、家庭系ごみの収集および処理は無料で行っています。家庭系ごみの有料化は、ごみを多く出す人と排出抑制の努力をしている人との費用負担の公平性を確保するとともに、排出量に応じて費用負担に差が生じることから、ごみの減量化への住民の意識を高めることを目的として多くの自治体で導入され、その実効性が高く評価されています。３市町村における家庭系ごみの有料化の方向性について、検討していく必要があります。

(2) さらなる資源化の促進

・３市町村、諏訪南組合、南衛組合では、事業系の資源ごみは処理していないことから、事業系ごみの資源化の促進が課題であると考えられます。特に、本地域は観光ごみが多い特徴があり、事業系可燃ごみには、ホテルや旅館等からの生ごみなど、資源化の可能なものも多く含まれています。

　事業者自身による資源化を促す方策や事業系資源物の受入れ等を検討し、事業系ごみの資源化を推進していく必要があります。

・循環型社会の実現に向け、現在はごみとして処理しているもののうち、再生利用可能なものの分別、資源化方法を検討するなど、資源化をより一層促進していく必要があります。

２．収集運搬

1）茅野市

・茅野市では、粗大ごみのうち自転車、電子レンジ、ファンヒーターの３品目は有料で戸別収集していますが、その他の粗大ごみは、排出者自身による諏訪南清掃センターまたは茅野市の不燃物処理場への持ち込みとなっています。トラックなど粗大ごみの運搬手段を持たない住民、高齢者や障害者など、直接搬入が困難な人への対策が必要

であり、戸別収集品目の見直しや有料での公共収集など、粗大ごみの収集方法を検討する必要があります。

2）富士見町・原村（南衛組合）

・富士見町、原村では、不燃ごみの排出容器はコンテナを利用しています。不燃ごみコンテナには、資源物の混入が多く、分別の徹底とあわせて、排出容器の見直しを検討する必要があります。
・粗大ごみについては、年に 4 回、無料で拠点回収（80cm×60cm×3m 以下のもの）を行っています。回収場所への運搬が困難な人への対策が必要であり、戸別収集など収集方法を検討する必要があります。

3）ごみ処理の広域化に向けた課題

・現在、本地域におけるごみ処理は、茅野市、富士見町および原村の３市町村、３市町村の可燃ごみを共同処理する諏訪南組合、富士見町と原村の粗大ごみを共同処理する南衛組合の５つのごみ処理体系により行われています。

　将来、広域的なごみ処理を行うためには、３市町村の分別区分等の統一が不可欠であり、３市町村は連携して、効率的な収集運搬体制を検討する必要があります。

３．中間処理

1）焼却施設

・各市町村の可燃ごみは、諏訪南組合の焼却施設において処理しています。諏訪南清掃センター(100ｔ/日[50ｔ/16h×2 炉] 准連続燃焼式)は、平成 9 年 12 月に供用開始し、稼働後約 17 年が経過しています。現時点において運転管理状況は順調であり、これまで通年で 45～85ｔ/日の範囲にあり、現在の施設規模（100ｔ/日）で対応可能となっています。

　しかしながら、経年による能力低下の危惧に加え、焼却灰を埋め立てている最終処分場の埋立期限が迫っていることから、今後、排出抑制を一層推進するとともに、３市町村地域におけるごみ処理の今後の基本的な方針に基づき、既設焼却施設を適正に維持管理して使用年数を施設の基幹機器の計画的な更新を行うことにより長寿命化を図り 30 年程度を目安として延命使用する方針とします。

2）不燃ごみ・資源物・粗大ごみ処理施設

・現在、茅野市は不燃物処理場および古紙類等梱包施設、富士見町および原村は南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設において、不燃ごみ、資源物、粗大ごみの処理を行っています。南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設は、敷地が狭く十分なストックヤードが確保できていない状況です。また、３施設とも設備の老朽化が進んでいることから、３市町村における新たなリサイクルセンターの早急な整備が必要となっています。

４．最終処分

・現在、既存最終処分場の埋立物を掘り起して地域外の民間最終処分場に搬出して最終処分場の延命化を図っています。また、今回の改定にあたり、このような最終処分場の延命化策に加えて茅野市一般廃棄物最終処分場の埋立形状の見直しを行うとともに、今後のごみの減量施策の推進による埋立量の削減が見込まれることから、既存最終処分場の埋立可能期間は改定前の計画よりも延長できる見通しとなっていますが、埋立容量には限りがあります。３市町村ではより一層の最終処分量の減量化を推進するとともに、ごみの地域内処理を基本とする方針から、本地域内に新たな最終処分場を整備することが求められています。

５．ごみ処理の一元化

・本地域のごみ処理事業は、各市町村および一部事務組合である諏訪南組合、南衛組合の５つの処理体制により行われています。
今後、上位計画で定めるごみ処理の広域化による経費の節減と能率の向上を図るとともに、地域住民のニーズである循環型地域社会の形成を実現するため、茅野市、富士見町および原村のごみ処理（中間処理および最終処分）を広域化し、処理主体の一元化を推進する必要があります。

第５章　ごみ排出量の予測

第１節　予測方法

ごみ排出量の予測フローを図 5-1-1 に示します。

予測計算は、過去の実績値に基づく統計的予測（回帰予測）により行うことを基本とします。

収集ごみ量の予測は、1 人 1 日あたりのごみ収集量に将来人口と年間日数を掛け合わせて算出します。直接搬入ごみ量および集団回収量の予測は 1 日あたりのごみ量に年間日数を掛け合わせて算出します。

本章では、現状施策のもとの実績に基づきごみ排出量の将来推計を行います。第７章では、発生抑制、排出抑制、資源化等の努力目標を設定し、目標達成のための施策の検討を行うとともに、目標達成後の将来ごみ量の推計を行います。

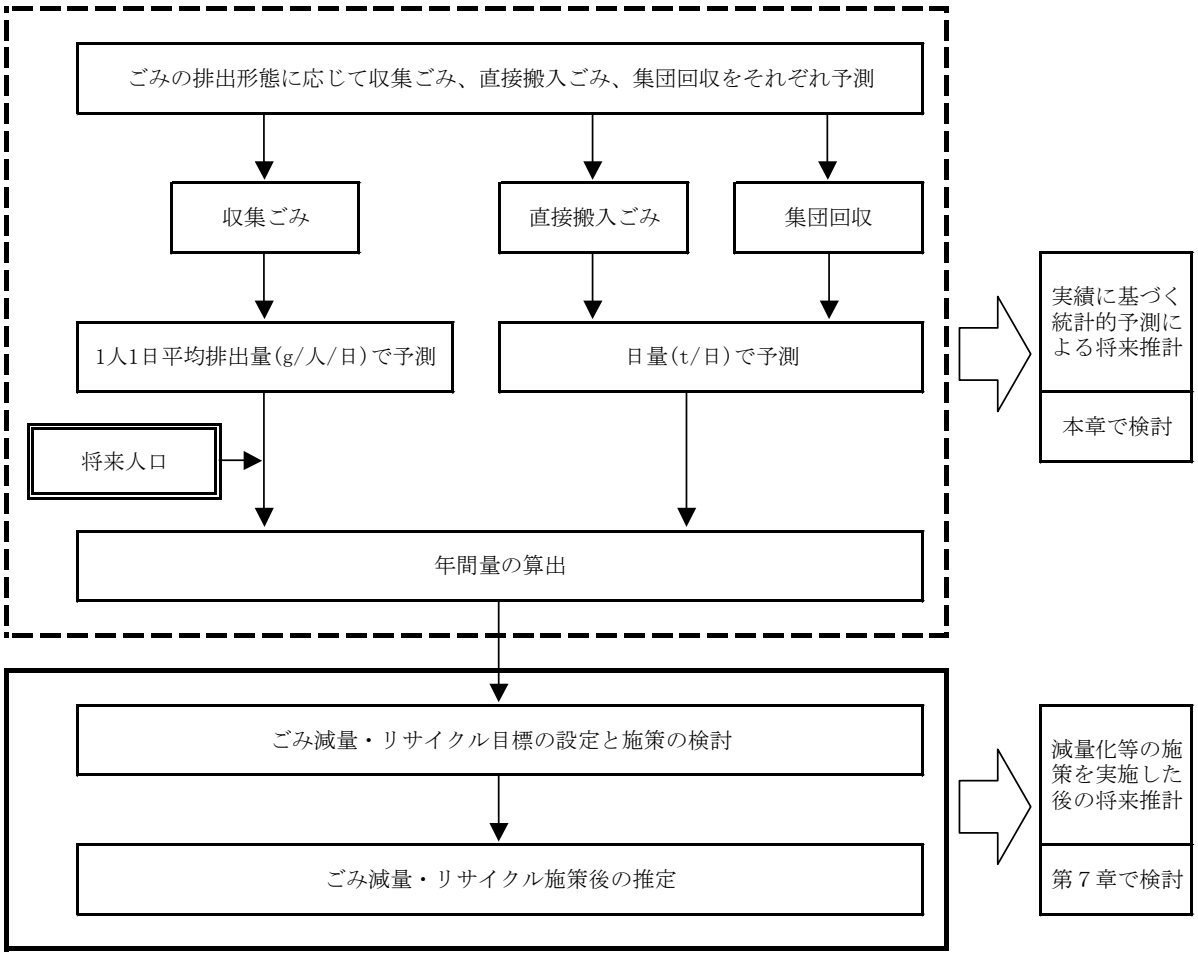

図 5-1-1　ごみ排出量の予測フロー

第２節　ごみ排出量の予測

現在と同様のごみ処理体制および施策における各市町村の将来ごみ排出量を予測しました。予測結果を整理して、以下に示します。

表 5-2-1　現状施策に基づく将来ごみ排出量（茅野市）

年度		人口	収集ごみ		直接搬入ごみ		集団回収		ごみ総排出量
			１人１日あたり排出量	年間量	日量	年間量	日量	年間量	
		（人）	(g/人/日)	（ｔ/年）	（ｔ/日）	（ｔ/年）	（ｔ/日）	（ｔ/年）	（ｔ/年）
実績	21	58,342	579.3	12,335.8	22.24	8,116.3	2.08	758.1	21,210.2
	22	57,305	575.5	12,037.2	21.40	7,812.8	1.62	591.3	20,441.3
	23	57,003	579.8	12,096.0	21.73	7,952.4	1.74	636.1	20,684.6
	24	56,826	582.6	12,083.7	22.55	8,229.7	1.80	656.4	20,969.8
	25	56,397	563.7	11,604.1	23.15	8,448.3	1.77	646.6	20,698.9
予測	26	56,228	569.0	11,676.9	23.11	8,435.2	1.67	609.6	20,721.6
	27	56,053	566.6	11,623.2	23.41	8,568.1	1.65	603.9	20,795.2
	28	55,902	564.2	11,511.1	23.73	8,661.5	1.63	595.0	20,767.5
	29	55,768	561.8	11,434.6	24.04	8,774.6	1.61	587.7	20,796.9
	30	55,648	559.4	11,361.3	24.36	8,891.4	1.60	584.0	20,836.7
	31	55,540	556.9	11,321.3	24.69	9,036.5	1.58	578.3	20,936.1
	32	55,442	554.5	11,221.9	25.02	9,132.3	1.57	573.1	20,927.2
	33	55,351	552.1	11,154.8	25.35	9,252.8	1.55	565.8	20,973.3
	34	55,267	549.7	11,089.4	25.69	9,376.9	1.54	562.1	21,028.4
	35	55,188	547.3	11,055.4	26.03	9,527.0	1.53	560.0	21,142.4
	36	55,115	544.9	10,962.1	26.38	9,628.7	1.52	554.8	21,145.6
	37	55,046	542.5	10,900.2	26.73	9,756.5	1.51	551.2	21,207.8
	38	54,982	540.1	10,839.2	27.09	9,887.9	1.50	547.5	21,274.5
	39	54,920	537.7	10,808.4	27.45	10,046.7	1.50	549.0	21,404.1
	40	54,862	535.3	10,719.4	27.82	10,154.3	1.49	543.9	21,417.5
	41	54,807	532.9	10,660.4	28.19	10,289.4	1.48	540.2	21,490.0

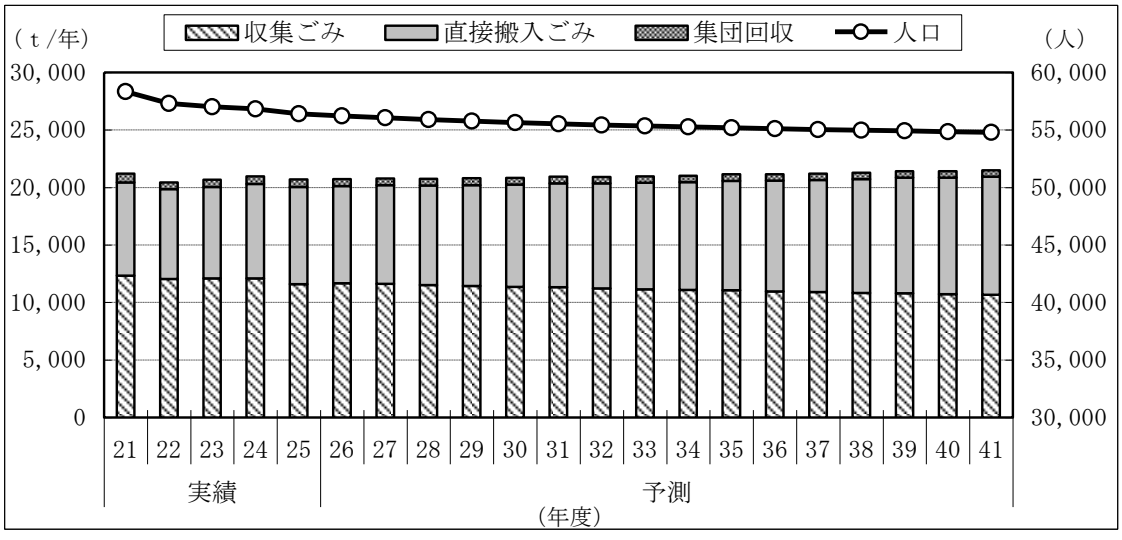

図 5-2-1　現状施策に基づく将来ごみ排出量（茅野市）

表 5-2-2　現状施策に基づく将来ごみ排出量（富士見町）

年度		人口	収集ごみ		直接搬入ごみ		集団回収		ごみ総排出量
			1人1日あたり排出量	年間量	日量	年間量	日量	年間量	
		(人)	(g/人/日)	(t/年)	(t/日)	(t/年)	(t/日)	(t/年)	(t/年)
実績	21	15,648	641.6	3,664.5	3.26	1,190.4	－	－	4,854.9
	22	15,563	635.3	3,608.7	2.95	1,076.5	－	－	4,685.2
	23	15,488	622.2	3,526.8	2.96	1,082.4	－	－	4,609.2
	24	15,361	626.6	3,513.1	2.98	1,086.6	－	－	4,599.7
	25	15,238	627.1	3,487.9	3.08	1,122.9	－	－	4,610.8
予測	26	15,300	621.8	3,472.4	2.94	1,073.1	－	－	4,545.5
	27	15,233	620.2	3,457.6	2.92	1,068.7	－	－	4,526.3
	28	15,136	618.8	3,418.5	2.91	1,062.2	－	－	4,480.6
	29	15,039	617.5	3,389.8	2.89	1,054.9	－	－	4,444.6
	30	14,942	616.4	3,361.9	2.88	1,051.2	－	－	4,413.1
	31	14,845	615.4	3,343.8	2.87	1,050.4	－	－	4,394.2
	32	14,748	614.5	3,307.9	2.86	1,043.9	－	－	4,351.8
	33	14,642	613.7	3,279.7	2.85	1,040.3	－	－	4,319.9
	34	14,537	612.9	3,252.1	2.84	1,036.6	－	－	4,288.7
	35	14,431	612.2	3,233.3	2.83	1,035.8	－	－	4,269.1
	36	14,326	611.5	3,197.5	2.82	1,029.3	－	－	4,226.8
	37	14,220	610.9	3,170.6	2.82	1,029.3	－	－	4,199.9
	38	14,110	610.3	3,142.9	2.81	1,025.7	－	－	4,168.6
	39	14,000	609.7	3,124.1	2.80	1,024.8	－	－	4,148.9
	40	13,891	609.2	3,088.5	2.80	1,022.0	－	－	4,110.5
	41	13,781	608.6	3,061.5	2.79	1,018.4	－	－	4,079.9

※資源物の集団回収量を正確に把握できないため、空欄としています。

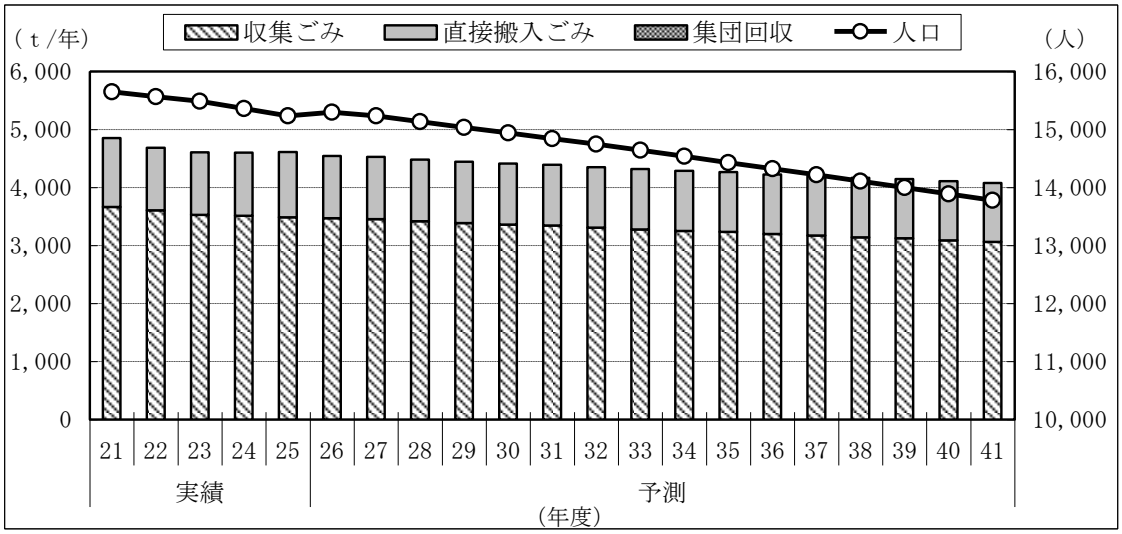

図 5-2-2　現状施策に基づく将来ごみ排出量（富士見町）

表 5-2-3　現状施策に基づく将来ごみ排出量（原村）

年度		人口	収集ごみ		直接搬入ごみ		集団回収		ごみ総排出量
			1人1日あたり排出量	年間量	日量	年間量	日量	年間量	
		(人)	(g/人/日)	(t/年)	(t/日)	(t/年)	(t/日)	(t/年)	(t/年)
実績	21	7,889	549.2	1,581.5	0.85	311.2	－	－	1,892.7
	22	7,952	579.3	1,681.3	1.27	463.9	－	－	2,145.2
	23	7,957	578.2	1,683.8	1.32	481.7	－	－	2,165.5
	24	7,922	582.8	1,685.1	1.41	512.8	－	－	2,197.9
	25	7,890	584.6	1,683.5	1.39	507.1	－	－	2,190.6
予測	26	7,879	584.4	1,680.8	1.44	525.6	－	－	2,206.4
	27	7,868	585.2	1,685.3	1.46	534.4	－	－	2,219.7
	28	7,840	585.9	1,676.7	1.48	540.2	－	－	2,216.9
	29	7,811	586.5	1,672.2	1.50	547.5	－	－	2,219.7
	30	7,783	587.1	1,667.8	1.51	551.2	－	－	2,219.0
	31	7,754	587.6	1,667.5	1.53	560.0	－	－	2,227.5
	32	7,726	588.0	1,658.2	1.54	562.1	－	－	2,220.3
	33	7,690	588.5	1,651.7	1.55	565.8	－	－	2,217.4
	34	7,654	588.8	1,645.1	1.56	569.4	－	－	2,214.5
	35	7,617	589.2	1,642.6	1.57	574.6	－	－	2,217.2
	36	7,581	589.5	1,631.3	1.59	580.4	－	－	2,211.7
	37	7,545	589.9	1,624.4	1.59	580.4	－	－	2,204.8
	38	7,500	590.2	1,615.6	1.60	584.0	－	－	2,199.6
	39	7,455	590.5	1,611.1	1.61	589.3	－	－	2,200.4
	40	7,411	590.7	1,597.9	1.62	591.3	－	－	2,189.2
	41	7,366	591.0	1,589.0	1.63	595.0	－	－	2,183.9

※資源物の集団回収量を正確に把握できないため、空欄としています。

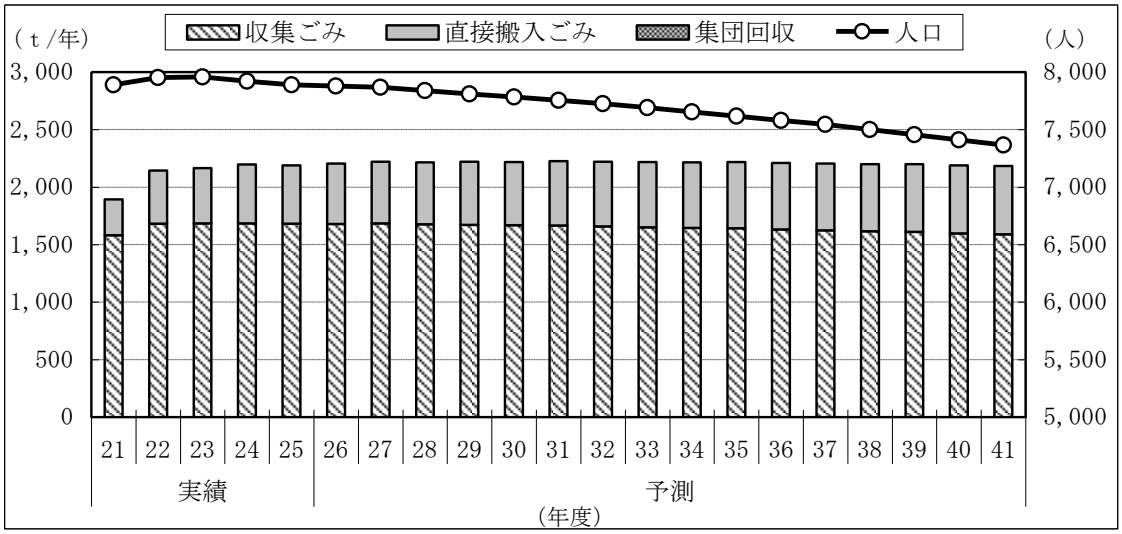

図 5-2-3　現状施策に基づく将来ごみ排出量（原村）

表 5-2-4　現状施策に基づく将来ごみ排出量（本地域全体）

年度		人口	収集ごみ		直接搬入ごみ		集団回収		ごみ総排出量
			1人1日あたり排出量	年間量	日量	年間量	日量	年間量	
		(人)	(g/人/日)	(t/年)	(t/日)	(t/年)	(t/日)	(t/年)	(t/年)
実績	21	81,879	588.3	17,581.8	26.35	9,617.9	2.08	758.1	27,957.8
	22	80,820	587.4	17,327.2	25.63	9,353.2	1.62	591.3	27,271.7
	23	80,448	587.8	17,306.6	26.00	9,516.5	1.74	636.1	27,459.2
	24	80,109	591.0	17,281.9	26.93	9,829.1	1.80	656.4	27,767.4
	25	79,525	577.9	16,775.4	27.61	10,078.3	1.77	646.6	27,500.3
予測	26	79,407	580.7	16,830.0	27.49	10,033.9	1.67	609.6	27,473.4
	27	79,154	578.7	16,766.1	27.79	10,171.1	1.65	603.9	27,541.2
	28	78,878	576.8	16,606.2	28.12	10,263.8	1.63	595.0	27,465.0
	29	78,618	574.9	16,496.6	28.43	10,377.0	1.61	587.7	27,461.2
	30	78,373	573.0	16,391.0	28.75	10,493.8	1.60	584.0	27,468.7
	31	78,139	571.1	16,332.6	29.09	10,646.9	1.58	578.3	27,557.8
	32	77,916	569.2	16,188.0	29.42	10,738.3	1.57	573.1	27,499.4
	33	77,683	567.3	16,086.1	29.75	10,858.8	1.55	565.8	27,510.6
	34	77,458	565.5	15,986.5	30.09	10,982.9	1.54	562.1	27,531.5
	35	77,236	563.6	15,931.3	30.43	11,137.4	1.53	560.0	27,628.7
	36	77,022	561.7	15,790.9	30.79	11,238.4	1.52	554.8	27,584.1
	37	76,811	559.8	15,695.2	31.14	11,366.1	1.51	551.2	27,612.4
	38	76,592	557.9	15,597.7	31.50	11,497.5	1.50	547.5	27,642.7
	39	76,375	556.1	15,543.5	31.86	11,660.8	1.50	549.0	27,753.3
	40	76,164	554.2	15,405.8	32.24	11,767.6	1.49	543.9	27,717.3
	41	75,954	552.3	15,310.9	32.61	11,902.7	1.48	540.2	27,753.7

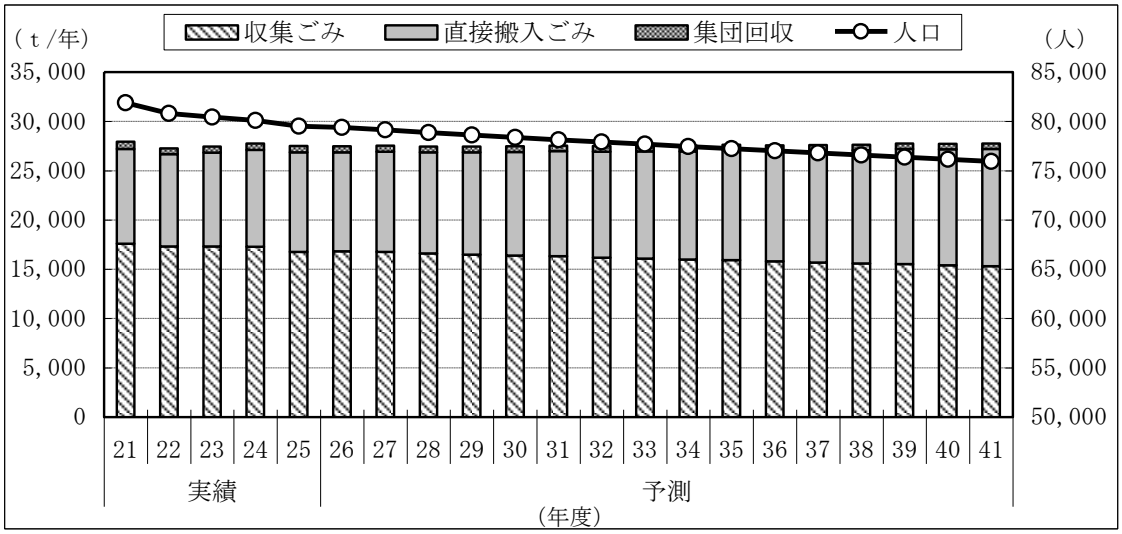

図 5-2-4　現状施策に基づく将来ごみ排出量（本地域全体）

第６章　基本理念

第１節　前提条件

１．計画対象廃棄物の範囲

本地域から排出される以下のすべてのごみを計画対象廃棄物とします。

◇ 可燃ごみ　　◇ 不燃ごみ　　◇ 資源物　　◇ 粗大ごみ（不燃性・可燃性）

２．計画の目標年次

本計画の目標年次は、次のとおりとします。

目標年次：平成 41 年度

第２節　基本理念

政府は、平成 12 年度を「循環型社会元年」と位置づけ、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする循環関係法６本を成立させ、21 世紀の循環型社会の構築を目指した廃棄物・リサイクル関連法体系を整備しました。

３市町村では、食用廃油の回収、容器包装プラスチックの分別収集の開始、平成 27 年度からは小型家電の分別収集を開始するなど、分別品目を拡大し、資源化を推進しています。

しかし、３市町村の資源物等の中間処理を行っている各既存施設は、老朽化が進んでいることから、これらの更新施設として、より一層の再資源化の推進に向けた新たなリサイクルセンターの整備が急務となっています。

また、最終処分場の残余容量のひっ迫から、焼却灰の溶融処理が計画されましたが、溶融処理設備の整備・運用に問題が多く発生していることから計画は見直しされ、現在は、最終処分場延命化のための緊急避難的措置として地域外の民間最終処分場への搬出を余儀なくされています。そのため、より一層の発生抑制・排出抑制・資源化を図るとともに、新たな最終処分場の整備が求められています。

本地域の北東部は八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、白樺湖や蓼科湖、蓼科高原などに代表される八ヶ岳山麓特有の景観を形成しており、本地域の象徴的な自然環境特性を有していることから、本計画では循環型社会の形成により本地域の自然環境との調和を目指すことを目標に、基本理念を次のとおりとします。

郷土の自然との共生をめざした循環型社会の形成

～地球環境にやさしい循環型社会の形成をこの地域から始めます～

第７章　ごみ処理基本計画

第１節　基本方針

本計画では、基本方針を基本理念の達成に必要な具体的行動と位置づけ、ごみ処理の現況と課題、基本理念等を考慮して、次のとおり定めることとします。

１．住民・事業者・行政の役割の明確化と実行

基本理念および目標を達成するためには、住民・事業者・行政の役割を明確化し、かつ、有効に実行することが重要です。

なお、住民・事業者・行政の役割は、「諏訪南ごみ減量推進会議」の提言をふまえて、「第３節　減量化計画」に示します。

２．発生抑制（Reduce)、再使用（Reuse)、再利用（Recycle）の推進

住民・事業者・行政が、それぞれの役割を有効に実行し、発生抑制、再使用、再利用（以下「3R」といいます。）を積極的に推進します。

そのために、3Rに関する情報の共有と相互協力体制を確立します。

また、3Rに必要なシステムを構築します。

３．環境に配慮した効率的なごみ処理体系の構築

最近における焼却技術は、環境負荷の低減、エネルギーの有効利用の高度化を推進するものになっています。また、収集車両等の低公害車も見られるようになってきました。

環境の保全に関しては、特に住民の関心が高く、良好な環境を保全するための規制も強化されています。

現在、３市町村および一部事務組合である諏訪南組合および南衛組合のそれぞれが主体となり、５つのごみ処理体制に分かれてごみ処理事業が進められていますが、今後は、長野県ごみ処理広域化計画、諏訪広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等に則したごみ処理広域化を進めます。

ごみ処理広域化については、当面の間は、３市町村の広域的なごみ処理一元化とし、環境保全に配慮した効率的なごみ処理体系を構築します。

第２節　数値目標

１．国・長野県の減量化等の目標

国および長野県では、循環型社会の形成および廃棄物の適正処理を推進するため、減量化等の目標を設定しています（第３章　第２節参照）。

国および長野県の掲げる一般廃棄物の減量化等の目標を表 7-2-1 に示します。

表 7-2-1　一般廃棄物減量化等の目標

区　分	国		長野県 廃棄物処理計画（第３期）
	基本方針 （環境省告示第 34 号）	第三次循環型社会 形成推進基本計画	
目標年	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 27 年度
基準年	平成 19 年度	平成 12 年度	－
減量化	排出量　5%減	○1 人 1 日あたりのごみ排出量 約 25%減 ○生活系ごみ：1 人 1 日あたりの家庭から排出するごみ量（集団回収量、資源ごみ量を除く）　約 25%減 ○事業系ごみ：総量約 20%減	総排出量を 62 万トンとする
リサイクル率	再生利用率　25%	（循環利用率※ 約 17%） おおむね７割向上	30.0%
最終処分量	最終処分量　22%減	おおむね７割減	最終処分量を 5 万 6 千トンとする

※循環利用率＝循環利用量÷（循環利用量＋天然資源等投入量）

２．３市町村の数値目標

本計画における数値目標は、国・県の目標を参考にするとともに、３市町村の地域特性や現状を考慮して、以下のように定めます。

なお、減量化目標を設定する際の基準年は、改定前の計画と同様に平成 17 年度を基準年に設定します。

【本計画の数値目標】

平成 32 年度までに、以下の目標値の達成を目指します。

◆減量化

◇1 人 1 日あたりに家庭から排出するごみ量※　：　20%削減（平成 17 年度比）

◇事業所から排出するごみ量※　：　30%削減（平成 17 年度比）

◇可燃ごみ量（家庭系・事業系の総量）　：　25%削減（平成 17 年度比）

※資源物を除く

◆リサイクル率　：　30%以上

◆最終処分率　：　8%以下

○改定前（平成 22 年 3 月策定時）の数値目標の達成状況

改定前の計画における数値目標を以下に示します。

目標年	平成 27 年度
基準年	平成 17 年度
減量化率	○1 人 1 日あたりの家庭から排出するごみ量※　20%減 ○事業所から排出するごみ量※　30%減 ※資源回収されるものを除く
リサイクル率	30%以上
最終処分率	8%以下

数値目標の達成状況を下表に示します。

減量化率は、３市町村とも目標値の達成にはほど遠い状況です。

リサイクル率は目標を達成しておらず、むしろ３市町村とも年々低下しつつあります。

また、焼却灰の資源化により最終処分量が低減しているため、茅野市の最終処分率は目標を達成していますが、富士見町および原村はわずかに達成していません。

現状のごみ処理施策のもとでは、平成 32 年度における減量化率、リサイクル率の目標の達成は困難と考えられます。

			単位	17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
茅野市	減量化率	家庭系１人１日あたり排出量(資源除く)	g/人/日	547.5	505.02	500.97	510.14	516.04	511.92
		H17比	%	－	-7.8%	-8.5%	-6.8%	-5.7%	-6.5%
		事業系ごみ量(資源除く)	t/年	8,393.8	7,167.8	6,895.8	7,004.7	7,233.3	7,421.1
		H17比	%	－	-14.6%	-17.8%	-16.5%	-13.8%	-11.6%
	リサイクル率		%	13.4%	20.1%	19.6%	19.2%	18.9%	17.8%
	最終処分率		%	9.5%	6.2%	6.1%	6.2%	6.3%	6.3%
富士見町	減量化率	家庭系１人１日あたり排出量(資源除く)	g/人/日	575.4	511.8	516.0	513.2	523.6	533.2
		H17比	%	－	-11.1%	-10.3%	-10.8%	-9.0%	-7.3%
		事業系ごみ量(資源除く)	t/年	1,112.4	1,017.6	870.8	901.4	899.1	914.8
		H17比	%	－	-8.5%	-21.7%	-19.0%	-19.2%	-17.8%
	リサイクル率		%	18.3%	22.7%	23.0%	22.5%	22.2%	21.4%
	最終処分率		%	12.8%	8.3%	8.2%	8.2%	8.3%	8.1%
原村	減量化率	家庭系１人１日あたり排出量(資源除く)	g/人/日	538.3	444.4	471.8	472.1	480.5	489.1
		H17比	%	－	-17.4%	-12.4%	-12.3%	-10.7%	-9.1%
		事業系ごみ量(資源除く)	t/年	240.7	254.0	411.0	423.1	458.9	443.8
		H17比	%	－	5.5%	70.8%	75.8%	90.7%	84.4%
	リサイクル率		%	23.7%	27.3%	24.7%	23.9%	22.7%	22.6%
	最終処分率		%	12.5%	9.1%	8.8%	8.3%	8.4%	8.5%
本地域合計	減量化率	家庭系１人１日あたり排出量(資源除く)	g/人/日	552.0	500.5	501.0	507.0	514.0	513.7
		H17比	%	－	-9.3%	-9.2%	-8.2%	-6.9%	-6.9%
		事業系ごみ量(資源除く)	t/年	9,746.9	8,439.4	8,177.6	8,329.2	8,591.3	8,779.7
		H17比	%	－	-13.4%	-16.1%	-14.5%	-11.9%	-9.9%
	リサイクル率		%	15.0%	21.1%	20.6%	20.4%	19.8%	18.8%
	最終処分率		%	10.3%	6.7%	6.7%	6.7%	6.8%	6.8%

第３節　減量化計画

１．減量化の施策

３市町村の減量化施策の体系を図 7-3-1 に示します。

住民・事業者・行政が、それぞれの役割を有効に実行し、発生・排出抑制を積極的に推進します。

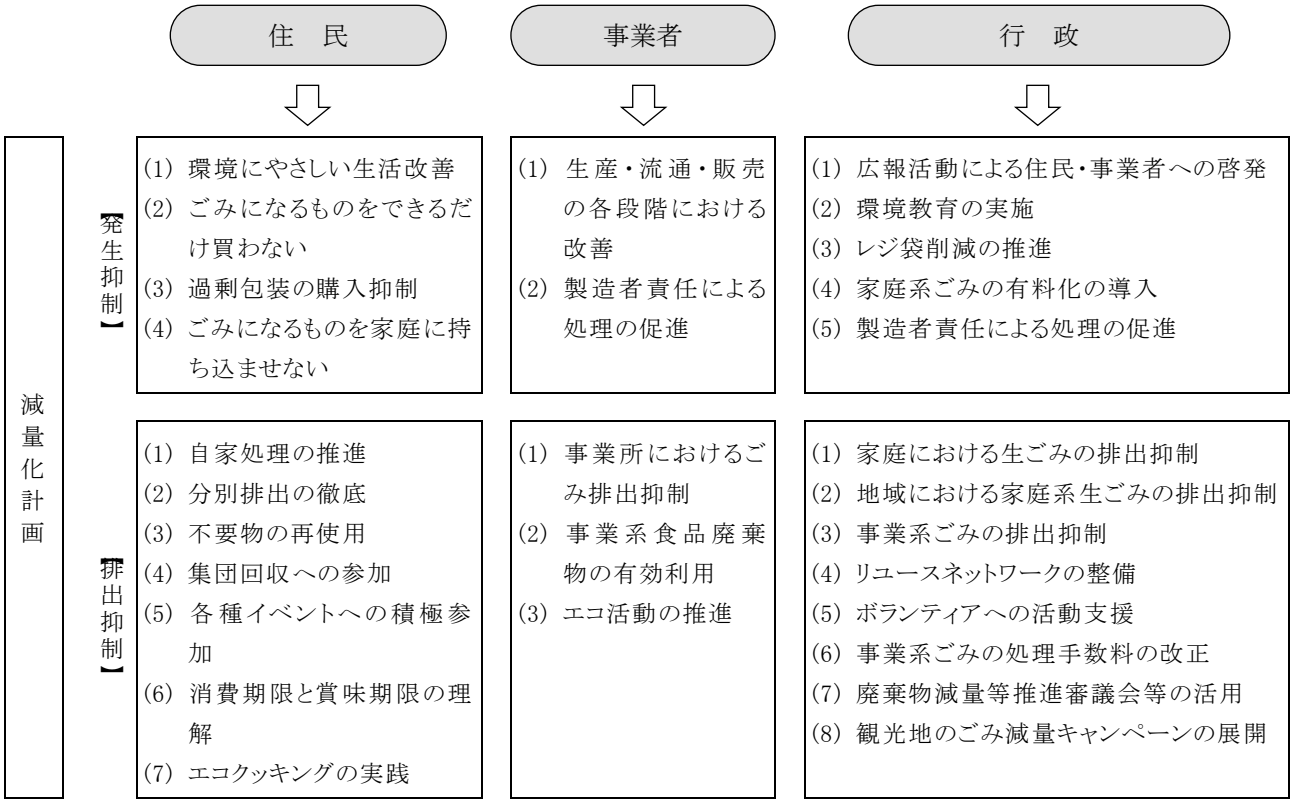

図 7-3-1　減量化施策の体系

２．発生・排出抑制の施策

1）住民としてのわたしたちの役割

［発 生 抑 制］

(1) 環境にやさしい生活改善

近年、わたしたちは、地球史上例のない多くの資源とエネルギーを消費し、物質的な生活の豊かさを追い求めてきました。その一方で、自然破壊、資源枯渇、地球温暖化などを引き起こし、かけがえのない地球環境を破壊しかねない未曾有の危機に直面しています。

これからは、「物」による生活の豊かさを見直し、生活の質や心の豊かさを求め、自らの生活活動による環境負荷をできるだけ少なくし、未来のこどもたちに良好な環境を引き継ぐことができるよう、すべての環境にとってやさしい生活に改めていかなければなりません。

(2) ごみになるものをできるだけ買わない

わたしたちは、「物」を購入する際に、使い捨て商品やごみになりやすい商品の購入を控え、できるだけ長く使用できる「物」を購入するよう心がけます。

なお、「物」を購入する際には、その「物」が不要になったときのことを常に考え、環境に配慮した処分ができる「物」を選択するように努めます。

(3) 過剰包装の購入抑制

わたしたちは、「物」を購入する際には、過剰な包装の辞退や買い物袋の持参などにより、ごみの発生を抑制します。

また、包装、容器、説明書又は景品その他「物」に付加されている物品等を不要とするときは、事業者に対し、その物品等の引き取りを求めるよう努めます。

(4) ごみになるものを家庭に持ち込ませない

わたしたちは、心当たりのないダイレクトメールの受取拒否や必要としない新聞の折込チラシを断るなど、ごみとなる不要な物を家庭に持ち込ませないように努めます。

［排 出 抑 制］

(1) 自家処理の推進

わたしたちは、自家処理することが比較的簡単な生ごみの堆肥化を積極的に推進し、ごみの排出を抑制します。

(2) 分別排出の徹底

わたしたちは、わたしたち自らが定めた分別区分に従って適切な分別排出に努め、資源として排出できるものは、できる限りの努力をもって資源として排出します。

(3) 不要物の再使用

わたしたちは、不要となったもののまだ使用できる家具、衣類、生活雑貨などは、不要品交換やリサイクルプラザ、フリーマーケットなどに提供するなどの再使用を図るとともに、自らも再使用品の利用に努めます。

(4) 集団回収への参加

わたしたちは、地域や小・中学校などが主催する資源物の集団回収に積極的に参加し、公共ごみステーションへの排出を減らすなど、資源物の自主回収に努めます。

(5) 各種イベントへの積極参加

わたしたちは、地域やボランティアが主催する不要品交換やリサイクルフェアやフリーマーケットなどに積極的に参加・協力し、ごみの排出抑制に寄与します。

(6) 消費期限と賞味期限の理解

わたしたちは、消費期限と賞味期限の違いを十分に理解し、むやみに賞味期限の過ぎた食品をごみにしないように努めます。

(7) エコクッキングの実践

わたしたちは、エコクッキングに心がける習慣を身に付け、食材は食べきってしまうように努めます。

2) 事業者の役割

［発 生 抑 制］

(1) 生産・流通・販売の各段階における改善

事業者は、「物」を生産する段階において、省資源設計、ごみを極力発生させない生産設計、ごみになったとき処理困難物とならない設計、ごみになりにくい商品設計やグリーン調達による商品設計、再使用の可能な包装や容器の普及と回収システムの構築など環境にやさしい商品づくりを推進します。

「物」を流通させる過程においては、流通経路の短縮や流通過程の包装材の減量を図

るとともに、過剰な包装を自粛し、包装廃棄物の発生を抑制します。

消費者が、購入に際して不要とする物品もしくは購入に伴って不要となる物の引き取りを求めるときは、その物品等の引き取りに努めます。

また、適正な仕入れや在庫管理を徹底し、過剰在庫による市場への「物」の過剰流通の防止に努めます。

(2) 製造者責任による処理の促進

事業者は、その事業活動に伴い生じた廃棄物を自ら適正に処理することが定められています。

排出者責任による処理を推進するため、各事業者間で連携して適正なごみ処理・リサイクルの仕組みづくりを行います。

[排 出 抑 制]

(3) 事業所におけるごみ排出抑制

工場や店舗、事務所などの事業者は、事業活動に伴い排出される廃棄物の排出抑制に努めるとともに、資源として利用できるものは、積極的に分別排出し、資源化を図ります。

(4) 事業系食品廃棄物の有効利用

食品廃棄物を排出する事業者は、食品リサイクル法に従い、食品廃棄物の再生利用を図ります。また、事業者間で共同処理を行い、地域で有効活用するなど、食品廃棄物の循環利用の仕組みづくりに積極的に取組みます。

(5) エコ活動の推進

旅館・ホテル等の事業者は、提供する食事のレシピの公開や従来の量的な見栄えを見直して食べ残しをしない工夫など、厨房でのエコクッキングの推進に積極的に取組みます。

また、旅館等のエコ活動(ごみの減量や連泊のシーツ交換不用等)に協力する客へのエコポイント制度の導入を積極的に検討します。

3) 行政の役割

[発 生 抑 制]

(1) 広報活動による住民・事業者への啓発

ごみを減量化することの重要性を住民や事業者に理解してもらい、自発的努力を促すため、広報紙やホームページ等による啓発活動を継続推進します。

(2) 環境教育の実施

ごみ問題や環境に関する副読本、ビデオ等を作成し、小学生や一般住民への環境教

育を実施します。

ごみ処理システムの現状とごみ減量への理解を深めてもらうため、ごみ処理施設の見学会を随時開催します。また、地域の公民館等に職員が出向き、ごみ処理や環境問題についての「まちづくり講座」等を随時実施します。

茅野市および原村では、地域ケーブルテレビの行政専用チャンネル（茅野市：ピーナチャンネル、原村：サラダチャンネル）等を使い、環境教育番組の放送を実施します。

(3) レジ袋削減の推進

レジ袋削減のため、マイバッグ持参等の普及啓発を推進します。また、レジ袋の有料化等については、地域レベルでの推進が必要であるため、県民スクラム運動と協調して検討を進めていきます。

(4) 家庭系ごみの有料化の導入

家庭系ごみの有料化は、住民のごみの発生抑制・排出抑制を誘導するための有効な経済的手法です。

諏訪地域の諏訪湖周辺３市町では、すでに岡谷市が平成 22 年度から、下諏訪町は平成 23 年度から家庭系ごみを有料化しており、諏訪市も指定袋を市の一元管理として規格を統一するなど、導入に向けた準備を始めています。

このような情勢も受け、３市町村では、家庭系ごみ有料化の導入に向けて、料金設定や徴収方法など３市町村による検討を進めるほか、諏訪地域の他の自治体とも協議して、有料化実施に向けた検討を進めていきます。また、有料化の導入に際しては、３市町村におけるごみ処理の現状や課題、有料化の必要性等を住民に十分説明し、理解を得るよう努めます。

(5) 製造者責任による処理の促進

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法は、自ら製造した商品が廃棄物になったものについて、製造者に再生利用を課すものであり、この仕組みを活用し、製造者責任による処理の促進を図ります。

また、適正処理困難物についても、製造業者等による広域的処理の促進を図ります。

[排 出 抑 制]

(1) 家庭における生ごみの排出抑制

家庭での生ごみ処理機器による自家処理は、生ごみの排出抑制に加え、堆肥を有効利用することで循環型社会の構築へも寄与します。

現在、各市町村では、生ごみ処理機器の設置に対して補助を行い、普及促進を図っており、排出抑制効果も発揮されています。

今後も生ごみ処理機器の普及に努めるとともに、住民団体等と連携して堆肥づくりの講習会を開催するなど、家庭系生ごみの排出抑制を推進します。

(2) 地域における家庭系生ごみの排出抑制

○茅野市・富士見町

地域単位での生ごみ処理機器の設置に対し、住民要望に応じて設置補助制度を検討します。

○原村

生ごみの自家処理推進の環境を整えるため、地域単位での生ごみ処理機器の設置に対する補助制度を検討するとともに、ＮＰＯや民間業者による取組みを支援・推進します。

(3) 事業系ごみの排出抑制

事業系ごみの排出抑制のため、多量排出事業者を始めとするすべての事業者に対し、ごみの減量化、資源物の分別等の指導を行います。

また、行政は率先して減量化計画を策定し、実行します。

(4) リユースネットワークの整備

家庭で不要となった粗大ごみや自転車の再使用に向け、リユースネットワークを構築し、リユース品情報の提供やフリーマーケットの開催、公共施設の一部を住民団体に解放するなど、住民による不用品の再使用を強力にサポートし、これを推進します。

(5) ボランティアへの活動支援

ごみの減量や環境保全などを目的としたボランティア（ＮＰＯ等含む）への活動支援等を行います。

(6) 事業系ごみの処理手数料の改正

本地域は、豊かな観光資源を有することから、観光系の事業系ごみが多い特徴があり、事業者による発生抑制の意識を高め、事業系ごみの減量化を推進する必要があります。そのため、諏訪南清掃センター（焼却施設）に搬入される事業系ごみの処理に伴う処理手数料について、処理費用等を考慮し、適切な料金に改正します。改正にあたっては、周辺市町村の状況や社会経済情勢を考慮するとともに、家庭系ごみの有料化についてもあわせて検討します。

また、３市町村の資源ごみ、不燃ごみ等を広域的に処理する新たなリサイクルセンターの施設計画に合わせ、事業系資源ごみや不燃ごみ等の受入れおよび受入れに伴う処理手数料について検討します。

(7) 廃棄物減量等推進審議会等の活用

○茅野市

循環型社会の形成に向け、ごみの減量化や資源化を総合的に審議し、行政や住民に対して働きかけを行う廃棄物減量等推進審議会を設置します。あわせて、地域に密着したごみ減量化・資源化活動を進めていくうえで、中心的な役割を担う廃棄物減量等

推進員制度を導入します。

○富士見町・原村

富士見町、原村では、それぞれ廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量化や資源化の取組みについて審議しています。また、廃棄物減量等推進員を認定し、地域における分別・減量活動を推進しています。今後も審議会や推進員制度の活性化を図り、地域特性に応じたごみの減量化や資源化活動等を推進していきます。

(8) 観光地のごみ減量キャンペーンの展開

観光地における観光客や旅館、観光施設などに対し、ごみの持ち帰り推奨や監視員・指導員の配置など、観光ごみの発生を抑制するためのキャンペーンを展開します。

第４節　リサイクル計画

１．リサイクルの施策

1）住民の役割

(1) 再生品の使用促進

わたしたちは、「物」を購入する際には、環境やリサイクルに配慮した商品を積極的に購入することを心がけます。

環境やリサイクルに配慮した商品としては、「再生材料を使用した商品」、「詰め替え式の商品」、「エコマーク商品」、「グリーンマーク商品」などを対象とします。

(2) 集団回収への積極参加

わたしたちは、地域団体や小・中学校などが主催する資源物の集団回収に積極的に参加し、資源の回収に寄与します。

(3) 店頭回収や販売店回収の積極利用

わたしたちは、食品スーパーや家電量販店などが実施しているトレイや紙パック、インクカートリッジなどの店頭回収や酒店などが行っている販売店回収を積極的に利用し、ごみの排出を抑制します。

2）行政の役割

(1) 集団回収の促進

集団回収に対する補助制度は、現在、茅野市で行われています。

集団回収は、資源の分別収集と合わせて、リサイクルを進める両輪であり、今後とも積極的に推進します。

(2) 認定制度の創設

過剰包装の自粛や簡易包装の推進、資源物の店頭回収の実施や、その他環境に配慮した取組みを積極的に行っている小売店や事業所を「エコショップ」、「エコオフィス」等として認定し、住民に周知するなど、その取組みを支援する認定制度の創設を検討します。

(3) 資源化品目の拡充・統一

３市町村における新たなリサイクルセンターの整備とあわせて、各市町村の資源化品目の拡充・統一化を図ります。

なお、検討にあたっては、資源の適正な循環利用を前提とし、費用対効果、環境負荷、住民負荷などを総合的に考慮し、適切な分別区分とします。

(4) 給食系食品廃棄物の資源化

各市町村では、それぞれ学校給食等から発生する食品廃棄物を回収し、資源化しています。

これらは、質も安定していることから、品質の良い堆肥ができ、循環利用が進んでいます。一部は、学校農園で利用するなど、環境教育の一環としても役立っています。

(5) 環境活動拠点としての公共施設の利用

住民による再使用、再利用を促進するための活動を支援するため、業務に支障のない範囲で、再使用物等の保管に利用する場所として公共施設の利用を図ります。

(6) 中間処理による資源化の推進

現在、茅野市の不燃ごみは市の不燃物処理場において、富士見町および原村の不燃物・不燃性粗大ごみは南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設において、金属類を回収しています。

今後は、３市町村のごみ処理を広域化する予定であり、広域施設である新たなリサイクルセンターを整備して、より一層の資源化を推進していきます。

新たなリサイクルセンターは、平成 31 年度の稼働をめざして、施設整備計画を進めていきます。また、新たなリサイクルセンターの施設計画に合わせて、分別区分の統一、資源物品目の拡充等を検討します。

第５節　収集運搬計画

１．収集運搬の施策

1）分別収集の統一化

分別収集の統一化は、単にごみの分別区分を統一するだけでなく、収集形態や収集頻度といった収集運搬作業の効率化と収集したごみ質の均一化が図られるほか、中間処理施設でのリサイクルの容易性が確保されるため、中間処理の効率化とリサイクル品の高品位化が図られることになります。

３市町村のごみ処理の広域化に向けて、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」の分別収集方法を統一します。なお、収集運搬事業は、当面の間は、これまでどおり各市町村および南衛組合が主体となって実施します。

［統一に向けた基本方針］

分別収集の統一化は、ごみ処理の広域化に向けた施策の一つであり、新たなリサイクルセンターの稼働目標年度である平成31年度までに本地域の分別収集を統一するものとします。

資源物の分別品目に関しては、各市町村の現在の分別数を減らさずに、分別の進んでいる市町村に合わせることを基本に検討を進めます。

表 7-5-1 に分別区分の統一案を示します。

収集形態、収集頻度は、家庭系ごみの有料化方法も踏まえて、検討していきます。

表 7-5-1　分別区分統一案

分別区分			統一案	現在の分別区分		
				茅野市	富士見町	原村
可燃ごみ			○	○	○	○
不燃ごみ			○	○	○	○
資源物	缶類	スチール缶	○	○		
		アルミ缶	○	○		
	ビン類	無色	○	○	○	○
		茶色	○	○	○	○
		その他の色	○	○	○	○
	プラスチック類	ペットボトル	○	○	○	○
		白トレイ	○	○	○	○
		発泡スチロール	○	○	○	○
		容器包装プラスチック	○		○	○
		その他のプラスチック	○		○	○
	紙類	新聞紙	○	○	○	○
		ダンボール	○	○	○	○
		雑誌類	○	○	○	○
		その他紙	○		○	○
		紙パック（白）	○	○	○	○
		紙パック（銀）	○	○		○
	布類		○	○	○	○
	食用廃油		○	○	○	○
	有害物	蛍光管	○	○	○	○
		乾電池	○	○	○	○
粗大ごみ	可燃性		○	○	○	○
	不燃性		○	○	○	○

※現在、茅野市の粗大ごみは、自転車、電子レンジ、ファンヒーターのみ戸別収集（有料）、その他は持ち込みとしている。

2）広域的な収集運搬計画の策定

ごみ処理の広域化に向けた新たなリサイクルセンターの施設計画とともに、分別収集の具体的な統一化の方法や広域収集運搬手法などを検討し、効率的でかつ経済的な収集運搬計画を策定します。

3）排出モラルの向上

排出モラルの向上を図るため、住民向けの分別の手引き、観光客や別荘滞在者・外国人向けのパンフレットの作成・配布等により、排出者意識の向上に向けた啓発活動を実施します。

また、地域の代表者や廃棄物減量等推進員等と連携して、違反ごみ出しに対する分別指導の強化を図ります。

4）高齢化社会への対応

高齢化社会が進むにつれて、ごみステーションへのごみ出しや粗大ごみの排出に困難が生じる人が増えることが予想されます。高齢者や障害者等に対する戸別収集等の実施を検討します。

第６節　中間処理計画

１．中間処理の施策

1）ごみ焼却施設

既設のごみ焼却施設である諏訪南清掃センター（100ｔ/日[50ｔ/16h×2 炉] 准連続燃焼式）は、平成 9 年 12 月に供用開始し、稼働後約 17 年が経過しています。現況において、運転管理状況は順調であり、通年で 45～85ｔ/日の範囲で推移しています。

これまで諏訪南清掃センターの使用年数は、20 年間を想定していましたが、今後、発生・排出抑制を一層推進するとともに、適正に維持管理して、更に 10 年程度できるだけ延命使用するものとします。

そのためには、今後、施設の延命化のための大規模改造等が必要になると想定されます。施設の精密機能検査を行い、長寿命化計画を策定したうえで、計画的に改造工事等を行うとともに、適正かつ効率的な運転管理を行っていきます。

2）リサイクルセンターの整備

循環型社会の構築に向け、省資源化や省エネルギー化を推進するためには、資源物、不燃ごみ、粗大ごみの資源化処理を行う新たなリサイクルセンターを整備し、資源化の向上を図る必要があります。

リサイクルセンターは、効率性や経済性を考慮しながら、諏訪南リサイクルセンター設置検討委員会の提言を踏まえ、ごみ処理広域化計画に基づいて整備することとし、平成 31 年度の稼働をめざします。

リサイクルセンターは、資源物、不燃ごみ、粗大ごみの破砕・選別・圧縮・保管などを行う処理機能および家具などの粗大ごみや廃自転車などの再生処理機能を備えるものとし、再生品をリユースするための展示場については、施設の立地状況等を勘案して併設の可否を検討するものとします。

リサイクル処理機能は、広範囲の地域から排出されるごみを施設へ搬入し、集中的かつ効率的に処理を行う必要があるため、３市町村の地域内に１施設を整備する「集中型」が理想的と考えます。

一方、啓発機能は、地域に密着した事業展開が求められ、本地域の住民が誰でも利用しやすい身近な施設配置が望まれるため、茅野市の環境館・美サイクルプラザに見られるように、各市町村に啓発活動の拠点を展開する「ネットワーク型」とし、リサイクルセンターの再生リユース品の展示場としても利用します。

3）維持管理の効率化の検討

ごみ処理に関して住民や事業者から多様な要望を受ける一方、これまで以上の経費節減が必要となっています。ごみ処理施設の維持管理費の削減、ごみ処理の広域化に向けた施設運営の効率化等について、最適な方法を検討し、導入していきます。

第７節　最終処分計画

１．最終処分の施策

1）既設最終処分場の延命利用

３市町村の最終処分場は、埋立終了期限が迫っていたことから、焼却灰の溶融処理による最終処分場の延命化を計画していましたが、溶融処理計画が見直しされたことから、平成 18 年度以降、緊急避難的措置として埋立物の一部を掘り起こして地域外の民間最終処分場に搬出して延命化を図っています。

新たな広域最終処分場が建設されるまで、既設最終処分場を極力長く使えるよう今後も継続してごみの発生抑制・排出抑制・資源化を推進するとともに、最終処分場の延命化に取組んでいく必要があります。

また、最終処分場の延命化にあわせて、焼却灰の一部を民間の焼却灰リサイクル施設へ搬出し、焼却灰の有効利用の促進を図ります。

2）広域最終処分場の整備

延命化に取組むと同時に、既設最終処分場の埋立完了までに、諏訪南組合を事業主体として新たな広域最終処分場を整備します。

地域のごみは地域で処理するというごみ処理の基本原則に従い、焼却施設から発生する焼却灰および破砕残渣等を本地域内において適切に処分します。

広域最終処分場の整備計画の際には、資源保管型の施設整備も視野に入れて、検討します。

3）既存最終処分場の広域運営

３市町村は、既設最終処分場の埋立完了までに新たな広域最終処分場を整備するとともに、２つの既存最終処分場を合わせた計画的な埋立を行い、新たな最終処分場への施設集約を図ります。

諏訪南組合を事業主体とする既存最終処分場の広域運営は、平成 32 年度を目標とします。

第８節　その他の計画

１．茅野市・富士見町・原村のごみ処理の一元化

現在、本地域のごみ処理は、茅野市、富士見町および原村の３市町村、３市町村の可燃ごみ処理を行う諏訪南組合、富士見町および原村の不燃・資源ごみ処理を行う南衛組合の５つのごみ処理体制で行われており、地域住民にとって大変分かりにくい構成となっています。

３市町村のごみ処理（中間処理および最終処分）を広域化し、処理主体を諏訪南組合に一元化することにより、経費の節減と効率化を図るとともに、地域住民のごみ処理に対する高レベルの利便性・サービス性を提供します。

現在、ごみ処理（中間処理および最終処分）の広域化・一元化に向けて、３市町村の連絡調整機関である茅野市･富士見町･原村広域ごみ処理協議会で検討が進められています。

既存最終処分場（茅野市一般廃棄物最終処分場、南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場）の運営管理は、平成 32 年度を目標に一元化を図るものとします。その他のごみ処理は、新たなリサイクルセンターの稼働に合わせて、平成 31 年度を目標に３市町村のごみ処理（中間処理および最終処分）の一元化を図るものとします。

２．医療系廃棄物の処理

1）事業系医療廃棄物

廃棄物処理法では、医療機関から排出される医療廃棄物は事業者の責務によりその処理・処分を行うこととなっています。

注射針などの感染性廃棄物が事業系ごみに混在しないよう、医療機関に対し排出方法および適正処理の徹底を呼びかけます。

2）在宅（家庭系）医療廃棄物

近年、社会構造の変化により全国的に高齢化が進み、家庭内で発生する医療系廃棄物が増えています。

茅野市では、在宅医療廃棄物については、感染性廃棄物以外は家庭系ごみとして収集・処理しますが、感染性廃棄物については医療機関に持参するよう定めています。富士見町および原村では、医療廃棄物は、町、村では収集・処理は行わず、医療機関に持参するよう定めています。

今後も、各市町村で定められた分別方法の徹底を図り、特に感染性廃棄物が収集ごみに混入することのないよう指導していきます。

３．地域環境美化の推進

1）散乱ごみ対策の推進

河川や道路等に捨てられる散乱ごみは、地域の環境美化を損なうとともに、ごみ処理経費の増加にもつながっています。

このため、広報や観光地での呼びかけにより、ごみの散乱防止について意識啓発に努めるとともに、ＰＴＡや町内会、ボランティア団体等の協力のもと、地域の一斉清掃・環境美化に努めます。

2）不法投棄対策の推進

ごみの不法投棄については、依然として件数が減少せず、また、投棄者の特定が困難であるなど、課題が多くあります。

不法投棄の通報窓口への情報提供を呼びかけ、早期発見に努めるとともに、不法投棄監視カメラ貸出制度の創設、不法投棄発生現場を広報でお知らせするなど監視の目を強めることにより、不法投棄の未然防止に取組みます。

また、住民・事業者・警察・３市町村および組合・近隣自治体・県等と広く連携し、緊密な情報交換を行いながら、不法投棄対策を推進していきます。

第９節　将来ごみ量

以上の各種施策を実施した後の将来ごみ量の推計結果を以下に示します。

１．市町村別将来ごみ量

ごみの減量化・資源化に関して、３市町村における現在の取組みに加え、新たに導入、実施する施策による効果を見込んで将来ごみ量を推計しました。表 7-9-1 に減量化、資源化等の施策を示します。

表 7-9-1　減量化・資源化施策

減量化・資源化施策		開始予定等	備　考
発生抑制・排出抑制	住民・事業者による発生抑制・排出抑制の行動を促す啓発事業の推進	継続	
	生ごみ処理機器の普及による自家処理の推進	継続	
	レジ袋削減の推進	継続	
	廃棄物減量等推進審議会等の活用	茅野市：新規 富士見町･原村:継続	
	観光地のごみ減量キャンペーンの展開	継続	
	行政による公共ごみの減量行動	継続	
	家庭系ごみの有料化	平成 30 年度～	
	事業系ごみ処理手数料の見直し	平成 27 年度	
資源化	集団回収の促進	継続	
	給食系廃棄物の資源化	継続	
	焼却残渣の資源化	継続	焼却残渣の一部を民間の資源化施設に委託
	新リサイクルセンター稼働に伴う新たな資源物の分別（資源物品目の統一）	平成 31 年度～	３市町村:粗大ごみリユース品目の分別収集開始 茅野市：その他プラスチック(硬質プラ類)の分別収集開始 富士見町・原村：缶類の分別収集開始
	新リサイクルセンターにおける事業系資源ごみの受入れ	平成 31 年度～	現在、受入れ実績のある可燃ごみから分別される資源物(紙類)を想定

減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量を表 7-9-2～4、図 7-9-1 に示します。

表 7-9-2　減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量（本地域全体）

区　　分	単位	実績		推計値		
		17年度	25年度	27年度	32年度	41年度
人口	人	81,769	79,525	79,154	77,916	75,954
家庭系ごみ	t/年	19,875.2	18,074.0	17,894.9	15,395.6	14,740.1
収集ごみ	t/年	18,805.4	16,775.4	16,632.7	14,255.3	13,482.6
資源物を除く量	t/年	15,406.1	13,613.0	13,180.0	10,668.0	10,090.2
資源物量	t/年	3,399.3	3,162.5	3,452.7	3,587.3	3,392.4
直接搬入ごみ	t/年	1,069.8	1,298.6	1,262.2	1,140.3	1,257.5
公共ごみ(事業系可燃ごみ)	t/年	664.9	592.2	574.9	612.2	688.7
事業系ごみ	t/年	9,082.0	8,187.5	8,246.9	7,199.3	7,955.0
資源物を除く量	t/年	9,082.0	8,187.5	8,246.9	5,442.3	6,008.1
H17比	%	－	90.2%	90.8%	59.9%	66.2%
資源物量	t/年	－	0.0	0.0	1,756.9	1,946.9
集団回収量	t/年	780.6	646.6	603.9	573.1	540.2
ごみ総排出量	t/年	30,402.7	27,500.3	27,320.6	23,780.0	23,924.0
1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	1,018.7	947.4	943.1	836.2	863.0
H17比	%	－	93.0%	92.6%	82.1%	84.7%
1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	665.9	622.7	617.7	541.3	531.7
1人1日あたりの家庭系ごみ量(資源物除く)	g/人/日	552.0	469.0	454.9	375.1	364.0
H17比	%	－	85.0%	82.4%	68.0%	65.9%
可燃ごみ量	t/年	25,090.0	22,631.0	22,209.1	17,003.2	17,200.6
H17比	%	－	90.2%	88.5%	67.8%	68.6%
焼却処理量	t/年	25,210.6	22,834.3	22,389.5	17,341.1	17,528.1
焼却処理率	%	82.9%	83.0%	82.0%	72.9%	73.3%
資源化量	t/年	4,548.2	5,161.9	5,383.4	7,135.3	7,094.3
リサイクル率	%	15.0%	18.8%	19.7%	30.0%	29.7%
最終処分量	t/年	3,131.1	1,864.1	1,778.6	1,374.0	1,388.2
最終処分率	%	10.3%	6.8%	6.5%	5.8%	5.8%

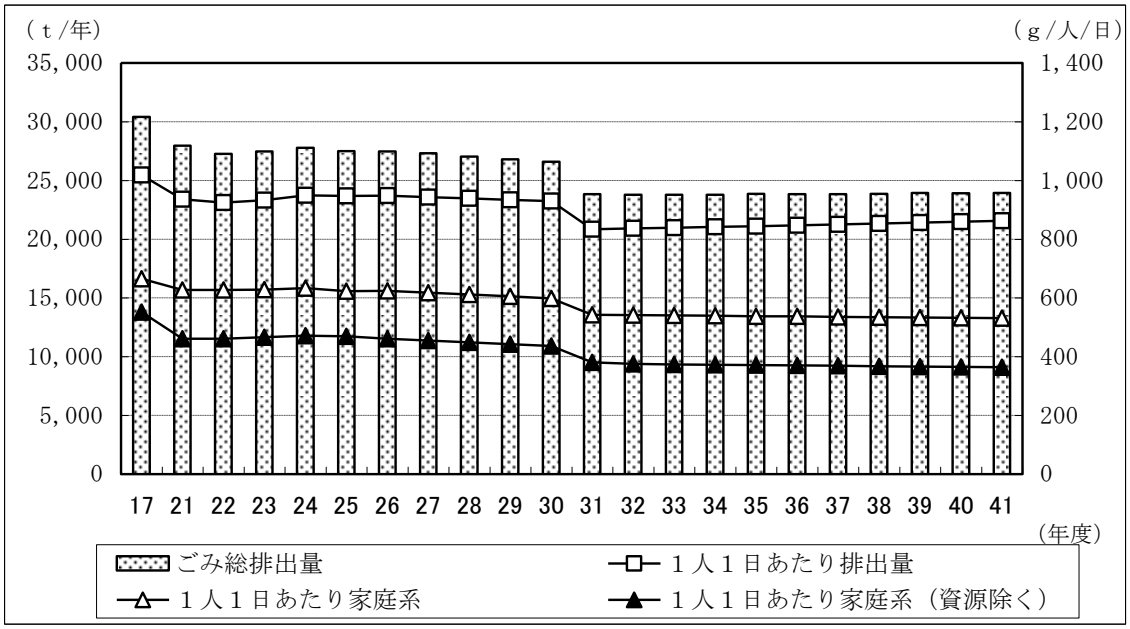

図 7-9-1　減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量（本地域全体）

表 7-9-3　減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量

区分			単位	茅野市	富士見町	原村	本地域合計
実績	17年度	人口	人	58,288	15,783	7,698	81,769
		ごみ総排出量	t/年	23,146.4	5,119.8	2,136.5	30,402.7
		1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	1,088.0	888.7	760.4	1,018.7
		1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	656.7	695.6	674.7	665.9
	25年度	人口	人	56,397	15,238	7,890	79,525
		ごみ総排出量	t/年	20,698.9	4,610.8	2,190.6	27,500.3
		1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	1,005.5	829.0	760.7	947.4
		1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	613.6	664.5	606.6	622.7
推計値（目標）	27年度	人口	人	56,053	15,233	7,868	79,154
		ごみ総排出量	t/年	20,621.7	4,497.8	2,201.1	27,320.6
		1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	1,005.2	806.7	764.4	943.1
		1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	611.3	648.1	604.5	617.7
	32年度	人口	人	55,442	14,748	7,726	77,916
		ごみ総排出量	t/年	17,922.4	3,941.7	1,915.9	23,780.0
		1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	885.7	732.3	679.4	836.2
		1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	533.4	571.7	540.6	541.4
	41年度	人口	人	54,807	13,781	7,366	75,954
		ごみ総排出量	t/年	18,343.8	3,698.9	1,881.3	23,924.0
		1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	917.0	735.4	699.7	863.0
		1人1日あたりの家庭系ごみ量	g/人/日	520.7	567.8	545.6	531.7

表 7-9-4　減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量と数値目標

区分			目標値	単位	茅野市	富士見町	原村	本地域合計
17年度実績値（基準年）	1人1日あたりの家庭系ごみ量※			g/人/日	547.5	575.4	538.3	552.0
	事業系ごみ量※			t/年	7,759.9	1,092.2	229.9	9,082.0
	可燃ごみ量			t/年	19,715.3	3,875.4	1,499.3	25,090.0
	リサイクル率			%	13.4%	18.3%	23.7%	15.0%
	最終処分率			%	9.5%	12.8%	12.5%	10.3%
32年度推計値（目標年）	減量化	1人1日あたりの家庭系ごみ量※		g/人/日	413.0	430.4	402.5	415.2
		H17比	20%削減	%	-24.6%	-25.2%	-25.2%	-24.8%
		事業系ごみ量※		t/年	4,463.0	686.3	293.0	5,442.3
		H17比	30%削減	%	-42.5%	-37.2%	27.4%	-40.1%
		可燃ごみ量		t/年	13,166.1	2,589.7	1,247.5	17,003.2
		H17比	25%削減	%	-33.2%	-33.2%	-16.8%	-32.2%
	リサイクル率		30%以上	%	29.8%	30.2%	31.8%	30.0%
	最終処分率		8%以下	%	4.8%	8.9%	8.6%	5.8%

※資源物を除く量

表 7-9-5　減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量（ごみ種別・本地域全体）

区　　分	単位	実　績		推　計　値		
		17年度	25年度	27年度	32年度	41年度
可燃ごみ	t/年	25,090.0	22,631.0	22,209.1	17,003.2	17,200.6
家庭系	t/年	15,343.1	13,851.3	13,387.4	10,948.8	10,503.8
事業系	t/年	9,746.9	8,779.7	8,821.7	6,054.5	6,696.9
不燃ごみ(家庭系)	t/年	629.1	706.4	702.6	562.6	556.0
粗大ごみ(家庭系)	t/年	503.7	353.8	352.3	296.9	288.0
資源物	t/年	4,179.9	3,809.0	4,056.6	5,917.3	5,879.5
家庭系※	t/年	4,179.9	3,809.0	4,056.6	4,160.3	3,932.6
事業系	t/年	0.0	0.0	0.0	1,756.9	1,946.9

※家庭系資源物には集団回収量を含みます。

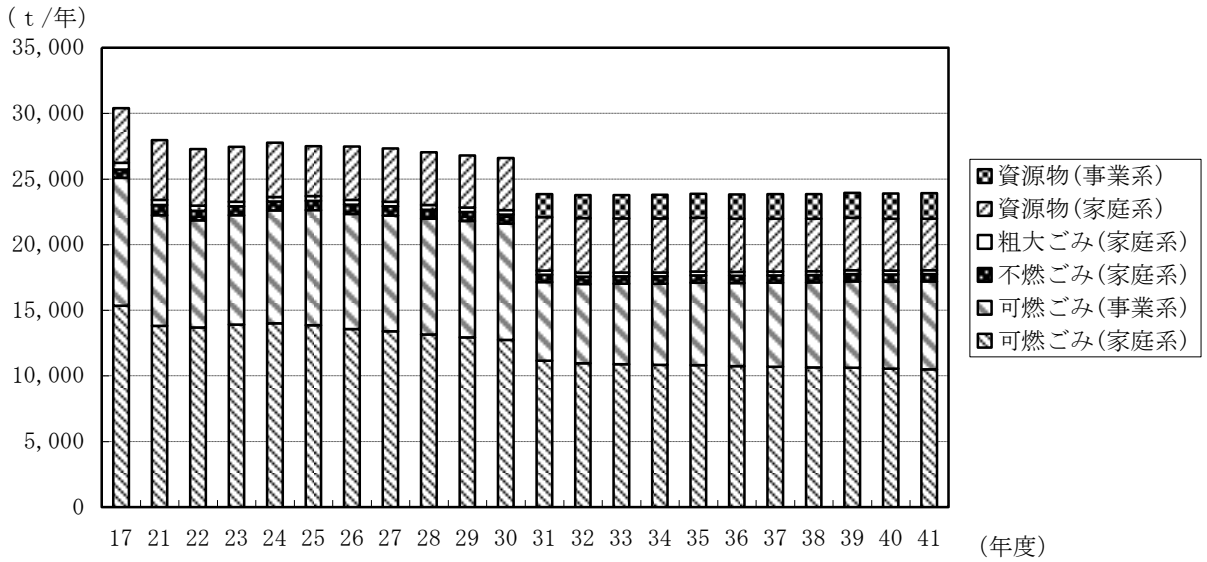

図 7-9-2　減量化・資源化施策を実施した後の将来ごみ量（ごみ種別・本地域全体）

２．中間処理量・最終処分量

減量化・資源化施策を実施した後における本地域全体の各施設の中間処理量および最終処分量の推計結果を表 7-9-6 および図 7-9-3～6 に示します。

表 7-9-6　減量化・資源化施策を実施した後の中間処理量・最終処分量（本地域全体）

区分			単位	実績		推計		
				17年度	25年度	27年度	32年度	41年度
焼却施設	処理対象量		t/年	25,210.6	22,834.3	22,389.5	17,341.1	17,528.1
		可燃ごみ	t/年	25,090.0	22,631.0	22,209.1	17,003.2	17,200.6
		可燃性粗大	t/年	98.2	182.6	157.9	132.6	128.0
		破砕可燃物	t/年	22.4	20.6	22.4	205.3	199.6
	焼却残渣量		t/年	2,783.1	2,580.2	2,483.0	1,923.1	1,943.9
茅野市不燃物処理場	処理対象量		t/年	699.3	648.1	684.4	－	－
		不燃ごみ	t/年	158.5	282.4	296.3	－	－
		缶類	t/年	236.1	149.5	160.4	－	－
		びん類	t/年	279.7	197.0	206.9	－	－
		布類	t/年	25.0	19.2	20.7	－	－
	搬出量		t/年	699.3	648.1	684.4	－	－
		破砕不燃物	t/年	132.4	110.3	121.9	－	－
		こたつ灰	t/年	3.7	8.2	5.7	－	－
		混入可燃ごみ	t/年	22.4	20.6	22.4	－	－
		資源化	t/年	540.8	509.1	534.3	－	－
茅野市古紙類等梱包施設	処理対象量		t/年	1,735.3	1,524.6	1,695.1	－	－
		ペットボトル	t/年	64.0	65.0	64.2	－	－
		紙類	t/年	1,671.3	1,459.6	1,630.9	－	－
	搬出量(=資源化)		t/年	1,735.3	1,524.6	1,695.1	－	－
南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設	処理対象量		t/年	878.2	727.2	727.1	－	－
		不燃ごみ	t/年	470.6	424.0	406.3	－	－
		不燃性粗大	t/年	236.8	171.2	194.4	－	－
		びん類	t/年	170.8	132.0	126.5	－	－
	搬出量		t/年	878.2	727.2	727.1	－	－
		破砕不燃物	t/年	187.5	151.8	153.2	－	－
		金属類	t/年	368.3	246.4	248.7	－	－
		びん類(指定法人)	t/年	170.8	132.0	126.5	－	－
		処理困難物(大型家具等)	t/年	151.6	197.0	198.7	－	－
新リサイクルセンター（諏訪南行政事務組合）	処理対象量		t/年	－	－	－	6,203.8	6,183.2
		不燃ごみ	t/年	－	－	－	562.6	556.0
		可燃性粗大ごみ	t/年	－	－	－	132.6	128.0
		不燃性粗大ごみ	t/年	－	－	－	164.3	160.0
		資源物(処理対象)	t/年	－	－	－	1,175.8	1,111.5
		資源物(一時保管)	t/年	－	－	－	4,168.5	4,227.8
	搬出量		t/年	－	－	－	6,203.8	6,183.2
		破砕不燃物	t/年	－	－	－	430.9	424.3
		こたつ灰	t/年	－	－	－	5.3	5.3
		破砕可燃物	t/年	－	－	－	205.3	199.6
		資源物(資源化処理後)	t/年	－	－	－	1,393.8	1,326.3
		資源物(保管後民間委託)	t/年	－	－	－	4,168.5	4,227.8
最終処分場	埋立処分量		t/年	3,131.1	1,864.1	1,778.6	1,374.0	1,388.2
		ごみ処理残渣	t/年	3,106.7	1,850.5	1,763.9	1,359.3	1,373.4
		焼却残渣	t/年	2,783.1	1,580.2	1,483.0	923.1	943.9
		破砕不燃物	t/年	319.9	262.1	275.2	430.9	424.3
		こたつ灰	t/年	3.7	8.2	5.7	5.3	5.3
		し尿汚泥焼却残渣	t/年	24.4	13.6	14.7	14.7	14.7
民間委託	資源化委託		t/年	2,712.7	3,627.8	3,870.0	5,168.5	5,227.8
		資源物(直接委託)	t/年	952.4	1,084.0	1,154.2	－	－
		資源物(一時保管後)	t/年	1,760.3	1,543.8	1,715.8	4,168.5	4,227.8
		焼却残渣(一部)	t/年	－	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
	処理委託		t/年	320.3	197.0	198.7	－	－
		不燃性粗大ごみ	t/年	168.7	0.0	0.0	－	－
		処理困難物(大型家具等)	t/年	151.6	197.0	198.7	－	－
資源化量(集団回収量含む)			t/年	4,573.2	5,161.9	5,383.4	7,135.3	7,094.3
リサイクル率			%	15.0	18.8	19.7	30.0	29.7
最終処分率			%	10.3	6.8	6.5	5.8	5.8

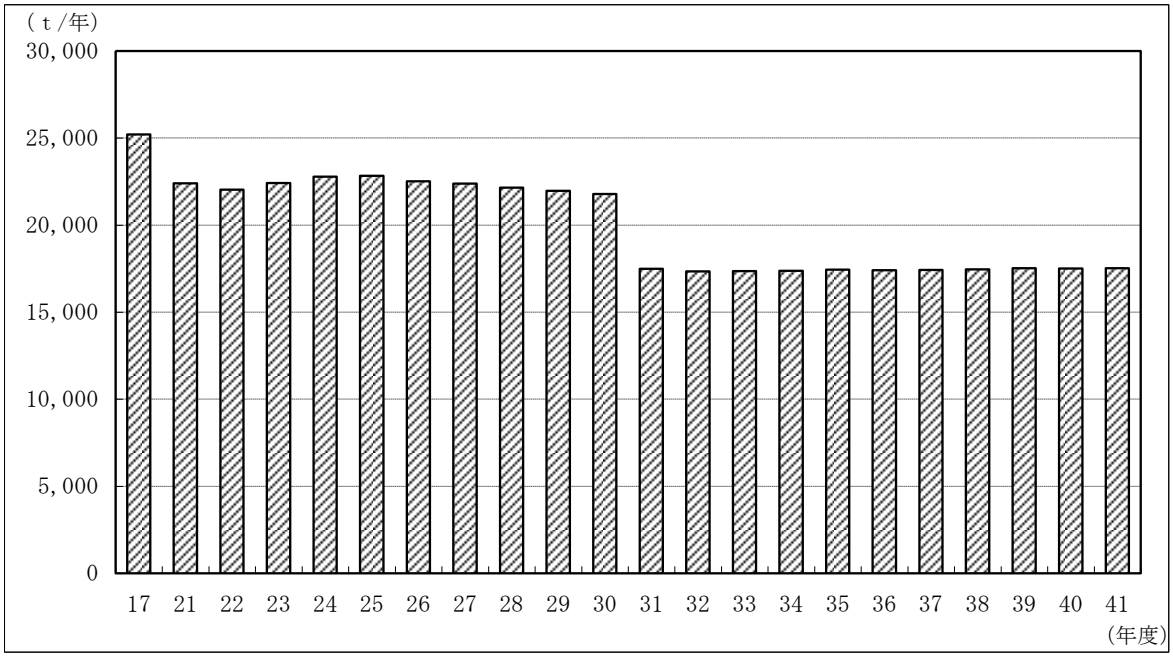

図 7-9-3　減量化・資源化施策を実施した後の焼却処理量（本地域全体）

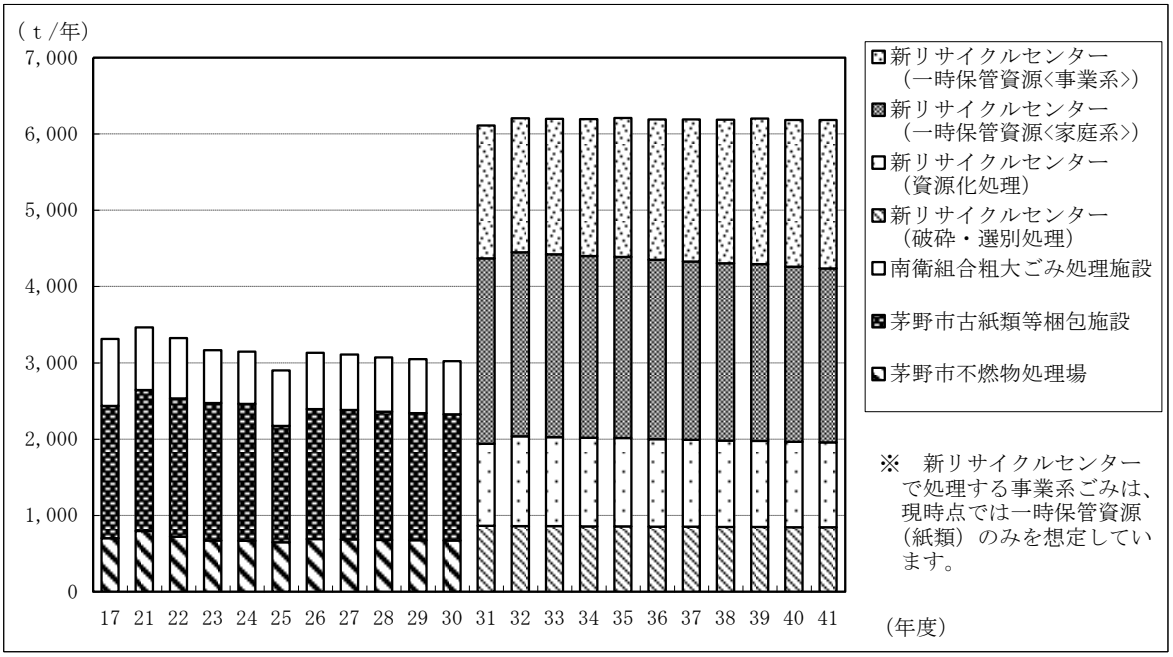

図 7-9-4　減量化・資源化施策を実施した後のリサイクル等処理量（本地域全体）

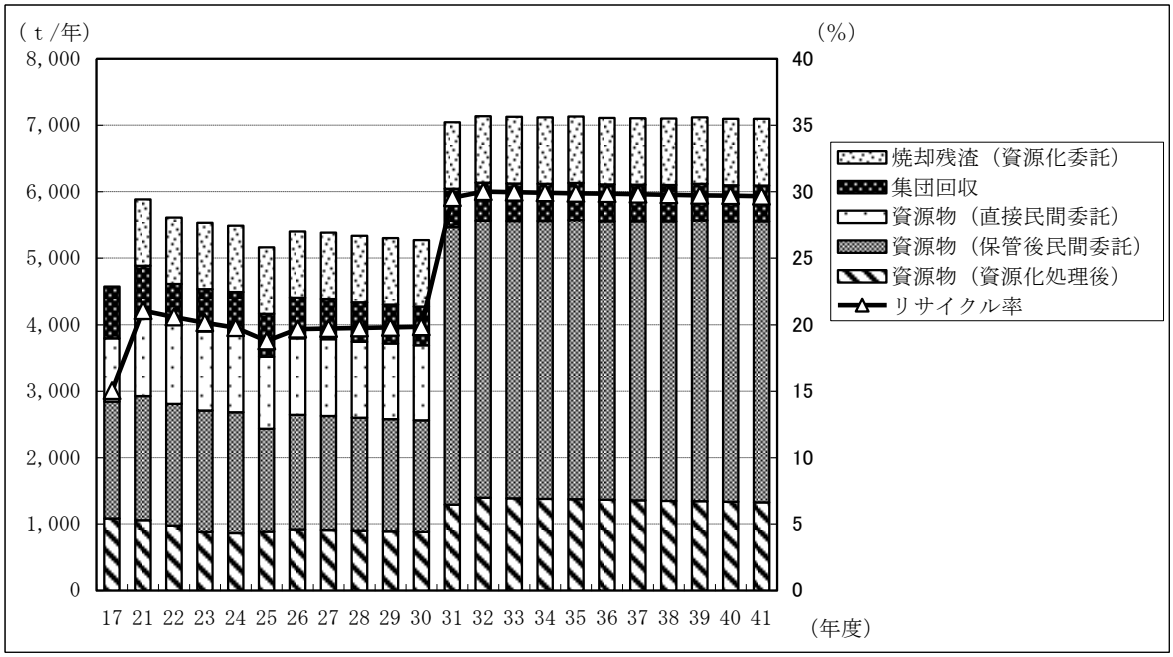

図 7-9-5　減量化・資源化施策を実施した後の資源化量（本地域全体）

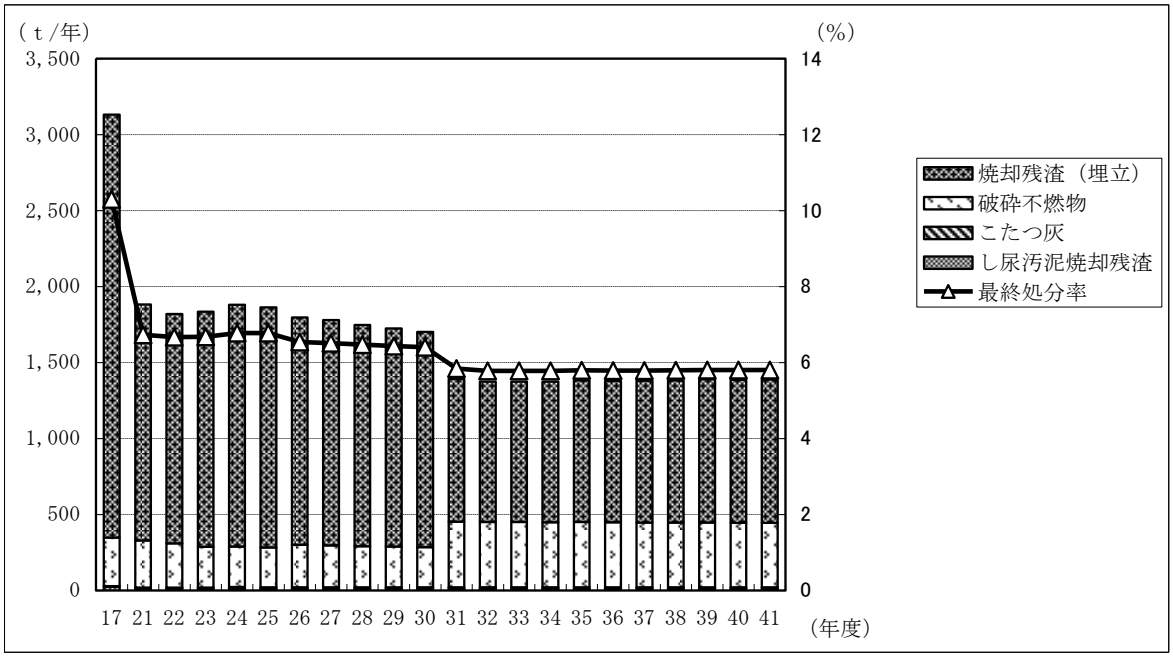

図 7-9-6　減量化・資源化施策を実施した後の最終処分量（本地域全体）

３．目標年次におけるごみ処理量と処理フロー

目標年次（平成 41 年度）における本地域のごみ処理フローは、図 7-9-7 のようになります。

（単位：ｔ/年）

収集ごみ					直接搬入ごみ							集団回収
					持ち込みごみ（家庭系）				公共ごみ	事業系ごみ		
可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ		可燃ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	
			可燃性	不燃性			可燃性	不燃性					
9,583.6	380.1	3,392.4	59.3	67.3	920.2	175.9	68.6	92.8	688.7	6,008.1	0.0	1,946.9	540.2
			126.6				161.4						
13,482.6					1,257.5					7,955.0			
					9,901.2								
23,383.8													
23,924.0													

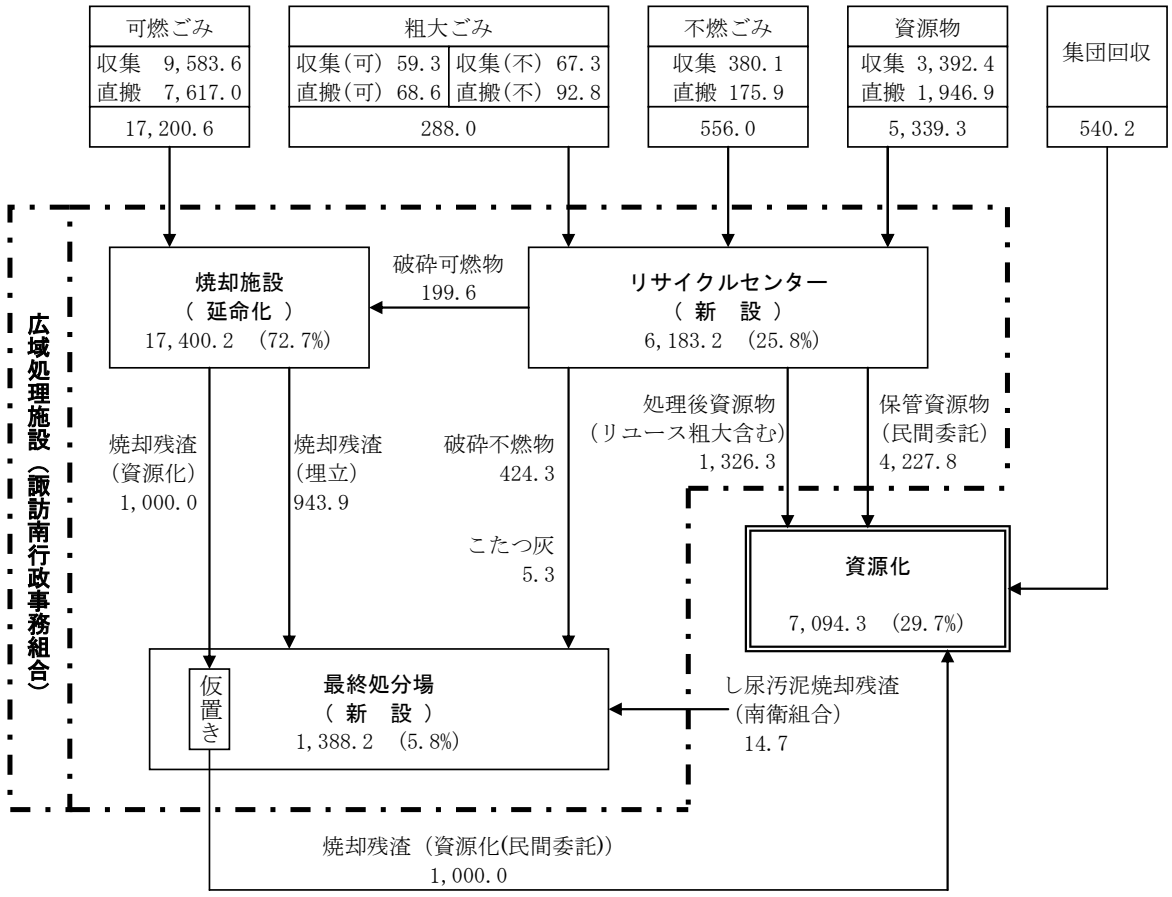

（括弧内はごみ総排出量に対する割合）

※焼却残渣の一部は、最終処分場内にいったん仮置きした後、民間の資源化施設に搬出する予定です。

図 7-9-7　ごみ処理フロー（平成 41 年度）

第８章　新ごみ処理施設の建設計画

第１節　施設整備の基本方針

１．ごみ処理の一元化

ごみ処理の効率化、循環型社会の構築を実現するため、茅野市、富士見町および原村における将来のごみ処理（中間処理および最終処分）は、事業主体を諏訪南組合に一元化します。

既存最終処分場（茅野市一般廃棄物最終処分場、南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場）の運営管理は、平成 32 年度を目標に一元化を図るものとします。

また、老朽化が進んでいる既存の資源化施設（茅野市の不燃物処理場および古紙類等梱包施設、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）は、更新施設としての新たな広域リサイクルセンターの整備に合わせて、資源化処理の一元化を図ります。

２．リサイクルセンターの整備

循環型社会の構築に向け、省資源化や省エネルギー化を推進するため、平成 31 年度の稼働をめざして、資源物、不燃ごみ、粗大ごみの資源化処理を行うリサイクルセンターを本地域内に整備します。

３．最終処分場の整備

既存最終処分場の延命化に努めることを基本としますが、埋立容量には限りがあることから、本地域内に新たな最終処分場を建設します。最終処分場は、資源保管型の施設整備も視野に入れて、平成 32 年度供用開始を目標に検討します。

４．焼却施設の延命使用

３市町村の可燃ごみを共同処理している諏訪南清掃センターの使用期限について、施設の基幹機器の計画的な更新を行うことにより長寿命化を図り 30 年程度を目安として延命使用する方針とします。

そのため、今後も適正な維持管理を継続するとともに、長寿命化計画を策定して延命使用に向けた適切な設備更新等を行っていきます。

また、将来の更新に向け、焼却＋溶融、炭化、メタン発酵＋堆肥化システムの技術動向等を調査・研究していくものとします。

第２節　建設計画

１．施設整備における目標年次

目標年次

リサイクルセンター：　平成 31 年度（2019 年度）

最　終　処　分　場：　平成 32 年度（2020 年度）

第３節　施設規模

各施設の施設規模について、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取り扱いについて（平成 15 年 12 月環廃対発第 031215002 号）」の規模算定式などに準じて算出して以下に示します。

なお、下記施設規模は、現時点での暫定値として示します。今後のごみ排出量の変化や分別収集の統一方法、事業系ごみの受入れ方針、広域施設の施設計画などの様々な検討事項によって施設規模は変動することが考えられます。

施設規模

リサイクルセンター：約 10ｔ/日（破砕・選別・圧縮設備）

約 27ｔ/日（保管設備）

最　終　処　分　場：約 31,000m^3（埋立期間：20 年間と想定）

○リサイクルセンター算出方法

施設規模＝計画年間処理量÷年間実稼働日数×月変動係数

【破砕・選別設備】

・処理対象物　不燃ごみ・粗大ごみ
・計画年間処理量　863.7ｔ/年（稼働後７年間のうち最大値）
・年間実稼働日数　240 日（土･日･祝日･年末年始を除く平日）
・月変動係数　1.15
・規模　863.7 ÷ 240 × 1.15 ≒ 4.2ｔ/日

【資源物選別・圧縮設備】

・処理対象物　缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック類
・計画年間処理量　1,175.8ｔ/年（稼働後７年間のうち最大値）
・年間実稼働日数　240 日（土･日･祝日･年末年始を除く平日）
・月変動係数　1.15
・規模　1,175.8 ÷ 240 × 1.15 ≒ 5.7ｔ/日

【保管設備】

・保管対象物　（一時保管資源物）紙類、布類、食用廃油、有害物
（処理後保管資源物）破砕・選別設備および資源物選別・圧縮設備で選別した資源物
・計画年間処理量　（一時保管資源物）4,197.7ｔ/年（稼働後７年間のうち最大値）
（処理後保管資源物）1,393.8ｔ/年（稼働後７年間のうち最大値）
・年間実稼働日数　240 日（土･日･祝日･年末年始を除く平日）
・月変動係数　1.15
・規模　（4,197.7＋1,393.8）÷ 240 × 1.15 ≒ 26.8ｔ/日

■　計画策定　■

茅野市・富士見町・原村・諏訪南行政事務組合